

令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
(社会福祉推進事業分)

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築
に必要な人材育成手法の開発に関する
調査研究事業

報告書

令和2(2020)年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

■ 目次 ■

第1章 事業実施概要	1
1. 事業の目的.....	1
2. 事業の体制.....	3
3. 事業内容	5
(1) 育成に必要な研修構成及びテキストならびに各地域で人材育成を実施するための手 法の開発・作成	5
1) 専門職向け教材の作成.....	5
2) 支え合う関係づくりや居場所づくり等の地域における伴走支援の充実に向けた研修 教材の作成	6
資料編	9

第 1 章 事業実施概要

1. 事業の目的

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりについて、平成 27 年 9 月の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が報告書として示され、多機関の協働による包括的支援体制構築事業が予算化された。平成 28 年には「ニッポン一億総活躍プラン」に地域共生社会の実現が盛り込まれ、地域力強化検討会の設置とともに、「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業が予算化された。平成 29 年には社会福祉改正案が提出され、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・及び関連通知が発出され、平成 30 年 4 月より、改正社会福祉法が施行された。

改正社会福祉法では、住民や福祉関係者が、①支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様な複合的な地域生活課題を把握し、②関係機関と協働・連携等を行って解決を図ることができるようになるために、市町村は、以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定している。

○地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

○住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制

○主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

なお上記の改正社会福祉法附則に沿い、2017 年度から 2019 年度の 3 年間にわたり、相談支援体制づくりと地域課題の解決力強化についてのモデル事業を実施し、全国的に整備するための制度化のあり方を検討し、2020 年度以降各地域における体制の確立と充実を図ることを目指している。

改正社会福祉法公布の次年度以降、2017 年度には 100 自治体がモデル事業に参加、2018 年度は 150 自治体に参加し、自治体の取り組む支援体制構築事業の実施上の工夫や課題の整理等が行われてきた（事業名「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」）。このモデル事業では、国がモデル事業実施自治体を対象とした集合研修を年に数回開催しており、行政による制度説明、モデル事業実施自治体による実践報告、モデル事業実施自治体同士の話し合い、次年度計画策定のためのワークショップ等が開催されている。2019 年度は 200 自治体に参加し、自治体の取り組む支援体制構築事業実施上の工夫や課題の整理等が行われている。

なお、2020 年度から全国各市町村等地域で支援体制を確立し充実を図っていくためには、構築を担う市町村の担当職員等の人材育成を行っていくことも重要な課題であることから、本事業は、各市町村の包括的支援体制構築を担う人材の育成研修等を都道府県等が行うことを想定し、今後各地域での支援体制構築に必要な人材育成手法を開発することを目的として実施した。

2. 事業の体制

包括的支援体制の構築に必要な人材に求められる機能をもとに、育成に必要な研修構成及びテキストを開発・作成するとともに、各地域で人材育成を実施するための手法を検討・開発し、また研修をモデル的に実施（全国1箇所程度）し、その効果を検証するため、有識者等による検討委員会を開催した。

なお検討委員会のもとに、作業部会を設置した。検討委員会は、研修や教材の基本的考え方や全体の方向性を検討するとともに、必要に応じて作業部会への助言・意見を行うものとした。専門職向けの教材を検討するチーム及び地域向けの教材を検討するチームの2つの作業部会を設置し、各作業部会で具体的な教材・カリキュラムの作成を行った。

検討委員会の委員は以下のとおりである（敬称略）。

（委員長）坂本 文武：Medical Studio 代表理事（作業部会①②委員長兼務）

（委員） 朝比奈ミカ：中核地域生活支援センターがじゅまる センター長

阿部 友輝：大分県福祉保健部保護・監査指導室 主査

加藤 恵：半田市障がい者相談支援センター長

高橋 尚子：一般社団法人 京都自立就労サポートセンター
主任自立就労支援相談員

松岡 克朗：岡山市保健福祉局保健福祉部 保健福祉企画総務課

（上記5名は作業部会①（専門職向け教材検討チーム）委員兼務）

池田 昌弘：NPO 法人全国コミュニティライフサポートセンター理事長

久保 真人：川崎市健康福祉局地域福祉部地域福祉課

古城 亜耶美：社会福祉法人ゆうゆう 人事・広報・企画担当

前神 有里：一般財団法人地域活性化センター

（上記4名は作業部会②（地域向け教材検討チーム）委員兼務）

会議は以下のとおり開催した。

<検討委員会>

	開催日時・場所	議題
第1回	令和元年9月20日(金) 15:00～16:30 ビジョンセンター東京駅前 706 会議室	・ 事業実施概要について ・ 包括的支援体制の構築に必要な人材に求められる機能の検討 ・ 研修構成及びテキスト開発・作成の方向性検討
第2回	令和2年2月10日(月) 12:00～14:00 ビジョンセンター東京駅前 702 会議室	・ 研修構成及びテキスト及び各地域で人材育成を実施するための手法の開発・作成 ・ 報告書の検討

<作業部会①>

	開催日時・場所	議題
第1回	令和元年9月20日(金) 16:45～19:15 ビジョンセンター東京駅前 706 会議室	・ 各地域で人材育成を実施するための手法の検討 ・ 研修の企画設計体制・方法案の検討 ・ モデル研修実施概要の検討
第2回	令和元年11月1日(金) 18:00～21:00 ビジョンセンター東京駅前 701 会議室	・ 研修構成及びテキストの開発・作成の検討 ・ モデル研修実施内容の検討
第3回	令和元年12月5日(木) 14:00～17:00 ビジョンセンター東京駅前 704 会議室	・ モデル研修実施方法・内容等の検討
第4回	令和2年1月15日(水) 14:00～17:00 ビジョンセンター東京駅前 701 会議室	・ 地域共生社会人材育成研修(モデル研修)の検討

<作業部会②>

	開催日時・場所	議題
第1回	令和元年9月20日(金) 16:45～19:15 ビジョンセンター東京駅前 706 会議室	・ 各地域で人材育成を実施するための手法の検討 ・ 研修の企画設計体制・方法案の検討 ・ モデル研修実施概要の検討
第2回	令和元年12月18日(水) 14:00～17:00 TKP 東京駅セントラルカンファレンスセンター 11E 会議室	・ 事例集作成に関する検討
第3回	令和2年2月10日(月) 14:00～16:00 ビジョンセンター東京駅前 702 会議室	・ 座談会の実施

3. 事業内容

(1) 育成に必要な研修構成及びテキストならびに各地域で人材育成を実施するための手法の開発・作成

改正社会福祉法の公布後3年を目途に、包括的な支援体制を全国的に整備することとされており、それに伴い包括的支援体制の構築に必要な多機関協働の中核を担う人材等の育成に向けて、育成に必要な機能を踏まえた研修内容及び各地域で育成するための手法を確立するため、専門職及び地域を対象として、育成に必要な研修構成及びテキストの開発・作成を行った。

1) 専門職向け教材の作成

作業部会①では、自治体が研修を開催する際に用いることを想定し、各種相談支援機関の支援員や連携担当職員を対象とした、総合的包括支援事業における相談支援の機能として要件となる機能や担保すべき機能を実践的に学ぶ教材を開発・作成した。

また、開発・作成した研修構成及びテキストの効果を検証するため、検討委員会委員の所属する自治体において、以下のとおり研修をモデル的に実施し、その効果を検証した。

➤ 開催日時

2020年1月24日（金）10：00～17：00（開場 9:30）

➤ 開催場所

岡山国際交流センター 国際会議場

➤ 研修タイトル

地域共生社会実現のための専門職人材育成研修

➤ 対象者

岡山県岡山市

- 現場の職員
- (2) 市の相談機関所管課の職員
- (3) その他、参加者

➤ 参加人数

- 参加者：77名
- 複合課題アドバイザー：10名
- 他自治体：17名
- オブザーバー：3名

モデル研修での効果検証を踏まえ、最終的に「市町村における専門職（相談対応）向け研修実施のための手引き ～「断らない相談支援」について学ぶ研修会の企画から実施まで～」として成果をとりまとめた（詳しくは資料編を参照のこと）。

2）支え合う関係づくりや居場所づくり等の地域における伴走支援の充実にに向けた研修教材の作成

作業部会②では、自治体が研修を開催する際に用いることを想定し、自治体が住民や企業、NPO等の地域向けに行う研修会やワークショップで活用できる教材の開発・作成を検討した。検討の結果、地域向けに実施されている研修会やフォーラム、ワークショップ等はすでに多くの実践があることや、その対象や考え方、手法が多種多様であることから、地域における伴走支援の参考となるよう、実践者である検討委員会委員へのヒアリング及び座談会を開催し、その内容をとりまとめた記録を作成した。

①ヒアリング実施概要

自治体において地域づくりに係る研修を行う際の参考とするため、これまでの研修会運営等の経験より、準備段階から開講後までの研修実践の工夫やポイント等について、地域向けに実施されている研修会やフォーラム、ワークショップ等の実践者である検討委員会委員にヒアリングを行った。

<ヒアリング実施状況>

実施日時	対象者	所属・役職
令和元年 11 月 20 日（水）	久保委員	川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室
令和元年 11 月 25 日（月）	古城委員	社会福祉法人ゆうゆう 人事・広報・企画担当
令和元年 12 月 5 日（木）	前神委員	一般財団法人地域活性化センター
令和元年 12 月 26 日（木）	池田委員	PO 法人全国コミュニティライフサポートセンター理事長

<ヒアリング項目>

（ア）地域における伴走支援の充実等に向けた研修の開催経緯

- ・ 当該取組を開催するに至ったきっかけや、開催までのプロセス

（イ）開催に向けた準備事項

- ・ 準備期間
- ・ 参加メンバー
- ・ 事前打ち合わせの頻度や内容
- ・ 開催に向けた課題及び課題への対応方法

(ウ) 開催内容

- ・ 開催場所・開催日
- ・ 会場及び規模
- ・ 対象者
- ・ 情宣方法
- ・ 講師
- ・ プログラム
- ・ 仕様した教材や資料
- ・ 工夫した点

(エ) 開催の効果

- ・ 参加者の変化
- ・ その後の新たな動き、地域の変化

(オ) 課題及び改善点

②座談会実施概要

地域づくりに向けた支援を異なる背景や視点から取り組まれている実践者（検討委員会委員）の立場から、地域づくりの意義や実践のポイントを紹介し、新たな気づきを含め共通点や相違点を明らかにすることで、地域づくりに向けた支援への関心を高め、実践の参考とするため、座談会を実施した。

<座談会実施日・実施場所>

令和2年2月10日（月）14:00～16:00、ビジョンセンター東京駅前 702 会議室

<参加委員（敬称略）>

NPO 法人全国コミュニティライフサポートセンター理事長 池田 昌弘

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 久保 真人

社会福祉法人ゆうゆう 人事・広報・企画担当 古城 亜耶美

一般財団法人地域活性化センター 前神 有里

（作業部会②（地域向け教材検討チーム）委員）

<設問項目>

(ア) 「地域づくり」にむけた人づくり（団体づくり）の類型化

- ・ 人材育成の対象は誰か
- ・ 各対象の育成手法にはどのようなものがあるか

(イ) これからの「地域づくり」にあたり重視したいこと（テーマと人との出会い方）

- ・ テーマはどのように設定するのか
- ・ テーマに関わる当事者との出会い方

- ・ 当事者や行政、関係者をいかに「地域づくり」に巻き込んでいくか
- (ウ)「地域づくり」に関わる行政の意識をどう変えるのか
- ・ 継続的な「地域づくり」の取組に向けて、自治体は何を考えればいいのか

資料編

I. 専門職向け教材

「市町村における専門職（相談対応）向け研修実施のための手引き
～「断らない相談支援」について学ぶ研修会の企画から実施まで～」

II. 地域における伴走支援の参考となる座談会記録

「これからの地域づくりに向けて
～地域づくりの実践者による座談会記録～」

令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築に必要な
人材育成手法の開発に関する調査研究事業

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築に向けて
**市町村における専門職（相談対応）向け
研修実施のための手引き**

～「断らない相談支援」について学ぶ研修会の企画から実施まで～

令和2年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

◆ 目次 ◆

はじめに	1
1. なぜ、「断らない相談支援」について学ぶ研修をあなたの市町村で 企画・実施する必要があるのでしょうか?	1
2. この研修を受講してほしい専門職（相談対応）は、誰でしょうか?	3
3. この研修は、どのような機能、役割、効果が期待できるでしょうか?	4
4. 本手引きの使い方	4
 第一部 研修の企画体制の立ち上げから 実施までの手順	7
I. トップの理解を得る	9
II. 起案メンバー・チームを立ち上げる	10
1. 起案書の作成体制を検討する	10
2. 起案書の作成体制を構築する	11
III. 研修起案書を立案・作成する	12
1. 起案書作成のための情報収集	12
2. 企画メンバーの意識統一	12
3. 起案書の主な掲載事項・内容	13
IV. 庁内に起案書を報告、理解・承認を得る	15
1. 所属長への相談	15
2. 同僚や上司、関連部署等への説明	15
3. 起案書の提出・承認、研修実行に向けた協力依頼	15
4. 都道府県所管課への情報提供と協力確認	16
V. 研修実施計画の立案、組織承認、開催決定	17
1. 研修実施計画の立案	17
2. 研修の周知	18
VI. 研修実行チーム立ち上げ、実行に向けた準備	19
1. 研修実行チームの立ち上げ	19
2. 研修開催までの業務、準備	19
 第二部 研修の企画・準備、研修の実施、研修後の企画・対応	21
I. 研修の企画・準備	23
1. 研修の目的・狙いの設定	23
2. 研修対象者の設定	25
3. 受講者募集・確保方法	26
4. 研修の実施体制・分担の検討	26
5. 研修会の開催日時・場所の決定	28
6. 研修の準備物	29

Ⅱ. 研修の実施	30
1. 研修の全体構成	30
2. グループの作成方法	31
3. 事前課題	32
4. 当日打合せ	32
5. 研修プログラム	33
6. 資料作成	52
7. 記録（録音・録画・写真撮影等）	52
Ⅲ. 研修後の振り返り・職場での活用	53
1. 研修終了後の振り返りの会議・懇親会等の実施	53
2. 各職場での報告・活用の依頼	53
3. 受講者アンケートの実施	53
 第三部 都道府県の役割	 55
1. 地域共生社会の推進における都道府県の役割とは	57
2. 市町村の推進を担う人材の育成	59
(1) 基本的な考え方	59
(2) 研修実施の具体的方法（大分県の取組事例を参考にして）	59
3. その他考えられる都道府県の役割	62
 第四部 岡山市でのモデル研修実施結果報告	 63
Ⅰ. モデル研修の開催概要	65
1. 本事業※におけるモデル研修の実施目的	65
2. モデル研修実施地域	65
3. 研修タイトル	65
4. モデル研修参加者に対する実施目的	65
5. 開催日時	65
6. 開催場所	66
7. 対象者	66
8. 参加人数	66
9. 研修プログラム	67
Ⅱ. 研修教材の作成	68
1. 研修教材の作成方法、作成の工夫	68
2. 研修のために作成した資料	69
Ⅲ. アドバイザーの役割、選任、配置	70
1. アドバイザーの役割	70
2. オブザーバー（他自治体参加者）の役割	70
3. 各プログラムにおける役割	70

IV. 当日の研修内容.....	73
1. グループ分け.....	73
2. プログラム・タイムスケジュール.....	76
3. 会場レイアウト、研修風景.....	89
【研修スライド資料一式】	91
【アンケート一式】	137
V. 起案、内部稟議、庁内連携、参加者募集について	143
第五部 資料編.....	153
1. 改正社会福祉法の概要.....	155
2. 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ.....	156
3. 本調査研究事業の概要.....	159

はじめに

1. なぜ、「断らない相談支援」について学ぶ研修をあなたの市町村で企画・実施する必要があるのでしょうか？

○令和元年12月26日、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」の最終とりまとめが行われました。この中で、市町村における包括的な支援体制の整備の在り方として、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行うこととされています。

○本手引きは、この3つの支援のうち、「断らない相談支援」に焦点をあてたものです。

○厚生労働省が最終とりまとめで示している新たな事業の実施にあたっては、「断らない相談支援」とは何かを関係する専門職たちがともに考えながら、実践していくことが極めて重要となります。「断らない相談支援」は現代社会で欠かせない支援の姿勢ですが、実は難しいことであり、気がつかないうちに、断ってしまっていることすらあるため、研修が必要と考え、本手引きにいたしました。

○例えば、以下のようなことが起きてはいないでしょうか…

- ・相談者の本当に相談にのってほしいことを引き出せず、相談者は『どうせ相談しても無駄…』と諦めていないでしょうか…
- ・相談者は複合的な課題を抱え、相談したいことの整理ができていないのに、それに寄り添った対応をせず、聞かれた相談にのみ対応していないでしょうか…
- ・相談窓口は相談者から相談内容を聞いても、どこが担当なのか分からず、とりあえずつなげそうなところへ回したままにしていないでしょうか…
- ・そもそも、相談ニーズのある人が相談に来ていない、ということはないでしょうか…
- ・相談に対応する職員側も、断らない相談といわれても、断れないとなると負担が大きい、どう対応することなのか分からない、普段から断ってなどいないのに…等々、戸惑いはないでしょうか…

○これらの背景には社会的孤立、複合課題や制度の狭間の顕在化、といったことがあげられます。

○制度に基づき、相談者に必要なサービスを提供することで支援ニーズを充足することは、これまでも、これからもある一方、8050問題等の制度をまたがる複合課題の

顕在化により対象者別の各制度のもとでの支援の実践において対応に苦慮している現状があります。

- また、地域のつながりの希薄化、家族機能の低下、雇用形態の変化による会社内でのつながりの低下など、「共同体機能」の脆弱化により、課題を抱えたとしても、身近に気づいてくれたり、気軽に相談できる人がおらず、SOS が出せずに本人の意思と無関係に孤立化してしまっている現状があります。
- 複合的な課題を抱える人や、制度の狭間に支援ニーズを抱える人は、どの相談窓口にも来ます。相談窓口において制度に基づくサービスを紹介・提供するだけではなく、相談者により丁寧に寄り添い、抱える課題や困りごとを想像しながら、必要な機関や関係者と協働しながら伴走していく必要があります。
- 一見無関係と思える相談窓口でさえも、相談業務に関わる職員一人ひとり（委託先や介護・障害等事業所含む）がこのような現状や、これからの社会で求められる「断らない相談支援」の基本的な考え方を理解し、現場の実践に活かしていくことが必要となります。
- 本手引きでは、「断らない相談支援」について、わが市町村の実情に引きつけて考え、相談に対応する専門職が「今、何が求められているのか」を理解し、実践するための具体的な研修手法について解説します。

2. この研修を受講してほしい専門職（相談対応）は、誰でしょうか？

- 相談支援の場面で起きている課題を踏まえると、どのような人に研修を受けてもらいたいでしょうか。
- 「断らない相談支援」に関わる部署はどこでしょうか。専門職は誰でしょうか。
それぞれの特徴や課題はどのようなものでしょうか。
例えば、「若手職員は比較的柔軟に相談支援に対応している」「ベテラン職員ほど従来の方法にとらわれて柔軟な対応が苦手」「福祉事務所と地域包括支援センターでは所管している制度の考え方や相談支援のスタンス等が異なり、対応に特徴がある」など、よく見ると、さまざまな特徴、課題はないでしょうか。
- まず、わが市町村での相談支援の実態を踏まえて、どのような部門、専門職に、どのような特徴や課題があるのか、仮説を立ててみるとよいでしょう。そうすることで、誰にこの研修を受けてほしいのか、対象を明確にしていくことにつながります。



POINT!

複合的な課題や制度の狭間に支援ニーズを抱える人が、どの相談窓口を訪れるのか。もしくは、どの部署でそのニーズを拾い上げる可能性があるのか、を考え、その部署を基本的な対象と設定するのが、第一歩かもしれません。「断らない相談支援」とは、窓口担当者が「職掌を超えて全部を引き受ける」のではなく、「職掌を超えたニーズをみんなで受けとめ、最終的に各部署の負担を減らす」ことを念頭においた概念です。受けとめ、一緒に考える「みんな」が誰なのか、を選考基準にしてください。

せっかくの機会だから、と、さらに対象を拡大したい場合は、そのような支援ニーズに伴走するときに関わってほしい部署（例：税務や環境）や専門職を追加したり、階層を縦に広げる（係長、課長、部長職まで呼びかける）ことも検討できます。ただし、一度に対象を広げすぎると準備も当日の運営も負荷があがります。試行錯誤を重ねて複数回で改善していく研修にしてもいいですね。

3. この研修は、どのような機能、役割、効果が期待できるでしょうか？

○本手引きで解説する研修では、相談支援に関わる専門職に対し、以下の3つの機会を提供することを目指します。

- ①自分の市町村で必要とされている『断らない相談支援』とは具体的にどのようなことなのかを認識できる機会を提供する
- ②自分が「断らない相談」を実践できているのか確認したり、知らないうちに「断る相談」をしていないか気づく機会を提供する
- ③自分が「断らない相談」をできていることに気づき、勇気づけ、さらなる向上心を持つ機会を提供する

※本研修は、「断らない相談支援」に関する研修です。冒頭にあげた3つの支援のうち「参加支援」「地域づくりに向けた支援」については解説していませんが、「断らない相談支援」を行った後は「参加支援」が必要となり、地域に適切な資源がなければ「地域づくりに向けた支援」を行っていくことが必要となります。本研修で支援の入口である「断らない相談支援」を理解し、実践していくことで「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」について、受講者がそれぞれの立場でどういったことができるのか、検討するきっかけにつなげていきます。

4. 本手引きの使い方

- 本研修は、市町村の職員自身が企画し、実施していくことを想定しています。研修の進行や講師も含め、市町村の職員が主体となって実施することで、人材育成につなげることも狙いとしています。
- 次ページのように、市町村で研修の担当となった人が、手順を追って進めていくことができるように構成し、解説をしています。第一部Ⅴ「1. 研修実施計画の立案」の中心は、「第二部 研修の企画・準備、研修の実施、研修後の企画・対応」「第四部 岡山市でのモデル実施研修結果報告」を参考にしてください。
- また、第三部では都道府県の役割について解説をしています。
- 紹介している方法はあくまで一案です。各市町村で地域の状況を踏まえて、創意工夫で研修の企画を行ってください。例えば、1日研修として提示していますが、複数の日程に分けて実施したり、内容を追加したり、状況に応じてアレンジが可能です。

＜本手引きの構成＞

第一部 研修の企画体制の立ち上げから実施までの手順 p.7

- I. トップの理解を得る p.9
- II. 起案メンバー・チームを立ち上げる p.10
 - 1. 起案書の作成体制を検討する p.10
 - 2. 起案書の作成体制を構築する p.11
- III. 研修起案書を立案・作成する p.12
 - 1. 起案書作成のための情報収集 p.12
 - 2. 企画メンバーの意識統一 p.12
 - 3. 起案書の主な掲載事項・内容 p.13
- IV. 庁内に起案書を報告、理解・承認を得る p.15
 - 1. 所属長への相談 p.15
 - 2. 同僚や上司、関連部署等への説明 p.15
 - 3. 起案書の提出・承認、研修実行に向けた協力依頼 p.15
 - 4. 都道府県所管課への情報提供と協力確認 p.16
- V. 研修実施計画の立案、組織承認、開催決定 p.17
 - 1. 研修実施計画の立案 p.17
 - 2. 研修の周知 p.18
- VI. 研修実行チーム立ち上げ、実行にむけた準備 p.19
 - 1. 研修実行チームの立ち上げ p.19
 - 2. 研修開催までの業務、準備 p.19

研修実施計画立案の中身は、
第二部、第四部を参考にしてください。

第二部 研修の企画・準備、 研修の実施、 研修後の企画・対応 p.21

- I. 研修の企画・準備 p.23
 - 1. 研修の目的・狙いの設定 p.23
 - 2. 研修対象者の設定 p.25
 - 3. 受講者募集・確保方法 p.26
 - 4. 研修の実施体制・分担の検討 p.26
 - 5. 研修会の開催日時・場所の決定 p.28
 - 6. 研修の準備物 p.29
- II. 研修の実施 p.30
 - 1. 研修の全体構成 p.30
 - 2. グループの作成方法 p.31
 - 3. 事前課題 p.32
 - 4. 当日打合せ p.32
 - 5. 研修プログラム p.33
 - 6. 資料作成 p.52
 - 7. 記録（録音・録画・写真撮影等） p.52
- III. 研修後の振り返り・職場での活用 p.53
 - 1. 研修終了後の振り返りの会議・懇親会等の実施 p.53
 - 2. 各職場での報告・活用の依頼 p.53
 - 3. 受講者アンケートの実施 p.53

第三部 都道府県の役割 p.55

- 1. 地域共生社会の推進における都道府県の役割とは p.57
- 2. 市町村の推進を担う人材の育成 p.59
 - (1) 基本的な考え方 p.59
 - (2) 研修実施の具体的方法
(大分県の取組事例を参考に) p.59
- 3. その他考えられる都道府県の役割 p.62

第四部 岡山市でのモデル実施研修 結果報告 p.63

- I. モデル研修の開催概要 p.65
- II. 研修教材の作成 p.68
 - 1. 研修教材の作成方法、作成の工夫 p.68
 - 2. 研修のために作成した資料 p.69
- III. アドバイザーの役割、選任、配置 p.70
 - 1. アドバイザーの役割 p.70
 - 2. オブザーバー（他自治体参加者）の役割 p.70
 - 3. 各プログラムにおける役割 p.70
- IV. 当日の研修内容 p.73
 - 1. グループ分け p.73
 - 2. プログラム・タイムスケジュール p.76
 - 3. 会場レイアウト、研修風景 p.89
 - 【研修スライド資料一式】 p.91
 - 【アンケート一式】 p.137
- V. 起案、内部稟議、庁内連携、参加者募集について p.143

第五部 資料編 p.153

- 1. 改正社会福祉法の概要 p.155
- 2. 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会最終とりまとめ p.156
- 3. 本調査研究の概要 p.159

第一部

研修の企画体制の立ち上げから 実施までの手順

I. トップの理解を得る

- 本研修は複合課題や制度の狭間の課題に対応する福祉の基本的な考え方を学び、現場の実践に活かしていくことを目的としています。
- これまでは制度に基づきサービスを提供してきましたが、複合課題や制度の狭間の課題に対応していくためには、多分野の協働により、さまざまな制度に基づくサービスや地域の支え合いなどのインフォーマルサービスを組み合わせながら支援を行うことが必要になります。
- 一方、相談窓口においては自分たちの所管の制度に基づいてサービスを提供していることから、自分たちの所管外については対応できず、やむを得ずたらい回しが起こり、結果として相談者が「断られた」という事例が見受けられます。
- こういった状況を踏まえると、各分野の所属長の理解だけでは多分野の協働が進みにくい現状があり、本研修を行うにあたり、いわゆる「縦割り」を乗り越える工夫が必要になる可能性があります。
- このため、所属長に加え、局長や部長、場合によっては首長含め、トップの理解を得ていくことが重要です。トップの理解を得て、複合課題や制度の狭間のケースについて対応をしていく方針を決定することで、各分野の所属長や担当者の協力を得やすくなります。
- また、研修受講者は担当だけではなく、所属長、局長や部長、場合によっては首長含め参加してもらうことも重要です。トップにも「断らない相談支援」の基本的な考え方を理解してもらうことで、組織全体に考え方を浸透させることができ、持続可能な仕組みにつながっていきます。

Ⅱ. 起案メンバー・チームを立ち上げる

○はじめに、研修実施のための起案書（稟議書）を立案します。

本研修を業務として企画し実施するにあたって、組織内の起案書（稟議書）を作成・提出し、承認を得ることが出発点となります。

Ⅰ. 起案書の作成体制を検討する

○起案書の作成方法には、

- ①まず、主担当となった人が作成する方法、のほか、
- ②所属や職種、資格等が異なる数人がチームで相談して作成する方法、
などが考えられます。

○受講対象となる専門職の所属部門や組織は、高齢者、子ども、教育、障がい児・者、生活困窮、地域福祉、多様性促進、多文化共生、市民相談、看護・保健・医療等、全庁及び外部の関係機関等、多岐にわたります。

○また、受講対象となる専門職は、

- ①住民に対する相談窓口（対面、電話等）に配置されて、一次相談を担当している職員、

②①では対応しにくい相談支援事案を、部門・分野横断的に統括・調整する職員、を指し、専任・兼任を問いません。

さらに、社会福祉士や保健師、看護師、介護支援専門員等の相談支援に関わる公的な専門資格の有無も限定しません。

○相談支援に関わる部門、組織、専門職等の現場の状況を踏まえたうえで、本研修の企画を起案するには、どのような体制がよいかを考えます。

短期間で効率的に進める場合は、まず主担当者が案を作り、それに対して意見をもらう方法、各現場の意見を出し合いながら作成する場合は、他部門や他機関の人でチームを作ることも効果的です。

2. 起案書の作成体制を構築する

- 起案書の企画メンバーを固める方法は、
 - ①業務を通して顔の分かる関係を構築している職員から募る方法、
 - ②組織の既存ルートを通して募る方法、などが考えられます。
- いずれの方法をとる場合も所属長に事前に報告・相談しておきましょう。
- なお企画メンバー規模としては、一般的には、2～3人規模が緊密な検討、協働作業を進めるうえで効果的です。



POINT!

ちなみに、企画段階から厚生労働省の地域共生推進担当者と連絡を取り合ってもいいかもしれません。アドバイスを受けたり、他自治体での取組例を参考にできる可能性があります。場合によっては、研修当日に行政説明に来てもらうこともできるかもしれません。同じ発想で、地域共生社会実現のためのモデル事業を受託している近隣自治体や、ブロック単位での情報交換会でも相談すると、ヒントやアドバイスを受けられるかもしれませんね。また、後に触れる都道府県に相談することも一案です。

Ⅲ. 研修起案書を立案・作成する

1. 起案書作成のための情報収集

- 研修の起案書を作成するには、現場の実態を把握する必要があります。そこで住民向けの相談窓口を担当している職員へヒアリング等により、情報収集を行います。
 - 本研修の意義や効果に対し、確信をもって企画を行うためには、相談窓口が『断らない相談支援』の機能をどの程度、発揮しているのか、課題は生じていないか等を、実際に対応している職員から話を聞き取り、相談窓口の現状とともに、研修の受講対象者のイメージをつかむことが大切です。
- そして、「わが市町村」の相談支援に関わる専門職に必要な研修のイメージ、内容、難易度等に関して仮説を立てます。その仮説に基づいて、研修の企画を具体化していきます。



POINT!

「仮説」というのは、誰にこの研修を届ける必要があるのか、の問題意識の所在です。「これは全職員一度ちゃんと受講すべき!」なのか、「ケースを持っている若手中心に丁寧に着実に」なのか、「管理職や特定の専門職から難易度の高い研修を」という話なのか、複合的な課題や制度の狭間に支援ニーズを抱える人たちにどの程度対応できているのか、の自己分析から研修の対象者とレベルを選定しましょう。

2. 企画メンバーの意識統一

- 起案書の作成にあたっては、企画メンバーで以下の点を明確にしたうえで、取り組むことが大切です。
- ①相談支援の現場の個々の職員が、『断らない相談支援を実践する力』をより向上させるための「人材育成研修」の一環として企画立案する。
- ②市町村の職員だけでなく、相談支援業務を委託ないし助成している組織で相談支援業務に従事している職員等も含めた「人材育成研修」の一環として企画立案する。
- 『断らない相談支援』の機能を、国の示す定義を踏まえて、企画メンバーで共有しましょう。

＜断らない相談支援＞

○本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援

①属性にかかわらず、地域のさまざまな相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能

②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能

③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能

※②及び③の機能を強化

(出所)厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ 概要 令和元年12月26日

各相談窓口で「何でも受け止めて、その受け止めた窓口で解決を目指す」ということではなく、「従来、受け止めきれていない相談者の家庭等を含めた支援課題に、より早期に気づき、必要な部署・機関等と連携して、相談者に伴走して、本人が望む暮らしに近づける」ということです。

3. 起案書の主な掲載事項・内容

○起案書の主な記載内容としては、例えば、以下の項目があげられます。

起案書作成にどの程度の投入工数が見込まれるのか、庁内・庁外の協力・連携先、期待する成果を起案に明記することは、働き方改革の観点も含めて、承認者が本起案を評価・判断するうえで、ポイントとなります。

＜研修企画＞

○目的・狙い

○受講対象

○研修の実施方法

○研修内容

○期待できる成果

○費用 / 等

＜研修の実施体制＞

○研修担当者が本業務に予定される投入時間数の見込み

○参加協働を依頼する庁内、及び他部門等の担当職員

○参加協働を依頼する外部の関連組織・機関の名称 / 等

○受講対象については、『断らない相談支援』業務を担っていると思われる担当部門、組織等を洗い出します。例えば、次頁の分野が想定されます。庁外の関係機関・職種等は、住民の一次相談や支援に対応していると思われるところを検討します。

○また、本研修はこれからの福祉の基本的な考え方を学ぶことから、福祉事務所や地域包括支援センターといった現場の職員（委託先含む）だけではなく、庁内の制度所管課も参加することが重要です。

地域の実態に応じて幅広く受講対象を想定していきましょう。

■ 庁内の部門

・生活困窮	・地域包括ケア	・保健・衛生、医療
・障がい児・者	・児童福祉	・多文化共生
・介護保険	・子育て支援	・教育
・高齢者福祉	・地域福祉	・税部門 / 等

■ 庁内・庁外の関係機関・職種等

・福祉事務所
・生活困窮者自立支援相談支援機関
・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所
・保健センター
・精神保健福祉センター
・ひきこもり支援センター
・障害者自立支援協議会メンバー、障害者基幹相談支援センター、障害者地域生活拠点、障害者相談支援事業所等
・児童相談所
・病院の地域連携室等の MSW (メディカルソーシャルワーカー)
・社会福祉協議会の日常生活自立支援事業等の担当職員等
・訪問看護ステーションの看護師等
・女性活躍支援を行う団体、DV 相談室等
・各種市民相談窓口 / 等

- 「若手」「中堅」「ベテラン」等の受講者の職位や経験については、研修受講の成果を日常の相談支援業務に活かしていくことが目標であることを踏まえ、検討しましょう。いずれかに特化する場合もあれば、さまざまな段階の人を混ぜる場合も考えられます。それぞれの市町村の実情に応じて、十分検討することが大切です。



POINT!

「研修」は、人の意識と行動を変えるための手法です。ベテランや中堅が変わることと若手に好影響を与える、と考えれば、職歴が長い人からでしょうし、若手が「先入観なくしっかり話を聞く」重要性をより重視すれば若手から、かもしれません。世代を絞り研修を設計すると、その世代に特化する分、変化を生みやすい反面、世代間の意識と行動の差を際立たせる結果になることも注意です。世代を混ぜた研修では、多様な知恵や視点を習得できる効果がありますが、日ごろの権威や関係性が持ち込まれないよう配慮が必要です。

Ⅳ. 庁内に起案書を報告、理解・承認を得る

1. 所属長への相談

- 起案書作成の途中段階で、所属長に対して、研修開催の趣旨や必要性、期待される効果などについて説明し、理解や助言を得ましょう。

特に、例えば以下の点に関して助言を求めるとよいでしょう。期待できる各種支援の示唆も得るようにします。

- ・研修の実施計画作成や実行について、協働・連携したほうがよい庁内他部門や庁外組織・団体（事業者、専門職）
- ・受講を呼びかける庁内部門や庁外組織・団体、受講・参加職員の範囲
- ・研修の開催方法・内容、実行体制
- ・研修事業の位置づけ（業務内活動、業務外自主活動／職員研修部門主催・共催、起案部署主催／受講対象部署との共催 等）
- ・都道府県の協力を得ることについて、該当所管部署について
- ・開催日程・年度
- ・研修会開催費用の確保方法

／等

2. 同僚や上司、関連部署等への説明

- 所属部署の上司や同僚に対して、研修開催について説明を行い、理解を得ます。

研修開催の企画立案や関係部署との調整、協議を業務時間内で行うため、事前に同僚や上司の了解を得ておくことで、円滑に研修の企画や準備を進めることができます。

- その他、研修テーマが全庁的なテーマでもあることから、関連する部署、部門・部局の長等に対しても、研修の趣旨について説明を行うことが、所属する職員に研修へ参加してもらおううえでも効果的です。その際、事前に報告・相談した所属長に同席してもらってもよいでしょう。

3. 起案書の提出・承認、研修実行に向けた協力依頼

- 起案書が完成したら提出し、承認を得ます。

承認を得たら、庁内・庁外の関係する所管部署、担当職員等に対し、研修実行に関

わる協力・協働の依頼を行います。

- 研修実行への協力依頼の際に、関係役職者から留意すべき点や留保事項、助言、庁内・庁外連携調整に関する参考情報などを得られる場合があります。それらも参考に研修実行において、調整を行っていきます。

4. 都道府県所管課への情報提供と協力確認

- 都道府県の所管課に情報提供し、協力を得られる場面や内容などについて状況を確認します。
- 例えば、以下について、感触を得ることに努めます。

- ・都道府県内や全国の市町村における関連研修の先行事例、企画中の事例に関する情報提供
- ・周辺市町村等との共同企画実施等の支援
- ・研修事業における効果的な開催手法、有効な類似研修教材等の情報提供

／等

※都道府県の役割については、「第三部 都道府県の役割」を参照して下さい。(p55)

V. 研修実施計画の立案、組織承認、開催決定

1. 研修実施計画の立案

- 承認された起案書に基づいて、研修の具体的な「研修実施計画」を立案します。
主な立案事項は、例えば、以下のとおりです。

- ・研修目的
- ・受講対象
- ・研修内容
- ・講師等の選定
- ・開催方法
- ・企画～準備～実施～評価検証に必要な実行体制組織
- ・受講者確保の工夫
- ・受講者向け配布テキストの企画、作成方法
- ・受講後の評価方法
- ・費用積算、費用確保の方法

／等

- 起案書の承認や研修実行への協力を得る過程で確認した留意点、助言等を踏まえて研修実施計画を立案します。助言等を踏まえて立案することで、協力や理解を得やすく、円滑に計画を進めることにつながります。
- 研修実施計画を立案するにあたっては、都道府県の所管課などから得られる示唆や情報のほか、庁外の相談支援に関わる事業を担う組織や職員、事業者等の連携組織等、研修受講者の確保面でも協力を得られそうなところへ、研修の説明を行います。研修実施計画の検討や受講者確保について、協力や提案、助言をもらい、研修イメージを明確にしていきます。
- 説明を行う先として、例えば以下の機関等があげられます。

- | | |
|--------------|-----------------|
| ・市町村社会福祉協議会 | ・地区医師会、看護協会 |
| ・福祉事務所 | ・児童健全育成関係施設・事業所 |
| ・保健センター | ・地域包括支援センター |
| ・介護保険サービス事業所 | ・障害者自立支援事業所 |
| ・居宅介護支援事業所 | ・病院、在宅療養支援診療機関 |

／等

2. 研修の周知

○庁内及び対外的に研修開催の報告・広報するにあたっては、以下の点を明確に示すとよいでしょう。関係組織・部門で住民に対する相談支援を担当している職員の「参加したい」気持ちを後押しするうえでも、重要なポイントとなります。

- 本研修会は、新たに総合相談窓口を設置すること、その配置職員のための準備研修ではないこと
- 従来からの相談支援業務の基礎の上に、相談者や申請者の世帯や家族の支援ニーズに気づく方法、相談者や申請者に伴走しながら担当部署と協働する方法等を習得するための向上研修であること
- 幅広く受講参加を呼びかける任意事業であること / 等



POINT!

どんな人を対象に何を得られる研修か、を明確にしていきましょう。

こんな相談に困っていないか、自分ひとりで相談を受けて不安に感じていないか、自分のあの時の対応が良かったのか心配なケースがあるか、など、受講すべき人の不安や心配、困りごとを明記すると、「自分ごと」と受け止められるようです。さらには「みんなで相談しながらケースを担当できるようになる」研修のように、困りごとを解決できる先の姿も示していくと、さらに動機づけられるでしょう。「断らない相談支援研修」と言ったら、重たくて行きたくないですね!せめて、相談支援の技術をステージアップする、なら、まだあり、でしょうか。自分がなと言われたら行きたい!と思えるか、を考えてみましょう。

VI. 研修実行チーム立ち上げ、実行に向けた準備

1. 研修実行チームの立ち上げ

- 研修実施計画の承認を得たら、研修実行チームを組成し、メンバー（所属部署内外、外部組織の相談担当職員等）で打ち合わせを行いましょう。本研修の目的や想定する狙い、各メンバーの役割等について話し合います。
- 研修実行チームは、起案書作成メンバーが引き続き行う方法も考えられます。開催までの工程や役割を想定したうえで、組成しましょう。研修開催までの工程より、例えば、以下の3つのチームを編成する方法もあります。

- 全工程にわたり推進役を担うコアメンバー
- 可能な範囲・場面・役割のみサポートに入るチームメンバー
- 開催準備・当日限定で参加・協力するチームメンバー

／等

- 研修実行チームの発足にあたっては、発足段階、キックオフミーティング等において、当研修の目的や具体的な内容、受講対象等について情報共有し、意識統一を図ることが、効率的なチームマネジメントのうえでも大切です。その内容を簡潔に記した文書（電子）の作成と共有も行いましょう。

2. 研修開催までの業務、準備

- 研修開催までの必須業務には、例えば、以下があげられます。研修実行チームで担当を決めていきましょう。

- ・全体進行管理
- ・研修内容・カリキュラム立案
- ・講師・アドバイザー等のアレンジメント
- ・研修会資料・データ作成
- ・渉外、広報

／等

○研修の準備として、例えば、まず、以下に取り掛かります。

※具体的な内容については第二部で解説します。

- ・講師等の研修での位置づけ、候補者選定
- ・研修のコンテンツ作成（プログラム、カリキュラム、当日マネジメント方法等）
- ・研修会場の使用予約
- ・受講を呼びかける対象の絞り込み ／等

第二部

**研修の企画・準備、
研修の実施、
研修後の企画・対応**

I. 研修の企画・準備

1. 研修の目的・狙いの設定

○研修目的とそれに対応した受講対象、研修内容等を明確にして、起案書を実施計画にブラッシュアップしていきますが、まず、「断らない相談支援」について学ぶ研修の目的・狙いを明確にしましょう。

○「断らない相談支援」とは、高齢、障がい、子ども、生活困窮ごとに行われていた相談支援を一体的に実施し、包括的に受け止める支援姿勢を市町村内にひろげるものです。

特定の部署や担当者がすべてを受け止めるのではなく、『多部門、多機関の既存のノウハウを活用しながら、市町村全体で関係者が連携して、支援体制をつくることができるようになる』ことが研修の大きな目的です。

○平成 30 年 4 月に施行された改正社会福祉法では、住民や福祉関係者が、①支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題を把握し、②関係機関と協働・連携等を行って解決を図ることができるようになるために、市町村は、以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定しています。

○地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

○住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制

○主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制 / 等

○では、研修の受講者にどのようなことを学んでもらいたいでしょうか。研修の狙いを明確にすることも大切です。

例えば、受講者が研修を受講することで、以下のような学びを得ることがあげられます。

- 「孤立」が大きなテーマであることを学ぶ（相談者が誰にもつながれていない状況を想像できるようになる）。
- 解決ではなく、「つながり」に意味があり、つながり方は対象者によってさまざまであることを学ぶ。
- 相談者と「一緒に考えた」ことが伴走であり、解決だけが支援ではないことを学ぶ（一緒に考えることでスタートラインに立つことができる）。
- 相談を受ける自分自身が、「自分は困っている」と発信できることが伴走支援につながることを学ぶ。

○特に、本研修を受講したことで、相談支援を行う中で、困っていること、悩んでいることなどが整理でき、それを言語化して、職場や地域で相談できるようになるということが、「断らない相談支援」を学ぶ研修において、大切な狙いとなります。

そのことが、市町村内に、お互いに相談しあったり、語り合ったりできる風土をつくることにつながります。支援全般と同じように、「断らない相談支援」に「一つの正解」はありません。仲間たちと悩みを共有し、相談しあえる風土は不可欠です。

○本研修を開催することで、あなたは、わが市町村で、どのような変化を起こしたいですか？

2. 研修対象者の設定

- 本手引きで想定している研修の主な対象者は以下です。
 - ・庁内外の福祉分野の相談にかかわる部門に従事する職員
 - ・初任者（保健福祉の経験なしに相談窓口配置された職員でも理解できる内容。多少、ケースを担当した経験がある人）
- 第一部の起案書の作成（p12）でも触れましたが、庁内、庁外で想定される部門や関係機関等として、例えば、以下があげられます。どのような部門、職員に参加してもらいたいのか、具体的にリストアップしていきましょう。職種や年代なども含めて整理していきます。

■ 研修対象の検討

- ・庁内のみとするか、庁外も含めるか
- ・福祉関係者のみとするか、福祉関係者以外も含めるか
- ・若手のみとするか、中堅やシニアも対象とするか
- ・職場単位で悉皆の研修とするか 等

■ 対象部門の検討

< 庁内 >

- ・生活困難 ・障がい児・者 ・介護保険 ・高齢者福祉 ・地域包括ケア
- ・児童福祉 ・子育て支援 ・地域福祉 ・保健・衛生、医療
- ・地域共生 ・税部門 / 等

< 庁外 >

- ・病院 ・診療所 ・社会福祉協議会 ・介護保険サービス事業所
- ・障害福祉サービス事業所 子育て支援に関わる施設・団体
- ・相談支援を行う団体 / 等

- 市町村内のネットワーク構築を図りたいのであれば行政職員中心、民間の関係機関等との連携を推進したいのであれば、行政職員と民間の関係機関を半数ずつにするなど、目的に応じて研修対象を設定していきます。
- 本手引きでは、グループワークが組み込まれていますが、より効果的な議論が行われるように、各グループにアドバイス等が可能な相談経験や知見が豊富な職員等がアドバイザーとして参加することも考えられます。アドバイザーは、市町村の職員のほか、庁外の人に担ってもらうことも考えられます。

3. 受講者募集・確保方法

- 研修対象者が決まり次第、定員を決めて、受講者の募集を開始します。
グループワークもあることから、どの組織、職種に何人程度の参加があったらよいか、おおよそ割り当てた人数を算出してから、受講者を募るとよいでしょう。
- 地域共生のテーマは、多部門に渡るため、受講者の確保においては、部長、局長級の協力を得ることも大切です。
- また、庁内・庁外含め、研修対象者が所属する組織が関わる会議（福祉事務所長会議、保健センター長会議、地域包括支援センター長会議 地域ケア会議 介護サービス事業者連絡会の会議 等）があれば、その場に出向いて、説明の時間をつくってもらったり、研修のチラシを配布するなどして、参加者を募るとよいでしょう。
- こうした場を活用して、各部署・組織の長やキーパーソンに、具体的に何人程度、どのような人に参加してほしいのか（管理職、中堅、新人等が均等になるように〇人程度など）も伝えることで、組織内での調整を進めてもらいやすくなります。業務との関係で、職員一個人では職場の調整が難しいという場合もあるので、参加を促進するために効果的です。
参加しやすい日を確認し、多くの参加者が集まりやすい日を設定することも大切です。（大きなイベント開催、定例の対応必須の業務日、業務繁忙時期などの確認）
- さらに、特にこの人には参加してもらいたいという人がいれば、リストアップして、個別に依頼を進めましょう。
- 職場に戻ったら、研修で学んだことや気づいたことを共有することを要請する前提で考えると、各職場から最低 1 人となることです。しかし、研修で持ち帰る高い熱量を共有できる仲間がいたほうが、研修の間現場を守っていた仲間に伝わりやすいことから、可能な限り、各職場 2 人以上、とするほうがよい、と一般的には言われます。

4. 研修の実施体制・分担の検討

- 本手引きでは、正解がなく、個別性が高い「相談支援」のあり方を「考える力」を涵養することを目的にしているため（「教える」研修ではない）、気づきを生み出すファシリテーターのみで場を回す想定をしています。
- しかしながら、研修プログラムに応じて、サブファシリテーター、アドバイザー、講師等を置くか、オブザーバーを呼ぶか、それぞれ誰に依頼するか、目的により使い分けることができると考えていますが、「学びあう」場づくりのため、できる限り市町村の職員で担ってもらえる人を探します。

例えば、以下が考えられます。

- 研修全体の学習ファシリテーター（グループワークの指示や全体発表の差配、学びの整理など）
- 講師（最新情報もしくは話題・ケース提供役）
- グループワークのサブファシリテーターやアドバイザー（助言役）
- オブザーバー（各部門の管理職・役職者、専門職団体、事業者団体、NPO、住民組織、他自治体職員 等、今後つながりを持ちたい、もしくは研修内容を理解してほしい協力者たち）

／等

- グループワークのサブファシリテーター、アドバイザーを置く場合、管理職や相談支援に熟知した人を指名するとともに、事前に説明会や個別の説明を行うとよいでしょう（役割、研修構成、グループワークの進め方等の解説）。

例えば、彼らの役割として、以下があげられます。

- 各グループワークにおいて、議論が行き詰った場合や議論とは異なる視点があった場合に、ヒントや問いかけを行い、グループワークを活性化させる。
- タイムキーパーとして、時間の管理を行う。
- 各グループワークの結果を発表する際に、担当グループの発表を促す。
- 各グループワークで、キーワードとなるコメント等を書き留めてもらう（研修の効果分析、今後の取組に役立てる）。

／等

POINT!

例えば、10 グループ程度できると全体の学習ファシリテーター一人では、グループワークでの議論に介入ができなくなります。そこで、サブファシリテーターやアドバイザーを配置することになります。逆に、少人数の研修で、グループ数も限られている場合は、不要かもしれません。

なお、管理職や相談支援のプロを「アドバイザー」として配置すると、発言しづらくなる参加者もでることが想定されます。その場合、研修当日に「脱線したら軌道修正するだけの役割で人を配置している」程度として伝え、発言に遠慮ないように促すか、グループで一人、脱線していないか、時間管理は大丈夫か、の「お目付け役」を交代で担うように働きかけるなど、発言しやすさを確保しましょう。

- 研修の運営体制についても、実施方法や分担等を検討します。
例えば、以下があげられます。

<事前>	<当日>
○広報、案内送付	○受付担当
○受付・参加者リスト管理、グループ分け	○設営担当
○会場予約・調整	○全体進行（学習ファシリテーター）
○準備物の手配、会場への発送	○司会
／等	○会場担当者との調整
	○記録（写真や録画）
	／等

5. 研修会の開催日時・場所の決定

- 多くの参加者が見込めそうな時期で、研修の開催日時を決定します。あわせて、利便性なども考慮し、研修会場も確保します。
- 開催回数、開催曜日、時間帯や時間数を踏まえて、開催日時を決めていきます。例えば、1日研修とするか、半日研修×2回とするかなど、参加しやすさに配慮し検討します。
- 研修会場は、研修定員やグループワークのレイアウトのほか、オブザーバー席、傍聴席、事務局席等のスペースも踏まえて、検討します。

6. 研修の準備物

○グループワーク、会場設営、受付等、研修に必要なものを準備します。

○例えば、本研修を行う場合、以下を用意します。

必要に応じて、事前に会場へ送付しておきます。

<参加者への配布物>

- 研修の配布資料
- 参加者アンケート
- 名簿
- 座席表 / 等

<会場設営関係>

- 登壇者の名前垂れ幕
- 会場案内用看板表示
- 各グループ番号を記載した紙(テーブルに置くもの)
- 受付等の案内表示
- アンケート回収ボックス
- 筆記具、カッター、ごみ袋、セロハンテープ・両面テープ、はさみ / 等

<グループワーク用>

- 模造紙
- A4用紙
- マジック
- 付箋紙 / 等

<登壇者用>

- ポインター
- 卓上時計
- ミネラルウォーター
- 紙コップ / 等

<記録関係>

- IC レコーダー
- デジカメ
- ビデオカメラ(電源延長ケーブルも)
- ホワイトボード / 等

Ⅱ. 研修の実施

Ⅰ. 研修の全体構成

- 本手引きで解説する研修の全体構成は以下のとおりです。本研修は、「教える」研修ではなく、参加者の「考える力」を涵養する研修であることに特徴があります。
- 研修の趣旨説明ののち、アイスブレイクを行い、まず、相談支援で知らず断っていることなどについて気づきを得るための事例検討をグループワークにより実施します。次に、国の動向、わが市町村の取組状況を座学で学びます。昼休憩をはさみ、断らない相談支援について理解を深める事例検討をグループワークにより行います。最後に、まとめを行います。
- 研修時間は仮に10:00～17:00（うち昼休憩1時間、途中休憩計10分）で設定しています。
また、1日研修で行った場合の時間割を示していますが、例えば、「事例検討①」「背景説明」と「事例検討②」「まとめ」を別の日に行い、半日研修とする方法など、参加しやすさ等を考慮しながら、検討します。
- あくまで、一例として実験し、提示するものですので、それぞれのセッションの意図と設計を参考に、各自治体の実情にあった検討をお願いします。

	時間配分	内 容	手引きの 該当ページ
1) 開会あいさつ	10:00～10:05 (5分)		
2) 研修の趣旨説明	10:05～10:10 (5分)	・研修の趣旨 ・研修受講者に期待すること ・研修プログラム ・注意事項 / 等	
3) アイスブレイク	10:10～10:20 (10分)		p34
4) 事例検討① 【気づきを得る】	10:20～11:40 (80分)	・グループワーク①【事例①】:40分 ・グループワーク①【事例②】:40分	p36
5) 背景説明 【知識を習得する】	11:40～12:25 (45分)	・国の動向説明:10分 ・市町村の取組説明:10分 ・グループワーク②:20分 ・発表・コメント:5分	p41
昼休憩	12:25～13:25 (60分)		

	時間配分	内 容	手引きの 該当ページ
6) 事例検討② 【理解を深める】	13:25～16:15 (170分)	・グループワーク③【事例①】:80分 ・休憩:10分 ・グループワーク③【事例②】:80分	p45
7)まとめ、	16:15～16:55 (40分)	・グループワーク④:25分 ・発表:10分 ・まとめ:5分	p50
8) 閉会あいさつ	16:55～17:00		

2. グループの作成方法

- 本研修には、グループワークを行うプログラムが4つ、設定されています。
- グループ分けの方法として、例えば、同じ圏域で多職種の連携を深めたい場合、以下の方法が考えられます。

- ・圏域はできる限り同じ人で集める
 - ・職種や所属は均等に分ける（できる限り重ならないようにする）／等
- 圏域をできる限り同じにすることで、実際に支援にあたる担当者同士の顔の見える関係ができ、実際の支援にあたって相談しやすい環境が構築でき、多機関が協働した支援につなげることができます。
- また、年齢層が近い人で集めると、お互いに話やすく、アイデアが生まれやすいという効果が期待できます。一方、多様な年齢層を混在させると、他世代の考え方や悩み等に対して気づきを得られるかもしれません。設定した研修の目的に応じて、グループ編成を検討します。
- 1グループは5～7名程度とすると、限られた時間の中で全員が議論に参加できると考えられています。
- グループワークによってグループ編成を変えることも考えられますが、本研修はプログラム間につながりがあるため、同じメンバーとしたほうが、より深い議論ができると考えられます。



POINT!

正解のない問いに向き合うためには、自分と異なる視点や発想に触れ、それを楽しめる体験が必要です。グループワークのような参加型研修は、そのために開発された手法です。話しやすい規模と環境で意見を出し合い（グループワーク）、他のグループでの議論を共有する（全体報告）でさらに視野を広げる設計です。

ただし、参加人数が多い研修では、すべての班の意見を聞く全体報告の時間を確保できないことから、研修で獲得してほしいことは、ある程度グループワークで実現するような人数と構成を考えるのが一般的です。グループワークで多様な意見に触れ、視野を広げるには、5～7 人くらいの多様な人が座りあっているほうが効果的です。多くの班の意見を聞く全体報告の時間が取れるようでしたら、むしろグループの構成が同質であるほうが、グループごとの意見の違いが際立ち、「自分たち」と違う視点や発想をより鮮烈に記憶しやすいこともあります。

3. 事前課題

- 受講者に対して研修内容と連動させた事前課題を出すことで、研修への意識づけを行うことができます。
- 例えば、本研修では、市町村の関連するさまざまな統計データを組み合わせて、現状を分析するグループワークが設定されていますので、事前課題として、各自、データから何が読み取れるかを考えてもらったり、自分でデータを収集してもらうことなどが考えられます。
- 研修時間は限られており、資料を読み込む時間の確保は難しいことから、データや制度等の資料を事前に読んでもらうよう、働きかけることが大切です。読めば理解できることは、読んで理解してから、読んでも分からないことをみんなで議論する時間に充てたいものです。

4. 当日打合せ

- 研修当日、開始数時間前に、主催責任者、進行係、全体ファシリテーション担当者、講師等が集まり、最終確認を行うための打合せを設定します。
- 不安な点やすり合わせておきたい点などを出し合い、調整を行います。

5. 研修プログラム

- 研修の各プログラムについて、狙い・目的、進め方、伝達事項、進行役へのアドバイスなどについて、解説します。

5-1. 研修の趣旨説明 ⌚ 想定時間：5分

- 研修の冒頭で、手短かに研修の趣旨・狙いと進行について説明し、参加者と共有します。
- 本研修における学びの姿勢として、「議論には全員が参加すること」「メモをとってキーワードをたくさん持ち帰ること」なども伝えましょう。
- この研修は、『断らない相談支援』について、一律の回答を教えるものではなく、国の動向、市町村の現状、具体的な事例を学ぶことを通じて、一人ひとり自分たちの業務においてどういったことをすべきか、を考え、現場での実践に活かしていくことが目的であることも伝えましょう。
- 研修全体のトーンを決めますので、導入の時間は手短かに且つ快活に働きかけましょう。研修を受けるにあたって大切な姿勢は、繰り返し伝えてもいいくらいです。
- スライドを用いる場合は、強調したいキーワードを大きく掲示し、スクリーンより話者に注意が集まるようにすることで、主催者の熱意や意気込みが伝わりやすくなります。

<参考：岡山市モデル研修会スライドより>

研修趣旨

- 地域共生社会とは誰もが支えあいながら孤立することなく住み慣れた地域で暮らしていけることを目指すもの
- 国民皆保険、介護保険制度に次ぐ戦後第3の節目とも言われ、国は社会福祉法を改正し、地域共生社会について市町村が進めることを努力義務化※
- 背景は社会的孤立、複合課題や制度の狭間の顕在化
- 本研修ではこれからの社会で求められる福祉の基本的な考え方を学び、現場での実践に活かしていくことを目的とする

※平成30年4月、改正社会福祉法が施行され、住民や福祉関係者が、①支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題を把握し、②関係機関と協働・連携等を行って解決を図ることができるようになるために、市町村は、以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定している。

・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
・主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

1

研修受講者に期待すること

1. 困難を抱える当事者・家族を支援するにあたって、これから必要となる基本的な考え方を学ぶ。
⇒1.断らない相談支援、2.伴走型支援、3.参加支援（社会とのつながりや参加の支援）・地域づくりに向けた支援
2. 学んだことを言語化し、困りごと・疑問を言葉にできるようにする。
3. 庁内・関係者で語り合える、相談できる風土を作る。
⇒持ち帰って組織内（課内、センター内など）で共有する。
⇒異動しても、異動先で学んだことを普及・実践してもらい、意識をもった人を増やす。
4. 学んだことを現場の実践に活かしていく。
⇒今日の参加者と気軽に相談し合える仲になる。

5-2. アイスブレイク 想定時間：10分

アイスブレイクとは、グループワークなどで発言しやすい人間関係をつくるためのゲーム性あるワークです。全員が声を出すこと、お互いのことを知り、少しでも親近感を覚えることで、後のワークで議論がしやすくなります。アイスブレイクは、研修内容とつながりのない手法も多く存在しますが、本手引きでは、後の研修内容にリンクする設定にしています。

● 狙い・目的

- 自分自身にさまざまな顔があるように、相談者にもさまざまな顔があること、いろいろな顔を捉える重要性について、気づきを得る。
- 顔の捉え方次第で、支援方法が変わってくることから、次のワークの役にも立つ。
- グループ内で関係性を構築する。

● 進め方・内容

- A4の紙を四つ折りにして、さまざまな自分の顔を3つ、簡潔に書き出してもらいます。（1分程度）。
※例：保健師10年目、3人の息子の母親、週1回ダンスに通っている、など
- 書き終えたら、所属、名前、担当、書き出した3つの顔で、自己紹介を行います。（1人1分程度）

<参考：岡山市モデル研修会スライドより>

アイスブレイク	アイスブレイク（例）
1. A4の紙を4つ折りにしてください。 2. 自分の顔を3つ書いてください。（1分）	市役所16年目、 医療・介護・福祉9年目 の事務職 中学生2人の子を 持つ父親
3. 所属、名前、担当（簡潔に）、3つの顔で自己紹介をしてください。（1人1分）	スポーツジムに週2回通い、 ボクササイズとヨガでリフレッシュ

● 準備するもの

- ・A4用紙を人数分
- ・マジック（太めのマジック。グループ内の相手が視認できるよう大きく書いてもらう）

●受講者への伝達事項

- ・お手元にある A4の紙を1人1枚持って、4つ折りにしてください。
- ・1分で、自分の顔を簡潔に3つ書いてください。
- ・1人1分で、所属、名前、担当、3つの顔で自己紹介をしてください。

■進行役へのアドバイス■

- ・アイスブレイクで多くの時間を消費する必要はありません。時間がオーバーしないように、時間がかかっている様子であれば、時間内で終わるように促しましょう。
- ・グループに1人タイムキーパー役を決めておいてもらうと進行が潤滑です。
- ・丁寧に発表すると時間を超過するため、ポイントだけ!と繰り返し呼びかけましょう。
(そのためにもマジックで太く手短かに書くことを予め指示しておきたい)
- ・例示にひっぱられないよう「自分なりに考えて!」と声をかけましょう。(本当は10個くらいだして、最後の2個を発表しあうと個性がでやすい)

※ 参考 ※

- 本研修にあった他のアイスブレイクの方法を紹介します。

<当事者目線になるアイスブレイク>

- 相談者本人、職員のイラストに、5つくらい吹き出しを書いたシートを準備する。
- 相談事例を用意して、相談者本人、職員のイラスト、それぞれに、どのように思ったのかを各自、書き出す。
- 吹き出しに書き出す気持ちは、できるだけ正直に書いてもらう。窓口での対応を否定するものではないことに注意する。
- グループ内で、吹き出しに書いた内容を、発表し合う。
- 相談者の気持ちに気づけなかったことなどを、話し合いながら分析する。

●参照先、参考文献等

青木 将幸著『リラックスと集中を一瞬でつくる アイスブレイク ベスト 50』(ほんの森出版、2013年)

堀 公俊、加藤 彰著『ワークショップデザイン——知をつむぐ対話の場づくり』(日本経済新聞社、2008年)

5-3. 事例検討①【気づきを得る】 ㊟ 想定時間：80分

専門性が深まるほどに「つい」支援者目線が強化されることがあります。行政職員として、その職務を全うしていることだけでは、相手の相談支援ニーズにできていないことも多くなってきました。いま一度「相手の目線」になれているのか、の確認を目指すワークとして設計しました。

●狙い・目的

- 「支援者目線」ではなく「当事者目線」で考えることの重要性を理解する。
- 「断っている相談」とは具体的にどういうことか、「今実践している相談は断っているのか」等に気づける相互学習の機会を提供する。
- 事例をもとに相談者の気持ちを考え、ハツとする体験、気づく経験をする。
- どうすればよかったかということではなく、相談者がどう感じたかを考える。
- 自分の見えていることだけで終わらせず、何かあるかもしれないということに気づく。
- 本人の思いや気づけなかったことを出し合い、思いに気づけなかったのは問いかけができなかったためであることを気づく。
- 相談者は必死の思いで窓口に来ていることを理解し、窓口のハードルを下げ、相談しやすい問いかけや接し方は何かを考える。

●進め方・内容

- 1事例に対する進行は以下の表のとおりです。2事例を提示し、①～⑥のグループワークを2セット行います。

進 行	時間
①KJ法等、グループワークの実施方法を説明する。 各グループで、発表者、必要に応じてタイムキーパーを決めてもらう。 となりの人とペアになって、「あなた」と「窓口」に分かれて、事例を読み上げる。	2分
②「Q1.相談した人はどういう気持ちだったでしょうか？」を質問。 それぞれ考えて付箋に書いてもらう。 ※相談者側の立場で、その時の気持ちを考える。	4分
③グループ内で、それぞれ付箋に書いた内容を発表しながら、模造紙に貼る。 意見交換しながら、似たものを寄せて、ジャンル分けを行う。	10分
④「Q2.対応した職員はどんなところに気づけばよかったでしょうか？」を質問。	4分

それぞれ考えて付箋に書いてもらう ※職員が何に気づいていなかったのか、客観的に分析する	
⑤グループ内で模造紙に付箋を置きながら、それぞれ発表。意見交換しながらカテゴリ分けを行う。	10分
⑥グループを選定し、発表(5分×2グループ)	10分

○各グループにアドバイザーを置く場合、Q1、Q2 で議論が行き詰まったり、議論とは異なる視点があれば、アドバイスしてもらいます。

○事例の例

- ・相談者側からのストーリーを示して、その気持ちを想像してもらいます。ニーズが明確になる前の話とします。
- ・「障害」「高齢」「引きこもり」などがテーマとしてあげられますが、福祉以外の要素も含まれるようにします。
- ・障害基礎年金を受給していることや未成年であることなど、一呼吸置くことで、気づきが広がりそうな材料を入れます。また、孤立にフォーカスします。
- ・行政としては間違った対応をしているわけではないけれど、相談の入口の場面で、相談することを諦めさせてしまっている場面を作ります。
- ・1事例あたり、1～2枚で資料を作成します。相談者の感情部分はあえて書かないようにします(設定のみを記載する)。情報量は極力少なくして、想像してもらいます。

<参考：岡山市モデル研修会スライドより>



事例 1

◆あなたの状況

- あなたは34歳の女性です。
- 知的障害があり、障害基礎年金をもらっています。
- 離婚して子どもを連れて実家に戻りました。



◆相談の場面

あなた：ひとり親になると手当がもらえると聞いて相談に来ました。今、実家にいます。

窓口：※あなたには以下のように聞こえています。

ジドウフヨウテアテのシンセイですね。せたいのシューニユーで
もらえるさんがぐがきまります。

ケーヒをひいたり、コージョもありますから、ケーサンしてみないと
いくらになるか、いえません。・・・*#\$&・・・

あなた：……😞
(たくさん書類を渡された。頭がぼおつとしてきた…)

窓口：△△さん？ダイジョーブですか？わからないところは ありませんか？



事例 2

◆ **あなたの状況**

- あなたは生活が苦しく、家賃や電気代などの支払いはいつも遅れ気味です。
- 昨年、自転車事故で他人に怪我をさせ、実家の母親が蓄えを送ってくれて何とか示談にしました。
- その時のお金も少しずつ返しているのに、生活は一向によくなりません。
- ある日、税滞納で口座を差し押さえられ、驚いて市役所に行きました。



◆ **相談の場面**

窓 口：何回かお手紙を差し上げましたが連絡をいただけなかったので、口座を差し押さえさせていただきました。この滞納額だと、毎月3万円ずつ支払っていただければ今期のうちに払い終わります。

あなた：毎月3万円ですか・・・

窓 口：いろいろご事情がありになるのかもしれませんが、税金は何よりも優先して支払ってもらわなければなりませんからね。毎月3万ということでよろしければ、こちらにご署名をお願いいたします。

あなた：わかりました・・・（払えないかもしれないけど、約束するしかないか・・・）



11

- 間違っただ対応はしていないにもかかわらず、何に気づくことができなかったために対応できなかったのか、この対応になってしまったのかを考えてもらいます。
- 相談を受ける職員は、いきなり相談者の背景にはたどり着けませんが、相談場面で出てきた気持ちから、何に気づいたらよいのか、何を聞いたらよかったのかを考えます。
- 答えを急ぎすぎないことが、伴走支援につながります。何を聞いたら適切な会話ができるか、この人は、本当は何をしに来たのだろうか、などと頭の中で考えます。背景を聞き出せるかどうか重要です。

● 準備するもの

- ・模造紙
- ・付箋紙
- ・マジック

● 受講者への伝達事項

- （ワークの時間）となりの人とペアになり、「あなた」と「窓口」に分かれて、この事例1を読み上げてください。
- （ワークの時間）このグループワークでは2問設問がありますので、模造紙の真ん中に線を引いて2つに分けておいてください。
付箋でそれぞれ書いてもらう作業が4分、グループ内で発表し、意見交換しながらカテゴリ分けするのが10分、計14分で作業してください。それでは始めてください。
- （発表の時間）発表したいグループはいますか？（手があがらない場合）このあと、グループワーク続きますので、必ず1回は回ってきます。早めに発表したほうが、気が楽かもしれませんよ。

■ 進行役へのアドバイス ■

- ・質より量で、たくさん付箋に書いてもらうよう声をかけましょう。
- ・自由な発言を促しましょう。
- ・批判や決めつけをしないように気をつけましょう。
- ・解決を促そうとせず、事例検討ではないことを念頭に置きましょう（どうすればよいかなどは示しません）。
- ・発表を聞く際には、ただ聞くだけでなく、メモをとるように促しましょう。



POINT! <グループワークの進行>

付箋と模造紙に慣れていない行政職員もいるかもしれません。マジックで太く大きく、1枚の付箋に1つのアイデアを書いて、それに近い内容の付箋の近くに貼っておく、というルールを再確認する必要があるかもしれません。

一方、類似した内容の付箋を集めて論点を整理する「KJ法」という手法が、このワークの意図に沿わないこともありそうです。付箋をグループ化してラベルをつけること（例：不安な気持ち）で、当事者の感情や受講者の気づきをあいまいにしそうです。「ハッと気づく」ためのワークなので、KJ法で整理したあとに、「ハッとした付箋」にシールを貼ったり、マジックで色をつけて強調することで、具体的に相手目線で考えられていない自分に気づきやすくなるかもしれません。



POINT! <全体報告の進行>

発表は上記にあるように、できる限り自発的であるほうが、「学びあう場」に近づきます。けれども、「あ～、それうちでも出たわ」という報告より、「ハッとする」気づきを得た班から報告をうけ、より多くの気づきを持ち帰ってもらいたいものですよね。自発的に発表してもらうところを1つ、2つ持ちつつ、グループワーク中の議論をみて、「面白いところに気づいている!」と思った班を1、2班だけ指名して、「ハッとポイントを教えてください」と絞って報告をお願いすると、他の班の学びにつながりやすいでしょう。模造紙を掲げながら発表してもらうと、そこにあることをすべて発表して時間がかかるので、「一番意外だったこと」、「みんながビックリした付箋」、「他の班に知らせたい面白い議論なんてしたか?」のように、報告内容を指定すると短時間で実のある報告を受けやすくなります。

もし全体発表が盛り上がらない、もしくは、ハッとした気づきがあぶりだせないようであれば、「窓口対応としてこれ何点?」「本人の人生としてこれ何点?」と聞いて、低い評価点の人の意見を聞くアイデアもありえそうです。あとは、このワークをして「何

に気づいたか」を聞いてみたり、少しだけ時間をとって明日から自分の業務で気をつけることを書き出す方法もありえそうです。

● 参照先、参考文献等

堀 公俊著『これからはじめるワークショップ』（日経文庫、2019 年）

5-4. 背景説明【知識を習得する】 ⌚ 想定時間：45 分

いまなぜ「断らない相談支援」なのか、いま自分の地域で何が起きているのか、そして何が起きようとしているのか、を理性的に理解するための時間です。少し説明的な時間帯なので、ポイントを絞って、受講者の理解を確認しながら、元気よく進みましょう。

● 狙い・目的

- 「相談の場面で、知らずに断っていることがあるかもしれない」という気づきを得た後で、国の動きを理解する。
- わが市町村の現状、取組を理解する。
- 職員自体が「断らない相談支援」や「地域共生」について説明できるようになる。
- さまざまなデータを見て分析することで、他分野の理解を深め、こういった課題があるか、自分たちの分野との関わりがないか、を知るきっかけにつなげる。
(事前課題で、データの読み込みを行ったうえで、臨んでもらう)
- 後半のグループワークに向けて、顔の見える関係づくりを行う。

● 進め方・内容

進 行	時間
①国の動向	10 分
②自治体の現状 ・事前課題として、あらかじめ読み込んでもらうことで、説明は省略。	0 分
③自治体の取組	10 分
④グループワーク ・自治体の現状データを2つ以上組み合わせてみて、気づいたこと、こういった課題が見えそう、といったことを考える。 ・「実際のデータと現場の肌感覚でこういう違いがある」といったことも考えてもらう。	20 分
⑤発表(2事例)、コメント	5分

- 講義だけでなく、データを活用したグループワークの時間を設けています。
データを2つ以上組み合わせ、気づいたこと、こういった課題が見えそう、現場の肌感覚と異なる、といったことを考えてもらいます。

<参考：岡山市モデル研修会スライドより>

グループワーク

岡山市の現状データを2つ以上組み合わせてみて、気づいたこと、こういった課題が見えそう、といったことを考えてみてください。

(例：ハイリスク妊産婦連絡票が年々増加している。児童虐待の通告件数も年々増加している。
⇒ハイリスクの妊産婦が増加していることが児童虐待の通告件数の増加にも影響している?)

「実際のデータと現場の肌感覚でこういう違いがある」といったことも考えてみてください。

○紹介する「わが市町村データ」の収集ポイントは以下の通りです。

- 「断らない相談支援」の必要性を理解できるような象徴的なトレンドを踏まえて、紹介するデータを検討する。
- 地域特性や孤立化の状況が把握できるデータを紹介する。
- 福祉分野から遠い他分野のデータも、組み合わせることで、新たな気づきを得られるようにする。
- 経年で紹介できるデータは、数年の変化で紹介し、変化の状況から分析を深めてもらう。
- 統計データだけでなく、意識調査等のアンケート結果やヒアリング等による生の声も紹介する。
- 誰もが見やすく理解できるよう可能な限りグラフ等で「見える化」したデータを提供する。

／等

○上記のポイントを踏まえ、例えば以下のようなデータを紹介することが考えられます。

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------|
| ・人口（年少人口・生産年齢人口・高齢者人口） | ・不登校児童生徒数 |
| ・世帯数（基本的な類型のほか、ひとり親世帯数、一人暮らし高齢者数 等） | ・児童扶養手当受給者数 |
| ・未婚割合数 | ・要保護及び準要保護児童生徒数 |
| ・要介護認定者数 | ・ハイリスク妊産婦連絡票数 |
| ・認知症高齢者数 | ・DV の認知件数・通報件数 |
| ・高齢期、終末期に過ごしたい場所 | ・高校進路未決定者数 |
| ・障害者手帳保持者数（種別、年齢別等） | ・119 番通報件数 |
| | ・ネットカフェ店舗数（ホームレス数減少との対比） |

・精神科病院在院患者数 ・特定医療費（指定難病）認定患者数 ・生活保護受給世帯数 ・児童虐待等の相談件数	・正規・非正規職員数・割合 ・休廃業・解散件数、倒産件数 ・空き家件数
／等	

●準備するもの

- ・模造紙
- ・付箋紙
- ・マジック

●受講者への伝達事項

- （ワークの時間）それでは事前にお伝えしたとおり、現状データのグループワークです（質問読み上げ）。それでは始めてください。付箋に書き出しが2分、それぞれグループ内で発表が18分、計20分をお願いします。
- （発表の時間）では発表です。発表したいグループはいますか？

■進行役へのアドバイス■

- ・制度や取組の説明の際、特に理解してもらいたい部分については、「伝わっていますか？」など投げかけて、様子をもてもよいでしょう。特に強調したいところは、予備校の先生が「ここ試験にでますよ!」というかのように、繰り返し伝えてもよいでしょう。ワークのあとのスライド説明は体温をさげますので、元気よく説明しましょう。
- ・グループワークでは、前半の事例検討で行ったグループワークを引き継ぎ、自分の地域にもこのような人がいる等の議論ができるように促しましょう（同じエリアの他部門の人と情報共有）。
- ・データを重ね合わせて地域にどのような課題を持った人がいるのか想像してもらいますが、データを重ね合わせて想像することが難しい場合、「データを見て気づいた点やデータと現場の肌感覚で違うところ、同じようなところがあるか考えてみてください」「違う分野のデータを見て気づいたことがあれば、それも発表してみてください」などとしてもよいでしょう。
- ・最後に「では、あなたは、どのようなデータがみたいですか」と問いかけてもよいでしょう。



POINT!

データをかけ合わせるワークは、難易度が高いようです。予めデータ集を読んでも人も少ない想定で、そのワークの狙いとこんな発想を、との例示を丁寧にしておく必要があります。各グループ 1 つでも面白いかけを生みだせるよう促しつつ、全体報告では「グループの中で一番面白いかけ合わせ」をたくさんの班から聞いていけると全体の知恵が深まります。グループワーク中の議論を見ながら、ユニークな議論をしている班を探しておきましょう。

5-5. 事例検討②【理解を深める】 ⌚ 想定時 170 分

どのような暮らしを目指して誰と二人三脚するのか、を考え、議論するための視点や発想法を確認するためのワークです。当事者が抱えている困りごと、もしくは持っている強みが何か。将来、どのような暮らしをしていることを意識して、いまどのような人や機関に相談して力を合わせようとするのか。少し詰めた議論をして現場の相談業務に活かします。

● 狙い・目的

- 事例を通して当事者とながら続けることを示し、そこから「断らない相談支援」について学ぶ（「抱え込む」「疲弊する」といったイメージの払拭）。
- 誰（どこ）に協力を求めるかを考えた後、なぜそのように考えたのか、どのようなつながりがあるかをもう一回考え、疑問が出てきたら、それを言葉にできるようにする。
- グループワークを通じて参加者のバックグラウンドをシェアし、自分の地域におけるつながり先を広げる。

● 進め方・内容

※170分：（65分ワーク＋15分発表）×2＋休憩10分）

※事前に発表者を決めておく。

進 行	時間
①事例の紹介 ・となりの人とペアになって、「あなた」と「窓口」に分かれて、事例を読み上げる。	5分
② Q1「この人が抱えている困りごとは何でしょうか？」を質問。 付箋に書いてもらう。	5分
③それぞれ模造紙に貼り付けながらグループ内で発表。 グループ内で意見交換しながらジャンル分け。	10分
④ Q2「誰（どこ）に協力を求めますか？」を質問。 主語は相談を受けた「あなた」として、付箋に書いてもらう。	5分
⑤それぞれ模造紙に貼り付けながらグループ内で発表。 グループ内で意見交換しながらジャンル分け	10分
⑥ Q3「誰（どこ）に協力を求めますか？」について、なぜそう思いましたか？」をアドバイザー役が問いかけ、振り返る。 ・ワーク後、アドバイザー役より、「どうして？」「5年後は？」という問いかけを行う（振り返り）。	30分

・「つなぐ先＝課題」であることから、課題の視点に不足があれば、アドバイザー役が投げかける。 ・アドバイザー役より、グループ内で出てきた協力先以外にも協力を求める先があるのではないか、ということを問いかけ続ける。 ・Q4「5年後、誰（どこ）とつながっていてほしいと思いますか？」も続けてアドバイザー役が問いかけ、同様の振り返りにつなげる。	
休憩	10 分
⑦グループを選定し、発表（5分×3グループ）	15 分

※2事例を提示し、①～⑦のワークを2セット行う。（後半は休憩なし）

○各グループに投げかけを行うアドバイザー役を置きます。なぜそのように考えたのかを深めることで、将来の見立てに活かします。

アドバイザー役の主な役割は以下のとおりです。

・Q1で「困りごと」について考えますが、「その人が持っている強み」について、アドバイザーから問いかけてもらいます。弱みだけでなく、強みも踏まえることで、支援の視点の幅が広がります。

・Q3「誰（どこ）に協力を求めますか？」について、なぜそう思いましたか？」、Q4「5年後、誰（どこ）とつながっていてほしいと思いますか？」を、投げかけ続けてもらいます。その投げかけに応えることで、振り返りにつなげます。

○相談者本人がどのように変われるとよいか、どうなったらよいと思うか、などを考えることができるように、Q4「5年後、誰（どこ）とつながっていてほしいと思いますか？」という質問を設けています。目的と将来性を踏まえたつながり先を考えてもらいます。

○事例の作り方

・結果的に断った、と考えられる事例を用意します（行政機関では関係を作りにくいケース）。

・情報量は極力少なくします。文章が短くてもインパクトのある事例には、専門職として力量を高めるエッセンスが詰まっています。

・事例には、アウトリーチや、別のところでつながったなどの場面も考えます。

・事例のテーマとして、例えば、以下があげられます。

・家族間調整 ・不動産取引 ・民事訴訟 ・金銭関係（貸し付けも含め） ・住まい（住むところが無くて困っている） ・若年妊娠（中絶）	・保証人や緊急連絡先の依頼 ・一機関・一担当では抱えきれないケース ・ニーズが不明瞭（大家族の場合など） ・複数課題 ・社会性を問われるもの
--	--

／等

事例 1

◆相談者の状況

- 自宅で民宿を経営していたが、建物の老朽化が進み、新しくできたきれいな民宿にお客さんが流れ、経営が悪化。2年前に廃業した。
- 夫は昨年、癌で亡くなった。
- 私名義の借金があり月々の返済が迫っているが、私のパート収入だけでは返せない。
- 成人した子どもが2人いるが、息子はひきこもり、娘は小学生の頃から選択制緘黙※で外では話せない。
- もうひとりでどうしていけばいいのかわからない。当面の生活費を貸してもらえないだろうか。

※選択制緘黙：話す能力はあるが、学校や職場など特定の場所や場面、特定の人と話すことができない状態。

◆相談窓口のやり取り

相談者：生活が苦しくて、当面の生活費を貸してもらいたいのですが、借金も抱えていて、その返済で大変なんです。

窓口：「〇〇貸付制度」というものがあるのですが、貸付に条件があるので難しいかもしれません。すでに借金がおありですからね。

相談者：（困ったな、もう親戚にはこれ以上頼めないし。）昨年、主人が亡くなって、私の働きだけでは、もうどうしたらよいか。

窓口：子どもさんたちに働いてもらうとかはムリですか？ 一度、生活保護の相談もされますか？生活保護を受けるためには、家や自動車を持つことに制限があるかもしれませんが。

相談者：いえ、生活保護は無理です。電車やバスが不便な地域なので車も手放せないし、親戚の手前もありますし、自分でなんとかします。

※ここではどうにもならないと思い、窓口を出た。

事例 2

◆相談者の状況

- 児童養護施設を出てから工場で働いたりもしたけど続かず、勤務日数が少なくても稼げるから、今は風俗で働いている。だけど、精神的にいつもしんどくて、眠れない時もある。
- 同棲している彼はお店のマネージャー。私と違って仕事が楽しそう。彼は金遣いが荒く、わたしの稼いだお金で生活している。お金が足りないという、キレて暴力をふるう。実家の父親にそっくり。
- 母親に一度電話をしたら、「それくらい我慢するしかない」と言われた。
- このままではダメだとわかっていても、考えると余計にしんどくなる。
- 送られてくる役所の手続き書類も、毎年どう書いていいのかわからない。
- いろんなことを誰かに相談にのってもらいたい。

◆相談窓口のやり取り

相談者：同棲している彼と別れたいけれど、お金も行く当てもなく・・・風俗の仕事も辛いし・・・いろいろ相談にのってもらいたいのですが・・・

窓口：風俗の仕事なんて良くないですよ。もっと自分を大切にしないと。早く辞めて普通の仕事に転職しましょう。ハローワークと一緒に行って仕事探しをしませんか？

相談者：ハローワークなら、ひとりで行けます。

窓口：それでは、何をお手伝いしましょうか？ それと、ご家族によく相談されてはどうですか？

相談者：……。 （困っていることがよくわからないし、母親に言っても分かってもらえないから、ここへ相談にきたのに・・・）

※ここでは相談にのってもらえないと思い、窓口を出た。

●準備するもの

- ・模造紙
- ・付箋紙
- ・マジック

●受講者への伝達事項

- (①事例の紹介)となりの人とペアになり、「あなた」と「窓口」に分かれてこの事例Iを読み上げてください。それでは始めてください。
- (②の質問)このグループワークでは4つの質問があります。まず一つ目です。(質問読み上げ)前半と同じように進めてください。付箋作業5分、貼り出し10分、計15分で作業してください。では始めてください。
- (⑥の質問)3つ目の質問です。ここは2つの質問があります。こちらについてはアドバイザーにも問いかけてもらいながら進めてもらいます。始めてください。
- (⑦発表)発表したいグループはいますか？
※アドバイザーへもコメントをお願いしましょう。

■進行役へのアドバイス■

- ・きれいごとの結論に着地することを目指さず、「断らない相談支援」の意味を理解できるよう上記の問いを繰り返していきましょう。
- ・部門や職種によって正解と思うことが異なるかもしれません。そこから、発展できるように事例の検討を促します。
- ・さまざまな地域資源が出てくるように促しましょう(自分しか知らない資源を必ず1つあげてください、など)。引き出し、相談先が多いほうが、当事者の暮らしの可能性を広げます。NPO の〇〇さん、近所の弁当屋の〇〇さんとかでもいいわけですね。
- ・つなぎ先をあげるだけでなく、つなぎ方まで議論ができるように促しましょう。また団体ではなく、できるだけ「個人名」でつなぎ先を考えることを促しましょう。
- ・「協力」「つなぐ」が、「振る」「自分から手放す」を想起させる可能性があります。「誰と二人三脚したいですか」などと投げかけて、みんなで伴走する意識を強調していきましょう。
- ・なぜそこに協力を仰ぐのか、の問いかけで、潜んでいる課題を捉え、豊かさの視点で将来設計ができているか、を考えることができます。少し長い未来に向けて、いま自分がやるべきことに気づけるよう、丁寧に問いかけを重ねていきましょう。
- ・他自治体等からオブザーバー参加がある場合、発表時間に、気づいた点や自分の地域に照らし合わせてのコメントなどをしてもらってもよいでしょう。
- ・ワークの時間が長い場合、受講者が疲れていないか様子をうかがいながら、適宜、休憩時間を入れましょう。



POINT!

このワークを進行するにあたり、想定される「困りごと」とそれへの対応は、下記が考えられます（一例です）。

- ① 当事者の「困りごと」が縦割りの発想を脱しない（自分の部署からしか想像ができていない、もしくは「できていない」ことが即問題と捉えて解決しようとする）→事例に書いていないが容易に想像できることをいくつか例示し、暮らしの目線をもう一度確認する、「それができていないことは、誰にとってどんな問題なのか？」くらいの問いかけをして、再考を促す。
- ② 地域の資源を知らないから「つなぎ先」が多様に出てこない→具体的な組織・個人名でなくても、どんな相談相手がいたらいいか、から議論を促したり、相談先になりそうで議論にあがっていないいくつかを例示する、いま座りあっている人が相談先になったりしないか、など、目線を変える促しを入れる。
- ③ 「5年後の姿」が道徳的で、おしつけがましい→この当事者は本当にそんな暮らしを望んでいるのか、支援者の希望的観測ではないのか、などの問いかけを戻してみる。
- ④ つなぎ先への相談のしかたが想像できない→どんな話し方で相談の連絡を入れるつもりなのか、相談したら断られたらどうするか、などの問いかけで思考を具体化するように促す。

まずは事例Ⅰをやりながら、グループワーク中に全体に少し問いかけを入れたり、全体発表の中で、上記の問いを発することで、後半の議論の精度があがると考えられます。どこかのグループの発表時に上記のような問いを投げかけるとき、そのグループもしくは発表者自身に問い、答えを即興で求めるのではなく、他のグループの誰かに発言を促すなど、全体で議論し知恵を豊かにするためのファシリテーションが有効です。発表者に質問をすると防御的になり議論が発展しないからです。発言者と発言内容を切り離す意識をお持ちください。

5-6. まとめ ㊟ 想定時間：40分

自分たちの言葉で語れることで、明日からの相談業務に活かせるようになります。同じ研修をうけた仲間が、どう言語化したのか、を知ることで、さらに自分のなかで概念整理できるはず、と考え設計した内省の時間です。

●狙い・目的

- 「1. 断らない相談支援」「2. 伴走支援」「3. 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）・地域づくりに向けた支援」について、まとめを行う。
- 地域共生社会のイメージとして「のりしろ」を持ち、隙間を埋めることを伝える。
- 正解があるわけではないため、難しく考えず、これまでグループワークした内容をもとに、意見を出し合う。

●進め方・内容

進 行	時間
①「1. 断らない相談支援」「2. 伴走支援」「3. 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）・地域づくりに向けた支援」について、グループで意見を出し合う。	25分
②話し合った内容を発表する。（3分×3グループ）	10分
③まとめ	5分

- 研修全体を振り返り、「断らない相談支援」「2. 伴走型支援」「3. 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）・地域づくりに向けた支援」について、各グループ内で思ったことについて意見を出し合います。

●準備するもの

- ・A4用紙

●受講者への伝達事項

- （①ワーク）この3つ（「1. 断らない相談支援」「2. 伴走支援」「3. 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）・地域づくりに向けた支援」）について、意見を出し合ってください。正解があるわけではありませんので、難しく考えず、これまでグループワークした内容や聞いた話をもとに意見を出し合ってください。
- （②発表）それでは発表です。発表したいグループはいますか？

■ 進行役へのアドバイス ■

・研修の最後に、「1. 断らない相談支援」「2. 伴走支援」「3. 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）・地域づくりに向けた支援」について、総括します。グループワークの発表に応じてアレンジして伝えましょう。

1. 断らない相談支援とは

- 「孤立」が大きなテーマ。そこにフォーカスして、誰にもつながれていない状況を想像する。
⇒ 支援者目線ではなく当事者目線。
- 「解決」ではなく「つながり」に意味があり、つながり方は要支援者によってさまざまである。
⇒ 相談にならない相談をつなぎとめる。（家族の代わり、お金、ニーズが不明瞭など）

2. 伴走型支援とは

- 要支援者と一緒に考えることでスタートラインに立つ。「一緒に考えた」ことが伴走となる。
⇒ 必ずしも解決だけが支援ではない。一緒に考えることで要支援者と信頼関係が生まれ、その後の支援につながる。
- 「支援者側」の伴走とは、仲間ができることである。支援者は「自分は困っている」と発信できることが大切であり、支援者側もチームで対応することが重要。
⇒ 1担当者、1機関で抱えない。

3. 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）・地域づくりに向けた支援とは

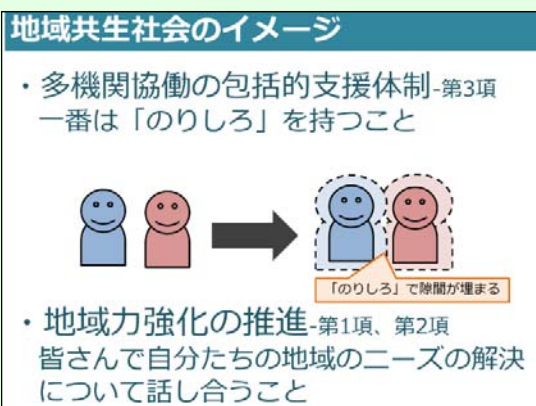
- 「参加支援」は地域づくりにつながるものである。孤立解消に向けて、個別支援から地域づくりを地域や関係機関・関係者とともに始めることが重要。
⇒ 見守り、集いの場所など

・研修の冒頭で伝えた「期待すること」に戻り、それぞれについてできたかどうか問いかけます。

① 気づく、そのために支援者目線ではなく当事者目線

② つながる、それは当事者だけではなく支援者同士も。だから顔の見える関係が大事。

・のりしろを持つことの大切さを伝えます。



6. 資料作成

- 研修用の資料として、当日の投影用スライド資料、配布用印刷資料、事前課題用資料等を準備します。研修内容や実施方法に応じて、どのような資料を準備するか検討し、作成します。
 - 投影用と配布用の資料については、投影のみでよいものを除く程度で、ほぼ同じものとしてもよいでしょう。
 - 事前課題用の資料について、グループワーク部分は、事前に配布すると答えを考えてしまい、これまでの支援の考え方に引っ張られた答えを用意してしまう可能性があるため、事前に配布しないよう気をつけましょう。
主に国の制度や市町村の取組、市町村のデータなどの部分に絞り込むとよいでしょう。
- ※資料見本として、p91～136に岡山市モデル研修の投影用資料を掲載しています。

7. 記録（録音・録画・写真撮影等）

- 録音、録画、写真等で、研修の記録を残しておくことも大切です。
研修の振り返りに活用し、今後の研修の見直しや新企画に役立てることができます。
- 研修に参加できなかった人に対し、例えば録画したものから抜粋して、映像を提供することも考えられます。
- 記録にあたっては、それぞれ、当日の担当を決めておきましょう。会場で録音、録画を行ってくれる場合もありますので、予算を踏まえて確認してもよいでしょう。
- 録画・写真撮影については、撮影されたくない人への配慮が必要となります。
研修開始時に注意事項で録音・写真撮影を行うことについて説明し、撮影されたくない人は申し出てもらい、映らないよう配慮して、撮影を行うようにしましょう。
- また、記録物の公開範囲を、それぞれ決めておくことも大切です。

Ⅲ. 研修後の振り返り・職場での活用

1. 研修終了後の振り返りの会議・懇親会等の実施

- 研修終了直後に、研修に参加した人が集まり、振り返りの会を開催することも効果的です。運営・実施に関わった担当者・登壇者・アドバイザー等による振り返りの会議や、研修受講者による懇親会などが考えられます。
- 懇親会は、参加者間の顔の見える関係づくりを支援するとともに、運営側にとっては、研修会に対する感想や要望等を収集する機会にもなります。

2. 各職場での報告・活用の依頼

- 受講者には、研修で学んだことを職場で報告してもらうよう、働きかけましょう。
- 例えば、研修で行った事例検討のケースについて職場で紹介し「断らない相談支援」について、皆で話し合うことなども考えられますし、実際に取り扱っているケースの対応について活かしていくことが考えられます。次に研修を行う際に、各職場での実際の事例を持ち寄ってもらうことができるかもしれません。実際のケースを通じて、研修で学んだ視点で支援方針を再検討することは、自分の地域の弱みを洗い出すことにもつながります。

3. 受講者アンケートの実施

- 研修の効果を検証するために、研修後に受講者に対するアンケートを行い、研修の実施方法・実施内容等の見直しに活用しましょう。
- アンケート項目としては、以下の項目が考えられます。

<属性>

・所属先 ・職種

<研修の感想>

・「断らない相談支援」等の基本的な考え方の理解度（4段階）、

その段階を選んだ理由

・基本的な考え方を庁内・関係者に説明できるようになったか（4段階）、

その段階を選んだ理由

・研修全体を通じて気づいたこと

・研修で学んだことを現場での実践に活かしていくことができるか（4段階）、

その段階を選んだ理由、どのような場面で活かせると思うか

・今度、どのようなことに気をつけようと思うか

・印象に残ったキーワードは何か

・研修会全体を通して、よく分からなかったことや、もっと聞いてみたかったこと、改善した

ほうが良いと思う点

・その他、研修会全般に関する意見や感想等 / 等

第三部 都道府県の役割

1. 地域共生社会の推進における都道府県の役割とは

○地域共生社会の推進主体は、社会福祉法（以下「法」という。）及び関連告示等において、市町村であるとされています。その一方で、単独の市町村では解決の難しい課題への対応や市町村の取組に対する支援を行うことが都道府県の役割として整理されています。

（法及び関連告示、通知の抜粋）

市町村	・「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備 (法第106条の3第1項第1号) ・「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 (法第106条の3第1項第2号) ・多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築 (法第106条の3第1項第3号)
都道府県	・都道府県は、単独の市町村では解決が難しく専門的な支援を必要とする、医療的ケアを要する状態にある児童及び難病・がん患者や、身近な地域では当事者が声を上げにくく、特段の配慮が必要となる配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等に対する支援体制を市町村と連携して構築していくことが求められる。 また、都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案や、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言等の役割を果たしていくことも期待される。（平成29年12月12日付け厚生労働省告示第355号） ・都道府県地域福祉支援計画の策定 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

	三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項 五 市町村による第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項 (法第108条)
--	--

2. 市町村の推進を担う人材の育成

(1) 基本的な考え方

- 市町村の取組に対し、都道府県がどのような支援を行うかという点については、法第108条の規定から紐解くのが適切です。当該規定は、都道府県地域福祉支援計画に関するものですが、同条第1項第3号（人材育成）、同じく第5号（市町村の取組支援）が特に重要です。
- ここでは、市町村が地域共生社会を推進するにあたり中心をになう人材の育成について、都道府県が研修を行うことが望ましいと考え、その方法を提案します。

(2) 研修実施の具体的方法（大分県の取組事例を参考にして）

- 研修の実施にあたり、平成30年度より市町村における人材育成に取り組んでいる大分県の取組を紹介しながら、その方法を記載します。

【大分県の取組概要】

大分県では、平成27年3月に「大分県地域福祉基本計画（孤立ゼロ社会の実現を目指して）」を策定し、取組みを展開するとともに、平成30年4月からは、地域共生社会の推進に向けた市町村支援を行っています。

具体的には、「市町村に対する取組の支援（補助）」、「地域共生社会の推進に関する会議や情報共有の場づくり（大分県社会福祉協議会との連携）」、「地域共生社会の推進を担う人材育成（相談支援包括化推進員、地域力強化推進員）」の3つの取組を展開しており、人材育成は年5日間の研修として、座学やワークを行っています。

①研修の目的と受講対象者

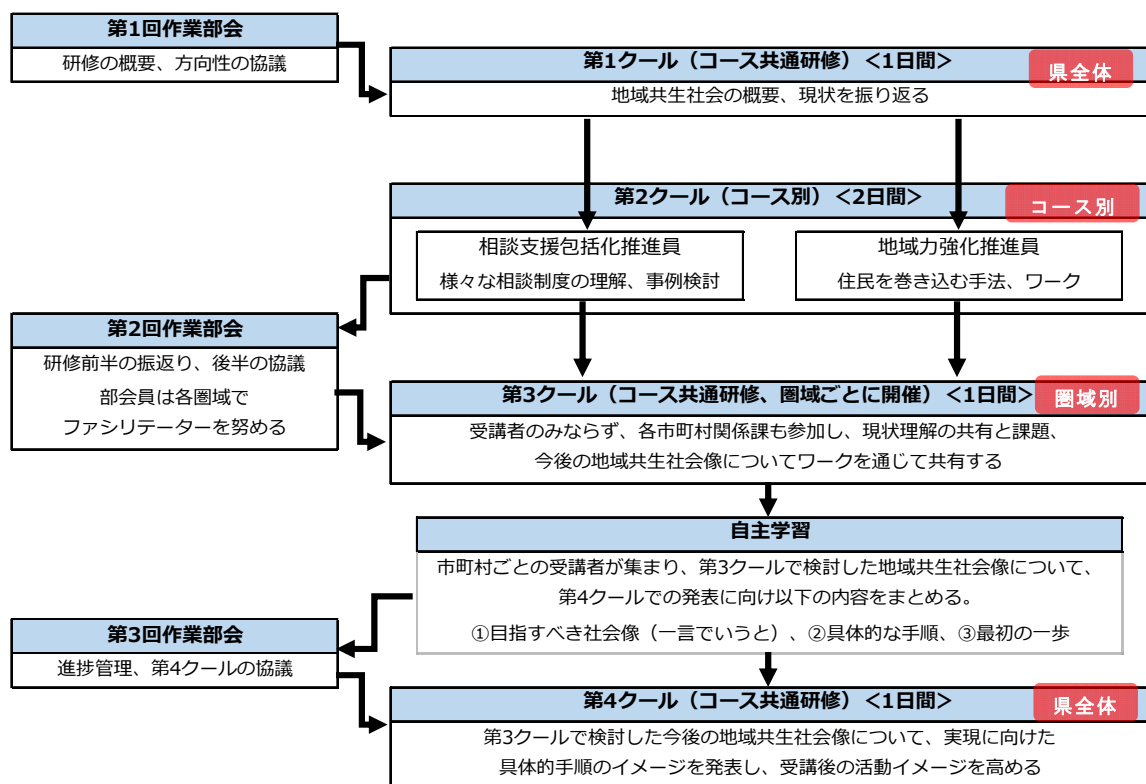
- 本研修は、各市町村における地域共生社会の構築・推進に向けて、中核をになう人材を養成することを目的にしています。
- そのため、受講対象者は、市町村担当者のみならず、多機関協働の包括的な相談支援体制の中核を担う人材（相談支援包括化推進員）や地域住民等が主体的に地域課題の解決を行う体制づくりを担う人材（大分県では地域力強化推進員としている）の養成を行い、受講後は、各市町村における地域共生社会の構築・推進の中核を担い、市町村研修開催時の企画・実行チームメンバーとしての役割などが期待されます。

【研修の受講対象者（イメージ）】

- ・市町村担当者
- ・自立相談支援機関相談員
- ・地域包括支援センター職員
- ・生活支援コーディネーター（特に2層及び3層）
- ・相談支援事業所職員

②研修の実施方法

○大分県の実施を参考にした研修の実施フローは次のとおりです。



（ア）研修企画チームの立ち上げ

- 研修の実施にあたり、さまざまな立場で中核を担う方々をメンバーとする企画チームを立ち上げます。そのチームを中心に、研修の概略から具体まで、どのようなことを学ぶべきか、どのような手法であれば受講者の知識等の定着が図れるか等具体的に協議します。
- また、2年目以降は、研修受講者の中からメンバーを選出し、実際の受講体験や現場経験をもとに、研修内容の拡充を図る仕組みが重要です。

【研修企画チーム／大分県の事例】

- ・県担当者 ・市町村担当者（1市のみ）
- ・自立相談支援機関主任相談員 ・地域包括支援センター職員
- ・生活支援コーディネーター ・県及び市町村社会福祉協議会職員（1市のみ）

（イ）研修の構成

- 地域共生社会の推進は、①多機関協働の包括的な相談支援体制の構築と②地域力強化の推進の大きな2本柱で構成されており、その取組圏域がそれぞれ違います。
- それぞれの取組を進めるにあたり、求められる視点や知識は共通する部分と異なる部分があることから、大分県では、大きく二つのコースを設定して研修を実施しています。
- また、研修は都道府県全域を対象に開催するものの、第3クールは圏域別に開催し、受講者だけでなく、各地域の市町村関係職員等も参加し、地域共生社会についての学びを共有するとともに、目指すべき地域像をともに作るワークを実施しています。

（ウ）その他のポイント

- この研修のイメージは、大きく以下のとおりです。

【第1クール】 地域共生社会の概要を学び、自分の地域を振り返る

【第2クール】 自身に求められる役割を理解し、実践的なワークを通じて、必要な知識や手法を学ぶ

【第3クール】 前半の学びを活かし、市町村関係者等を交えながら、改めて自分の地域を振り返り、目指すべき社会像を検討する

【第4クール】 1年間の学びを踏まえ、目指すべき社会像や具体的な取組について発表し、次年度に向けた機運醸成を図る

- また、本研修は、あくまで中核的な役割を担う人材育成を主眼に置いており、幅広い関係者に対する地域共生社会についての研修を目的に開催をしていないことがポイントです。
- 地域共生社会のあり方は、当該地域の社会資源や住民の状況などさまざまな状況を踏まえて、検討すべきものであり、幅広い関係者に対し、地域共生社会について学びを深め、仲間を増やす研修は、市町村において行うことが望ましいと

考えます。

- 繰り返しになりますが、都道府県における研修は、各市町村が地域共生社会の構築・推進を行う、あるいはそのための研修を開催していく際の中核的な人材を育成することを主眼において開催することが重要です。

3. その他考えられる都道府県の役割

- 改めて、都道府県の役割は、人材の育成だけでなく、市町村が法第106条の3第1項各号に基づく取組の支援を行うことです。
- それは、市町村における当該取組を担う人材の育成だけでなく、地域共生社会の推進に係る研修開催の支援（共催・講師派遣等）や具体的な取組に対する支援（補助）などが考えられます。
- 具体的にどのようなことに取り組むべきか検討するにあたっては、各市町村に必要な支援が何かということを把握し協議する場（連絡会議等）を都道府県自らが開催し、定期的な情報交換や協議の仕組みを持つことが重要です。

第四部

岡山市でのモデル研修実施結果報告

I. モデル研修の開催概要

1. 本事業※におけるモデル研修の実施目的

- 改正社会福祉法の公布後3年を目途に、包括的な支援体制を全国的に整備することとされており、それに伴い包括的支援体制の構築に必要な多機関協働の中核を担う人材等の育成に向けて、育成に必要な機能を踏まえた研修内容及び各地域で育成するための手法を確立することが求められている。
- そこで、育成に必要な研修構成及びテキストならびに各地域で人材育成を実施するための手法の開発・作成のために、モデル研修を実施する。モデル研修では、開発・作成した研修構成及びテキストの効果を検証する。

※令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）

「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築に必要な人材育成手法の開発に関する調査研究事業」

2. モデル研修実施地域

- 岡山県岡山市（本事業の検討委員会委員の自治体で開催）

3. 研修タイトル

- 地域共生社会実現のための専門職人材育成研修

4. モデル研修参加者に対する実施目的

- 8050問題などの複合課題や社会的孤立、「制度の狭間」の課題等に対応するため、岡山市では「岡山市地域共生社会推進計画」を策定し、総合相談体制づくりを進めることとしている。
- 総合相談体制づくりを進めるためには、課題を抱える個人・世帯の支援にあたる職員1人1人が「断らない相談」を実践し、関係機関と連携しながら適切な支援を行っていく必要がある。
- 本研修は、厚生労働省の調査研究事業としてモデル的に厚生労働省と協働で行うものであり、岡山市の職員や関係機関が「断らない相談」やその後の支援に必要な考え方、具体的な支援方法等を学び、現場の実践で生かしてもらうことを目的としている。

5. 開催日時

令和2年1月24日（金）10:00～17:00（開場 9:30）

6. 開催場所

岡山国際交流センター 国際会議場

7. 対象者

(1) 現場の職員

- 障害（地域活動生活支援センター I 型、相談支援事業所など）、介護（地域包括支援センター、ケアマネジャーなど）、子ども（こども総合相談所、地域こども相談センター、保健センターなど）、生活困窮・生活保護（社会福祉協議会、福祉事務所など）や精神保健（精神保健福祉センターなど）、医療（病院地域連携室、訪問看護 ST など）

(2) 市の相談機関所管課の職員

- 医療政策推進課、障害福祉課、地域包括ケア推進課、保健管理課、生活保護・自立支援課、こども福祉課など
- ※部長級及び、(1)、(2)の中で管理職（センター長、課長クラス）、中堅（主任保健師、主任ケアマネ、係長クラス）、担当レベルをそれぞれ選出する。
- ※保健福祉局、岡山っ子育成局1年目または新人職員もそれぞれ入れる。

(3) その他、参加者

- 複合課題アドバイザー（グループワークにアドバイザーとして参加）。
- 他自治体（グループワークにも参加）
- オブザーバーとして、保健福祉局、岡山っ子育成局のそれぞれ局長、次長が参加。

8. 参加人数

- 参加者：77名
- 複合課題アドバイザー：10名
- 他自治体：17名
- オブザーバー：3名

9. 研修プログラム

研修プログラム	時間
1.開会あいさつ、趣旨説明等 ○保健福祉局長挨拶 岡山市保健福祉局 局長 福井 貴弘 氏 ○研修の趣旨説明 ○アイスブレイク ファシリテーター：岡山市保健福祉企画総務課 松岡 克朗 氏	10:00～10:20
2. 事例検討①【気づきを得る】（グループワーク①） ファシリテーター：岡山市保健福祉企画総務課 松岡 克朗 氏	10:20～11:40
3. 背景説明【知識を習得する】（グループワーク②） ○国の動向説明 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 包括的支援体制整備推進官 鎬木 奈津子 氏 ○岡山市の取組説明 岡山市保健福祉企画総務課 平野 慎吾 氏 ○グループワーク ファシリテーター：岡山市保健福祉企画総務課 松岡 克朗 氏	11:40～12:25
休 憩	12:25～13:25
4. 事例検討②【理解を深める】（グループワーク③） ファシリテーター：岡山市保健福祉企画総務課 松岡 克朗 氏	13:25～16:15
5. まとめ（グループワーク④） ファシリテーター：岡山市保健福祉企画総務課 松岡 克朗 氏	16:15～17:00
6. 閉会挨拶 ○岡山っ子育成局長挨拶 岡山市岡山っ子育成局 局長 岡崎 尚子 氏	

Ⅱ. 研修教材の作成

Ⅰ. 研修教材の作成方法、作成の工夫

- 事例については実際に支援にあたっている検討会委員に具体的な事例をあげてもらい、資料としました。
- 現状データについては「総合計画」「地域福祉計画」「介護事業計画」「障害福祉計画」「子ども関連計画」など既存の計画に記載しているデータを活用することでスムーズに作成することができました。また、各所管課にデータの提供を求めたり、最新のデータに修正してもらうようお願いすることで、効率よく作業を行うことができました。
- 現状データについてはグラフ化するなど見える化するとともに、そのデータで伝えたいポイントをまとめておくことで、他分野のデータでもわかりやすく現状や課題等を伝えるようにしました。
- 国の動向については、厚生労働省の検討会資料から抜粋しました。
- 市町村の取組についてはこれまで使っている外向けの説明資料等、既存の資料を活用しました。
- なるべく既存の資料を使うことで効率よく資料を作成することができました。

◆岡山市の現状データ等

- ・岡山市の長期的な人口
- ・岡山市の高齢者、後期高齢者、要介護認定者数と割合（6福祉区）
- ・岡山市のひとり暮らし高齢者、認知症高齢者数の推移
- ・岡山市のひとり暮らし高齢者数と高齢者数における割合（6福祉区）
- ・岡山市の後期高齢者の地域の人とのつながり状況（6福祉区）
- ・岡山市の終末期におけるニーズと実際の死亡場所など
- ・岡山市における空き家の現状（平成25年）
- ・岡山市の障害者手帳所持者数の推移
- ・岡山市の障害者手帳所持者数と人口における割合（6福祉区）
- ・障害福祉に関するアンケート 自由意見（平成29年度）
- ・岡山市 精神科病院在院患者数の推移など
- ・岡山市 特定医療費（指定難病）認定患者数推移
- ・岡山市の生活保護の状況
- ・岡山市の生活保護世帯の状況（6福祉区）
- ・岡山市寄り添いサポートセンター新規相談件数の推移
- ・岡山市寄り添いサポートセンターの相談内容（平成30年度）
- ・岡山市における正規・非正規職員の従業員割合（平成27年）
- ・岡山県の休廃業・解散件数（平成30年度）

- ・岡山市における世帯構成の推移
- ・岡山市におけるひとり親世帯の推移
- ・岡山市における50歳時の未婚割合の推移
- ・岡山市における児童虐待等の相談状況について
- ・岡山市における不登校児童生徒の現状
- ・岡山市 児童扶養手当受給者、DV 相談件数
- ・岡山市 ハイリスク妊産婦連絡票の推移
- ・病院のヒアリング
- ・相談機関の事例
- ・地域の声

◆岡山市の取組

- ・岡山市地域共生社会推進計画（地域福祉計画）について
- ・岡山市地域共生社会推進計画（平成30～32年度）
- ・岡山市地域共生社会推進計画（抜粋）
- ・岡山市の窓口・相談機関について
- ・主な相談機関
- ・岡山市の総合相談支援体制づくりについて
- ・断らない相談の実現に向けて（岡山市総合相談支援体制づくり）※厚労省モデル事業
- ・複合課題解決に向けての課題と対応
 - (1) つなぐシート（複合課題チェックシート）
 - (2) 相談機関一覧
 - (3) 岡山市多機関協働事業について
 - (4) 複合課題解決アドバイザー
- ・複合課題ケース検討会の様子（例）
- ・事業実績
- ・関係機関からの声
- ・今後の展開について
- ・生活再建・自立支援ファンドについて（社会福祉協議会基金活用）
- ・住宅確保要配慮者に住まいを提供する不動産業者等の新たな開拓
- ・相談支援包括化推進員の連絡先、地域共生社会関係資料の保存場所

2. 研修のために作成した資料

- ・事前配布資料
- ・当日スライド材料
- ・当日配布資料
- ・当日シナリオ
- ・参加者アンケート（研修対象者用、アドバイザー用、オブザーバー用）

Ⅲ. アドバイザーの役割、選任、配置

- グループディスカッションの際の各グループにおけるアドバイザーとして、「複合課題解決アドバイザー」にその役割を依頼しました。
事前に一堂に会した説明会を開催し、研修におけるアドバイザーの具体的な役割、研修全般の構成やグループワークの進め方等について丁寧に説明を行いました。
(説明会に参加できなかった方については個別に説明を行いました。
また、他自治体の参加者にも各グループにオブザーバーとして加わっていただくため、グループディスカッション運営に必要な情報として、その役割についても解説しました。
- 以下は、説明会で説明した内容です。

1. アドバイザーの役割

- 各グループワークにおいて、議論が行き詰った場合や議論とは異なる視点があった場合に、ヒントや問いかけを行い、グループワークを活性化させる。
- 各グループワークで2～3グループほど発表してもらう予定であり、担当グループの発表を促す。
- 各グループできらりと光るコメントを拾い集める。
- タイムキーパーとして、時間の管理を行う。
※基本はグループワーク参加者に任せる。(発表者は決めておく。ファシリテーターはなんとなく誰かやればよいが、決めてもよい)
※グループワークはKJ法で行う。(模造紙、付箋を使用)

2. オブザーバー（他自治体参加者）の役割

- アドバイザーの補佐的な役割として、記録をとるとともに、きらりと光るコメントを拾い集める。
- 異なる視点や気づいた点があれば発言を行い、グループワークの議論を活性化させる。
- タイムキーパー補佐として時間の管理を行う。

3. 各プログラムにおける役割

1. 事例検討①について

【時間】80分((30分ワーク+10分発表)×2)

【進め方】※事前にグループ内で発表者を決めておく。

- (1) 事例の紹介(2分)
- (2) Q「相談したい人はどういう気持ちだったのでしょうか？」を質問。それぞれ考えて付箋に書いてもらう。(4分)

- (3)グループ内でそれぞれ発表し、意見交換しながらジャンル分け(10分)
- (4)Q2「対応した職員はどんなところに気づけばよかったでしょうか？」を質問。それぞれ考えて付箋に書いてもらう。(4分)
- (5)グループ内でそれぞれ発表し、意見交換しながらジャンル分け(10分)
- (6)2グループを選定し、発表(10分)

⇒同じ流れでもう1事例

【アドバイザーの役割】

○Q1、Q2 で議論が行き詰った場合や議論とは異なる視点があった場合があればアドバイザーをする。

2. 背景説明について

【時間】45 分

【進め方】「1. 国の動向」は厚労省楠木推進官説明、その他は岡山市松岡が説明

- (1)国の動向(10分)
- (2)岡山市の現状(0分:事前にみておいてもらう)
- (3)岡山市の取組(10分)
- (4)岡山市現状データグループワーク(20分)
- (5)発表(2事例)(5分)

2-(4) 岡山市現状データのグループワークについて

【時間】20分

【進め方】※事前に現状データをみて、考えておいてもらう。

- (1)付箋に書き出し(2分)
- (2)それぞれ発表し、議論(18分)

【アドバイザーの役割】

○気づきがあればコメントする。

3. 事例検討②について

【時間】170分((65分ワーク+15分発表)×2+休憩10分)

【進め方】※事前に発表者は決めておく。

- (1)事例の紹介(5分)
- (2)Q1「この人が抱えている困りごとは何でしょうか？」を質問。付箋に書いてもらう。(5分)
- (3)それぞれ模造紙に貼り付けながらグループ内で発表。グループ内で意見交換しながらジャンル分け(10分)
- (4)Q2「誰(どこ)に協力を求めますか？」を質問。付箋に書いてもらう。(5分)
- (5)それぞれ模造紙に貼り付けながらグループ内で発表。グループ内で意見交換しながらジャンル分け(10分)
- (6)Q3「誰(どこ)に協力を求めますか？」について、なぜそう思いましたか？」をアドバイザーが問いかけ、振り返る。

⇒最初は素直にワークしてもらって、その後「どうして?」「5年後は?」という問いかけが振り返りになる。

⇒「つなぐ先＝課題」は裏返しなので、課題の視点に不足があればそれも解説の意味でアドバイザーが投げかける。

⇒グループ内で出てきた協力先以外にも協力を求めるところがあるのではないかと、ということを問いかけ続ける中で気づいてもらう。その後、Q4「5年後、誰(どこ)とつながっていてほしいと思いますか?」も続けてアドバイザーが問いかけを行い、**そこも同様の振り返りにつなげる。(30分)**

(7)休憩10分

(8)3グループを選定し、発表(15分)

⇒同じ流れでもう1事例(後半は休憩なし)

【アドバイザーの役割】

○Q1で「困りごと」を問いかけるが、「その人が持っている強み」についてもその後問いかけ、支援の視点の幅を広げる。

○Q3、Q4の問いかけを行うことで、振り返りにつなげる。

4. まとめについて

【時間】35分

○グループワーク含め全体を振り返り、1.断らない相談支援とは、2.伴走型支援とは、3.参加支援(社会とのつながりや参加の支援)・地域づくりに向けた支援とは、について各グループ内で思ったことについて意見を出し合う。(25分)

⇒**正解があるわけではないので、難しく考えず、これまでグループワークした内容をもとに、意見を出し合う。**

○3グループ程度発表する(3分×3グループ)(10分)

Ⅳ. 当日の研修内容

Ⅰ. グループ分け

- 多機関の協働が進むよう、なるべく圏域（岡山市の場合は福社区）を一緒にしています。同じ圏域であっても、関係が薄ければ、どこまでの支援をしてもらえるのか、どういったサービスが提供できるのか、というのは話をしなければわかりません。圏域を一緒にすることで、顔の見える関係づくりを進めるとともに、具体的な支援メニューや逆にお互いに支援の限界を知ることで、多機関協働を促進することを目的としています。
- 議論が活発になるよう、課長級、中堅、若手と年齢や役職をある程度同じ階層にしています。若手グループに年齢や役職が上の人が入ると議論がその人に引っ張られてしまい、若手が意見を言いにくい、といったこともあることから同じ階層にしています。
- 行政と民間をバランスよく配置することで、行政、民間のそれぞれの立場の理解を促し、行政と民間の多機関協働を進めることも狙いの一つとしています。
- また、グループ内でのバランスや個人の相性等もあることから、事前にアドバイザーにグループ分けを確認してもらい、問題がないかチェックしてもらいました。
- おとなしそうなグループについてはアドバイザーがファシリテーターとして発言を求めするなど、議論を活発化できるような工夫も入れています。「一人に人間の意見に誘導されていないか。されていれば別の人間からの意見も求める」など、事前にアドバイザーに具体的な注意事項を伝えることでよりよい議論が可能になります。

アドバイザー	名称	班	職名	職種	福祉区
	保健福祉企画総務課	1	副主査	事務	
	地域包括支援センター	1	センター長	看護師	北区中央
	居宅介護支援事業所連絡協議会	1	主任介護支援専門員	介護支援専門員	北区中央
	こども福祉課	1	副主幹	子ども相談主事	北区中央
	保健センター	1	センター長	保健師	北区中央
	福祉事務所	1	所長補佐		北区中央
	岡山県訪問看護ステーション連絡協議会	1	訪問看護ステーション管理者	看護師	北区中央
	岡山市障害者自立支援協議会	1		相談支援専門員？	北区中央
○	障害・生活福祉部	1	部長		
	地域包括支援センター	2	センター長	看護師	中区
	居宅介護支援事業所連絡協議会	2	主任介護支援専門員	介護支援専門員	中区
	保健センター	2	センター長	保健師	中区
	岡山市障害者自立支援協議会	2		相談支援専門員	中区
	福祉事務所	2	所長	一般職	中区
	こども福祉課	2	副主幹	家庭女性相談員	中区
	岡山市社会福祉協議会	2	課長補佐	室長	
	岡山県訪問看護ステーション連絡協議会	2	訪問看護ステーション管理者	看護師	中区
○	発達障害者支援センター	2	所 長	保健師	
	岡山県訪問看護ステーション連絡協議会	3	訪問看護ステーション管理者	看護師	南区西
	居宅介護支援事業所連絡協議会	3	管理者	介護支援専門員	南区南
	岡山市障害者自立支援協議会	3	南区南福祉事務所管内	相談支援専門員	南区南
	こども福祉課	3	副主幹	家庭女性相談員	南区南
	福祉事務所	3	主任	一般職	南区南
	保健センター	3	副主査	保健師	南区南
	地域包括支援センター	3	福祉職	社会福祉士	南区南
	岡山市社会福祉協議会	3	課長補佐	主任相談支援包括化推進員	
○	障害福祉課	3	課長補佐	保健師	
	岡山県訪問看護ステーション連絡協議会	4	訪問看護ステーション管理者	看護師	南区西
	地域包括支援センター	4	福祉職	主任介護支援専門員	南区西
	健康づくり課	4	係長	事務	
	保健センター	4	主任保健技師	保健師	南区西
	岡山市障害者自立支援協議会	4	南西地域部会	相談支援専門員	南区西
	こども福祉課	4	主査		南区西
	居宅介護支援事業所連絡協議会	4	主任介護支援専門員	介護支援専門員	南区西
	岡山市社会福祉協議会	4	主任	岡山市支え合い推進員	南区西
○	地域包括支援センター	4	総センター長	保健師	
	保健センター	5	保健技師	保健師	北区北
	こころの健康センター	5	係長	保健師	
	地域包括支援センター	5	センター長補佐	主任介護支援専門員	北区北
	居宅介護支援事業所連絡協議会	5	介護支援専門員	介護支援専門員	北区北
	岡山市障害者自立支援協議会	5	中央・北地域部会	相談支援専門員？	北区北
	福祉事務所	5	係長	一般職	北区北
	こども福祉課	5		母子・父子自立支援員	北区北
	岡山市社会福祉協議会	5	主事	相談支援包括化推進員	
○	岡山市手をつなぐ育成会	5	統括施設長		

アドバイザー	名称	班	職名	職種
	岡山県訪問看護ステーション連絡協議会	6	訪問看護ステーション管理者	看護師
	居宅介護支援事業所連絡協議会	6	管理者	介護支援専門員
	福祉事務所	6	所長	一般職
	岡山市障害者自立支援協議会	6		相談支援専門員
	こども福祉課	6	主査	
	保健センター	6	保健技師	保健師
	地域包括支援センター	6	福祉主任	社会福祉士
○	こども福祉課	6	係長	保健師
	福祉援護課	7	課長補佐	事務
	医療政策推進課	7	主事	事務
	生活保護・自立支援課	7	副主査	事務（生活保護担当）
	こころの健康センター	7	主任	精神保健福祉士
	保健管理課	7	保健技師	保健師
	障害者更生相談所	7	係長	事務
	岡山市社会福祉協議会	7	主任	日常生活自立支援事業専門員
○	こども総合相談所	7	所長	
	地域包括ケア推進課	8	課長補佐	事務
	女性が輝くまちづくり推進課	8	課長補佐	事務
	居宅介護支援事業所連絡協議会	8		介護支援専門員
	地域子育て支援課	8	課長補佐	
	健康づくり課	8	主任保健技師	保健師
	福祉事務所	8	係長	一般職
	岡山市社会福祉協議会	8	課長補佐	岡山市支え合い推進員
○	北区中央福祉事務所	8	所長	
	発達障害者支援センター	9	副主査	保健師
	岡山県訪問看護ステーション連絡協議会	9	訪問看護ステーション管理者	看護師
	教育委員会指導課	9	室長	学校教育
	高齢者福祉課	9	保健技師	保健師
	生活保護・自立支援課	9	副主査	事務（生活困窮担当）
	福祉事務所	9	副主査	一般職
	岡山市社会福祉協議会	9	課長補佐	室長
○	健康づくり課	9	課長代理	
	地域ケア総合推進センター	10	保健技師	保健師
	地域包括ケア推進課	10	主事	事務
	女性が輝くまちづくり推進課	10	主事	事務
	障害福祉課	10	主事	
	健康づくり課	10	主任	精神保健福祉士
	教育委員会指導課	10	指導副主査	学校教育
	岡山市社会福祉協議会	10	主事	相談支援員
○	保健福祉部	10	保健政策担当部長	保健師

2. プログラム・タイムスケジュール

○時間の黒字は想定していた時間で、赤字は実際にかかった時間です。

時間	プログラム等	進行	留意点等																												
9:30	受付開始																														
10:00 10:00	開会	○定刻がまいりましたので、ただ今から、岡山市地域共生社会実現のための専門職人材育成研修を開催します。 ○私は本日の進行をさせていただく岡山市保健福祉企画総務課の松岡です。よろしくお願いします。 ○それでは最初に福井保健福祉局長からご挨拶申し上げます。 ＜福井局長挨拶＞																													
10:05 10:05	趣旨説明 (5分)	○まずは資料の確認ですが、資料1として事前配布資料、資料2として当日配布資料、資料3として本日の名簿を配布しています。漏れがありましたら事務局まで申し出てください。 ○研修趣旨、期待、プログラムを説明 研修趣旨 ○地域共生社会とは誰もが支えあいながら孤立することなく住み慣れた地域で暮らしていけることを目指すもの ○国民皆保険、介護保険制度に次ぐ戦後第3の節目とも言われ、国は社会福祉法を改正し、地域共生社会について市町村が進めることを努力義務化※ ○背景は社会的孤立、複合課題や制度の狭間の顕在化 ○本研修ではこれからの社会で求められる福祉の基本的な考え方を学び、現場での実践に活かしていくことを目的とする ※平成30年4月、改正社会福祉法が施行され、住民や福祉関係者が、①支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様な複合的な地域生活課題を把握し、その関係機関と協働・連携等を行うことで課題を克服することができるようにするため、市町村は、以下の包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されている。 ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための関係機関 ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連携調整等を行う体制 ・主に市町村の圏域において、生活困難を抱える相談支援機関等の関係機関が協働し、複合化した地域生活課題を解決するための体制 研修受講者に期待すること 1. 困難を抱える当事者・家族を支援するにあたって、これから必要となる基本的な考え方を学ぶ。 ⇒1.断らない相談支援、2.伴走型支援、3.参加支援（社会とのつながりや参加の支援）・地域づくりに向けた支援 2. 学んだことを言語化し、困りごと・疑問を言葉にできるようにする。 3. 庁内・関係者と語り合える、相談できる風土を作る。 ⇒持ち帰って組織内（課内、センター内など）で共有する。 ⇒異動しても、異動先で学んだことを普及・実践してもらい、意識をもった人を増やす。 4. 学んだことを現場の実践に活かしていく。 ⇒今日の参加者と気軽に相談し合える仲になる。 研修プログラム <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>研修プログラム</th><th>期待（狙い）</th><th>時間</th><th>配分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.保健福祉局長挨拶 研修の趣旨説明 アイスブレイク</td><td></td><td>10:00～10:20</td><td>20分</td></tr> <tr> <td>2.事例検討①【気づきを得る】 （グループワーク①）</td><td>期待の1</td><td>10:20～11:40</td><td>80分</td></tr> <tr> <td>3.背景説明【知識を習得する】 （グループワーク②）</td><td>期待の1,3</td><td>11:40～12:25</td><td>45分</td></tr> <tr> <td>休憩</td><td></td><td>12:25～13:25</td><td>60分</td></tr> <tr> <td>4.事例検討②【理解を深める】 （グループワーク③）</td><td>期待の1,2,3,4</td><td>13:25～16:15</td><td>170分</td></tr> <tr> <td>5.まとめ（グループワーク④） 岡山こども育成局長挨拶</td><td>期待の1,2,3,4</td><td>16:15～17:00</td><td>45分</td></tr> </tbody> </table>	研修プログラム	期待（狙い）	時間	配分	1.保健福祉局長挨拶 研修の趣旨説明 アイスブレイク		10:00～10:20	20分	2.事例検討①【気づきを得る】 （グループワーク①）	期待の1	10:20～11:40	80分	3.背景説明【知識を習得する】 （グループワーク②）	期待の1,3	11:40～12:25	45分	休憩		12:25～13:25	60分	4.事例検討②【理解を深める】 （グループワーク③）	期待の1,2,3,4	13:25～16:15	170分	5.まとめ（グループワーク④） 岡山こども育成局長挨拶	期待の1,2,3,4	16:15～17:00	45分	期待（狙い）に書いており、P2の期待を研修プログラムのどの項目で伝えようとしているのか、を受講者に伝えることが重要です。
研修プログラム	期待（狙い）	時間	配分																												
1.保健福祉局長挨拶 研修の趣旨説明 アイスブレイク		10:00～10:20	20分																												
2.事例検討①【気づきを得る】 （グループワーク①）	期待の1	10:20～11:40	80分																												
3.背景説明【知識を習得する】 （グループワーク②）	期待の1,3	11:40～12:25	45分																												
休憩		12:25～13:25	60分																												
4.事例検討②【理解を深める】 （グループワーク③）	期待の1,2,3,4	13:25～16:15	170分																												
5.まとめ（グループワーク④） 岡山こども育成局長挨拶	期待の1,2,3,4	16:15～17:00	45分																												

		○ご説明したとおり、今日の研修はグループワークが主で、それぞれのグループにはアドバイザーがいます。アドバイザーの役割としては、議論の中で気づいた点等があればアドバイザーが問いかけやコメントをします。なので、基本はアドバイザーを気にせずグループ内で主体的に議論してください。また、他自治体参加者の方々も数多くいらっしゃいます。この方々にもオブザーバーとして気づいた点等があればコメントをしてもらいます。 ○注意事項において「<u>厚生労働省から鍋木推進官、調査研究事業検討会の委員もご参加いただいています。</u>」と紹介 注意事項 ・ 本研修は厚生労働省の調査研究事業として実施 ・ モデル研修として岡山市で開催 ・ 本モデル研修を踏まえ、研修資料や構成を見直し、今年度中に全国自治体向け研修用テキストとして完成予定。 ・ 録音・録画・写真撮影も実施 アンケートは研修終了後、必ず提出をお願いします。 顔出しがNGの方は事務局に申し出てください。 ※その他：会議室内での飲食は可能ですが、ロビーでの飲食はお控えください。				
10:10 10:14	アイスブレイク (10分)	○お手元にあるA4の紙を1人1枚持ってください。 ⇒アイスブレイク アイスブレイク 1. A4の紙を4つ折りしてください。 2. 自分の顔を3つ書いてください。(1分) 3. 所属、名前、担当(簡潔に)、3つの顔で自己紹介をしてください。(1人1分) アイスブレイク(例) <table><tr><td>市役所16年目、 医療・介護・福祉9年目 の事務職</td><td>中学生2人の子を 持つ父親</td></tr><tr><td>スポーツジムに週2回通い、 ボクササイズとヨガでリフレッシュ</td><td></td></tr></table> 最初で受講者も緊張しているので、多めに時間をとってグループ内のコミュニケーションを促したほうがいいです。 岡山市の場合は当日配布資料としましたが、事前配布資料として事前に考えてきてもらったほうがスムーズに進行できると思います。	市役所16年目、 医療・介護・福祉9年目 の事務職	中学生2人の子を 持つ父親	スポーツジムに週2回通い、 ボクササイズとヨガでリフレッシュ	
市役所16年目、 医療・介護・福祉9年目 の事務職	中学生2人の子を 持つ父親					
スポーツジムに週2回通い、 ボクササイズとヨガでリフレッシュ						

10:20
10:34

事例検討①

○進め方はここに書いてある通りKJ法ですが、発表者を事前に決めておいてください。
○注意事項としては・・・（読み上げ&補足）

グループワークについて

進め方

・KJ法（付箋、模造紙、ペンを使用）
1.付箋に意見・アイデアを書き出す
2.付箋を模造紙に貼る
3.付箋をカテゴリ分けする
4.発表
※発表者をグループ内で決めてください。

注意事項

・質より量。

・自由な発言をする。

・批判しない。

・決めつけをしない。

【事例 1】

○それでは早速グループワークです。皆さんは【資料 2】 2 ページをご覧ください。それで、となりの人とペアになり、「あなた」と「窓口」に分かれてこの事例 1 を読み上げてください。奇数のところはオブザーバーと組んでください。ではどうぞ始めてください。（2分）

事例 1

◆あなたの状況

- あなたは 34 歳の女性です。
- 知的障害があり、障害基礎年金をもらっています。
- 離婚した子どもを連れて実家に戻りました。



◆相談の場面

あなた：ひとり親になると手当がもらえるか聞いて相談に来ました。今、実家にいます。

窓 口：※あなたには以下のように聞かれています。

ジドリフワテアのシンセイですね。せたいのシューニユーで
もらえるさんがくさります。
ケー七をひいたり、コージもありませんから、ケーサンしてみないと
いけらなるか、いえません。・・・ # 々々

あなた：……

(たくさん書類を渡された。頭がぼおとしてきた。)

窓 口：△△さん？ ダイジョーブですか？ わからないところは ありませんか？



【質問 1】

○それでは質問に移りますが、このグループワークでは 2 問設問がありますので、模造紙の真ん中に線を引いて 2 つに分けておいてください。

○では最初の質問です。付箋でそれぞれ書いてもらう作業が 4 分、グループ内で発表し、意見交換しながらカテゴリ分けするのが 10 分、計 14 分で作業してください。それでは始めてください。

※「適宜トイレ休憩をとってもらって構いません」とアナウンス

グループワーク 1

相談した人はどういう気持ちだったでしょうか？

一つ目の質問でまだ受講者も緊張しているの、様子を見ながら必要であれば多めに時間をとってください。後半からは受講者も慣れていくので、議論がスムーズになります。

11:16 11:25	【質問2】	○では2つ目の質問です。始めてください。 (付箋作業4分)、貼り出し10分) グループワーク2 対応した職員はどんなところに気づけばよかったですか？	
11:30 11:35	【発表】	○では発表です。発表したいグループいますか？ (4分×2グループ) ○(発表後)アドバイザーから補足ありますか？ <u>※松岡コメントまたはアドバイザー、グループ、オブザーバーにコメントを振る。(1分)</u>	
	【休憩(余裕あれば)】	○余裕があれば休憩をとる(5分または10分)	
11:40 11:47	【背景説明: 国の動向】	○それでは背景説明に移ります。国の動向については厚生労働省地域共生社会推進室の鍋木推進官にお願いします。(10分) 国の動向 厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」 (地域共生社会推進検討会)最終とりまとめ(概要) (令和元年12月26日)より抜粋 14 (p100~107参照)	講義時間については20分(厚労省10分+岡山市10分)としていましたが、長くとも良いと思います。講義部分がGWに取り組むうえでの考え方の材料となります。 ・今回の講義は大枠(制度概要、成立の背景等)の説明が主であったが、実践の考え方(=GWの材料)についても説明してもいいです。 例えば、これまでに取り組んできた事例での実践内容や、支援者として姿勢など…。参加者は理念より具体例が聞きたいはずだと思いますので、それこそ援助を断られたケースでの対応例なども良いのではないかと思います。 ・講義前と講義後で、GWの内容が変わるようなものになれば望ましい。
11:50 12:01		○それでは、岡山市の現状説明は事前にお伝えしたとおり省略しまして、岡山市の取組について岡山市保健福祉企画総務課平野副主査から説明します。(10分) 岡山市の取組 (p122~131参照)	

12:00 12:11	【グループワーク②】	○それでは事前にお伝えしたとおり、現状データのグループワークです。（質問読み上げ）それでは始めてください。付箋に書きだしが2分、それぞれグループ内で発表が18分、計20分をお願いします。 グループワーク 岡山市の現状データを2つ以上組み合わせることで、気づいたこと、こういった課題が見えそう、といったことを考えてみてください。 （例：ハイリスク妊産婦連絡票が年々増加している。児童虐待の通告件数も年々増加している。 ⇒ハイリスクの妊産婦が増加していることが児童虐待の通告件数の増加にも影響している？） 「実際のデータと現場の肌感覚でこういう違いがある」といったことも考えてみてください。 岡山市の現状 （p107～121参照）	実際に行ってみたところ、データの組み合わせは普段データを見ていない人も多く、ハードルが高かったかもしれないので、まずは気づいた点のみを発表する形でいいかもしれません。「データを見て気づいた点やデータと現場の肌感覚で違うところ、同じようなところがあるか考えてみてください。また、違う分野のデータと照らし合わせたときに気づきや課題等あればそれも発表してみてください。」など
12:20 12:35		○では発表です。発表したいグループいますか？ （2分×2グループ） ※松岡コメントまたはアドバイザー、グループ、オブザーバーにコメントを振る。（1分）	
12:25 12:43	【昼休憩】	ここでの飲食はOKですが、ロビーでの飲食はお控えください。 13：25から再開します。	
13:25 13:45	【事例検討②】	○それでは後半に入ります。後半もがつつりグループワークをしてもらいます。資料2、5ページ事例1をご覧ください。 ○前半と同じようにとなりの人とペアになり、「あなた」と「窓口」に分かれてこの事例1を読み上げてみてください。それでは始めてください。（5分） 事例検討②（グループワーク）	

13:30 13:50	【質問①】	事例 1 ◆相談者の状況 ● 自宅で民宿を経営していたが、建物の老朽化が進み、新しくできたきれいな民宿にお客さんが流れ、経営が悪化。2年前に廃業した。 ● 夫は昨年、癌で亡くなった。 ● 私名義の借金が毎月返済が迫っているが、私のパート収入だけでは返せない。 ● 成人した子どもが2人いるが、息子はひきこもり、娘は小学生の頃から選択制減額※で外では話せない。 ● もうひとりどうしていいかわからない。当面の生活費を貸してもらえないだろうか。 ※選択制減額：話す能力はあるが、学校や職場など特定の場所や場面、特定の人と話すことができない状態。 ◆相談窓口のやり取り 相談者：生活が苦しくて、当面の生活費を貸してもらいたのですが、借金も抱えていて、その返済で大変なんです。 窓 口：「〇〇貸付制度」というものがあるのですが、貸付に条件があるので難しいかもしれませんね。すでに借金がありますからね。」 相談者：（困ったな、もう親戚にはこれ以上頼めないし。） 昨年、主人が亡くなって、私の働きだけでは、もうどうしたらよいか。 窓 口：子どもたちに働いてもらうとかはふりですか？一度、生活保護の相談もされませんか？生活保護を受けるためには、家や自動車を持つことに制限があるかもしれませんが。」 相談者：いえ、生活保護は無理です。電車やバスが不便な地域なので車も手放せないし、親戚の手前もありますし、自分でなんとかします。 ※ここではどうにもならないと思い、窓口を出た。	
13:45 14:01	【質問②】	○それでは質問に入ります。このグループワークでは4つの質問があります。まず一つ目です。（質問読み上げ） グループワーク1 この人が抱えている困りごとは何でしょうか？ ○前半と同じように同様に進めてください。付箋作業5分、貼り出し10分、計15分で作業してください。では始めてください。	
14:00 14:13	【質問③】	○では2つ目の質問です。始めてください。（付箋作業5分）、貼り出し10分） グループワーク2 誰（どこ）に協力を求めますか？	
14:00 14:13	【質問③】	○では3つ目の質問です。ここは2つの質問があります。 ○こちらについてはアドバイザーにも問いかけてもらいながら進めてもらいます。始めてください。（30分） グループワーク3 「誰（どこ）に協力を求めますか？」について、なぜそう思いましたか？ 5年後、誰（どこ）と繋がっていてほしいと思いますか？	特になぎ方、言い方は重要でここで連携が失敗し、押し付け合いになっているケースが多いことが見受けられます。 このため「生活困窮者」は寄り添いサポートセンター（自立相談支援機関）につなぐ、といったときに「センターの誰につなぐか。」「どういう言い方でつなぐか」といった問いかけをアドバイザーからしてもらい、具体的な支援のヒントを引き出すことが重要です。

14:30 14:35	【休憩】	○休憩後発表してもらいます。（10分休憩）	
14:40 14:45	【発表】	○それでは再開します。発表したいグループいますか？ （5分×3グループ）（15分） ※松岡コメントまたはアドバイザー、グループ、オブザーバーにコメントを振る。（1分）	
14:55 14:59	【事例2】	○それでは先ほど同様にペアで読み上げてください。今回は先ほどとあなたと窓口を入れ替えてください。それでは始めてください。（5分） 事例2 ◆相談者の状況 ● 児童養護施設を出てから工場で働いたりもしたが続かず、勤務日数が少なくても稼げるから、今は風俗で働いている。だけど、精神的にいつもしんどくて、眠れない時もある。 ● 同棲している彼はお店のマネージャー。私と違って仕事が好きそう。彼は金遣いが荒く、わたしの稼いだお金で生活している。お金が足りないという、そして暴力もある。実家の父親にそっくり。 ● 母親に一度電話をしたら、「それくらい我慢するしかない」と言われた。 ● このままではダメだとわかっていても、考えと余計にしんどくなる。 ● 送られてくる役所の手続きの書類も、毎年どう書いていいいのかわからない。 ● いろいろなことを誰かに相談にのってもらいたい。 ◆相談窓口のやり取り 相談者：同棲している彼と別れたいけれど、お金も行く当てもなく... 風俗の仕事も辛いし... いろいろ相談にのってもらいたいのですが... 窓口：風俗の仕事なんて良いんですよ。もっと自分を大切にしないと。早く辞めて普通の仕事に転職しましょう。パロークと一緒に仕事を探しませんか？ 相談者：パロークなら、ひとりで行けます。 窓口：それでは、何をお手伝いしましょうか？ それと、ご家族によく相談されてはどうですか？ 相談者：.....（困っていることがよくわからないし、母親に言っても分かってもらえないから、ここへ相談してきたのに...） ※ここでは相談にのってもらえないと思い、窓口を出た。	
15:00 15:03	【質問①】	○前半と同じように同様に進めてください。付箋作業5分、貼り出し10分、計15分で作業してください。では始めてください。 グループワーク1 この人が抱えている困りごとは何でしょうか？	
15:15 15:11	【質問②】	○では2つ目の質問です。始めてください。（付箋作業5分）、貼り出し10分） グループワーク2 誰（どこ）に協力を求めますか？	
15:30 15:17	【質問③】	○では3つ目の質問です。ここは2つの質問があります。 ○こちらについては先ほど同様アドバイザーにも問いかけてもらいながら進めてもらいます。始めてください。（30分）	

		グループワーク3 「誰（どこ）に協力を求めますか？」について、なぜそう思いましたか？ 5年後、誰（どこ）と繋がっていてほしいと思いますか？	
15:55～ 16:05	【休憩（余裕あれば）】	○余裕があれば休憩をとる（5分または10分） →休憩は15:55～16:05に変更	
16:00 15:35	【発表】	○それでは発表です。発表したいグループいますか？ （5分×3グループ）（15分） ※松岡コメントまたはアドバイザー、グループ、オブザーバーにコメントを振る。（1分）	
15:45		当日、追加で質問「相談したら断れることありますよね？どこに相談してもうちじゃない、と言われて自分が受け取ったままになってしまった。その時2人3脚（自分も一緒に動く前提）でやるなら誰に相談しますか？」	
15:55		【休憩】	
16:15 16:05	【グループワーク④】	○それでは最後のグループワークです。資料2の7ページをご覧ください。 ○この3つについて、意見を出し合ってください。正解があるわけではありませんので、難しく考えず、これまでグループワークした内容や聞いた話を元に意見を出し合ってください。 まとめ 1. 断らない相談支援とは 2. 伴走型支援とは 3. 参加支援（社会とのつながりや参加の支援） 地域づくりに向けた支援とは	精神障害が疑われるから精神保健を担当している保健センター、といった型にはまった回答が多く、NPOなどの地域資源が出てこなかったことと、他の担当に丸投げしている発言があったので、お願いして断れたらどうするのか、といった視点で質問を追加しました。 これにより、具体的に支援に協力してくれるNPO法人等の具体名やできることの紹介があり、参加者が新たな資源をすることにつなげることができました。 また、このケースの場合は「自分のところはここまでの支援を行うことができる」といった具体的な支援内容の発言を促すことができ、実際に他機関がどこまでできるか、といった理解が深まりました。
16:40 16:40	【発表】	○それでは発表です。発表したいグループいますか？ （3分×3グループ）（9分）	
16:50 16:56	【まとめ】	【メモ】グループワークの発表に応じてアレンジして松岡コメント。（5分程度）	

		1. 断らない相談支援とは ○ 「孤立」が大きなテーマ。そこにフォーカスして、誰にもつながれていない状況を想像する。 ⇒支援者目線ではなく当事者目線。 ○ 「解決」ではなく「つながり」に意味があり、つながり方は要支援者によってさまざまである。 ⇒相談にならない相談をつなぎとめる。（家族の代わり、お金、ニーズが不明瞭など） 2. 伴走型支援とは ○ 要支援者と一緒に考えることでスタートラインに立つ。「一緒に考えた」ことが伴走となる。 ⇒必ずしも解決だけが支援ではない。一緒に考えることで要支援者と信頼関係が生まれ、その後の支援につながる。 ○ 「支援者側」の伴走とは、仲間ができることである。支援者は「自分は困っている」と発信できることが大切であり、支援者側もチームで対応することが重要。 ⇒1 担当者、1 機関で抱えない。 3. 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）・地域づくりに向けた支援 とは ○ 「参加支援」は地域づくりにつながるものである。孤立解消に向けて、個別支援から地域づくりを地域や関係機関・関係者とともに始めることが重要。 ⇒見守り、集いの場所など <u>○事前配布資料2ページ「期待すること」に戻り、それぞれについてできたかどうか問いかけ。</u> ①気づく、そのために支援者目線ではなく当事者目線 ②つながる、それは当事者だけではなく支援者同士も。だから顔の見える関係が大事。 <u>○最後にのりしろを出す。</u> ○検討会の中でもこの取組をやるかやらないかで、10年後の自治体に差がつく、といった意見もあった。それはみなさんひとりひとりの取組の積み重ね。 ○地域共生は掛け合わせプラスアルファという言い方もある。正解はない。いろんな言葉で解釈していい。関係者でともに考え、行動に移すことが地域共生そのもの。難しく考えなくていい。ちょっとした工夫、気づき、チームで考えることが困難を抱える当事者のその後の人生を劇的に変えることができる。	あくまで一つの考え方です、この通りに言う必要や無理してまとめる必要はなく、それぞれのグループで発表した意見でいい意見をピックアップし、簡単にコメントすれば十分です。
--	--	---	---

16:55 17:07	【挨拶】	岡山っ子育成局長挨拶（5分） ○今日は長時間にわたりお疲れさまでした。これを持ちまして、本研修を終了します。ありがとうございました。	
17:00 17:12	【終了】	○最後にアンケートを記載の上、事務局に提出をお願いします。必ず提出をお願いします。	

◆ 開会あいさつ：岡山市保健福祉局 局長 福井 貴弘 氏 ◆

- 今日、岡山市でこの会を開催されることを大変光栄に思っております。ここに今日お集まりの岡山市の関係者の方々だけではなく、厚生労働省の鎗木様、そして研究事業の坂本委員長をはじめとされる委員の皆さま、そして市外・県外からも大勢の方々がお見えのようです。本当にありがとうございます。
- 地域共生社会について、平成 28 年に1億総活躍プランが国で出されてから3年ほどになりますが、その後、社会福祉法等も改正されて、これから各自治体、各地域で具体的に取り組んでいかなければならない状況になっています。しかし、地域共生社会という言葉自体、携わっている職員や関係者には伝わっていますが、一般市民までには浸透していないのではないかと思います。
- その一方で、現場で起こっていることは、今日集まっている皆さんは身に染みて感じられていると思いますけれども、ダブルケアの問題だったり、虐待だったり、そこに精神疾患が絡んだり、複合課題といいますか、複雑なケース、困難なケースというのが増えているのではないかと思います。
- その対応ということになると、1つの機関、1つの部署だけでは済まないということが、どんどん増えています。そのために、この地域共生社会への取組というのが、まさに喫緊の課題となっている訳です。岡山市でも平成 30 年に地域共生社会推進計画をつくり、それに合わせて「断らない相談」ということで相談窓口を開設して取り組んでいますが、岡山市も、まだまだこれからという状況にあります。
- 何が重要かという、まさに、このような研修で具体的な事例などを通して、さまざまな職種の皆さんと顔を合わせてお互いそれを知ることだけでも、十分効果があります。今後、おそらく現場に戻られて日々の仕事、業務をされるうえで、きっといろいろな相談が飛び込んで来ると思います。その時に、いかに関係者の顔が浮かんでくるか、その言葉を自分の頭の中で分かっているか。それによって言葉がすぐに出きますし、またその対応の中で、お互いに連携しなければいけない機関もすぐに思い浮かぶ。それをいかに培っていくかが大事ではないかというふうに思います。
- そのためにも、正解があるわけではありませので、時間をかけて、じっくりじっくりネットワークを広げていって、またそういった人材というものを人が変わっても、それで終わるのではなく、どんどん後につないでいけるような、そういった体制というのが非常に重要ではないかと思っております。
- 今日はこのあと、グループワークなどもあって、夕方 17 時までかなり綿密な会議になろう

かだと思います。それぞれのグループになっていますけれども、気軽に、ざっくばらんに、それぞれの思ったご意見・疑問点、恥ずかしいというのではなく、和気あいあいと賑やかに話し合っただけいたらよいのではないかと思います。他自治体から本日足を運んでくださっている方々も、ぜひこのグループワークの中でも普通にどんどん発言いただけたら幸いです。この会が実りある会となることを、そして本日お集まりの皆さま方の益々のこれからのご活躍、ご健勝を祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございます。よろしくお願いします。

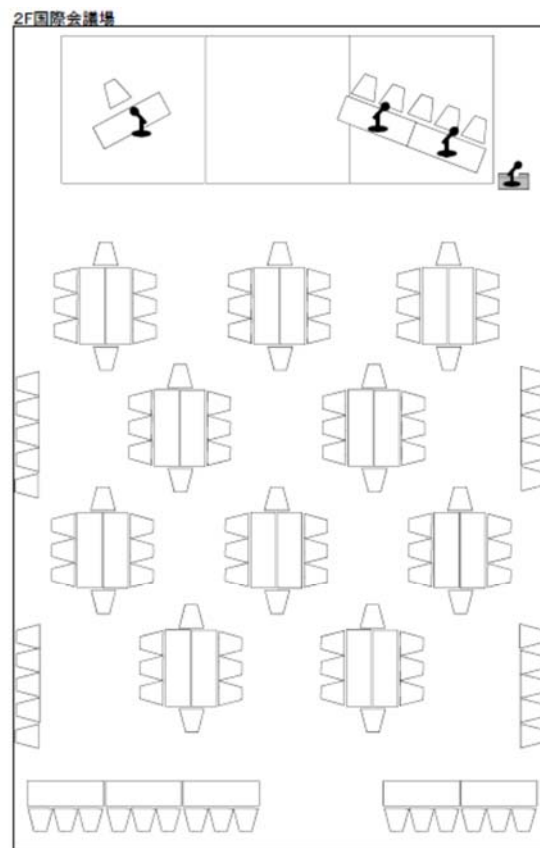
◆ 閉会あいさつ：岡山市岡山っ子育成局 局長 岡崎 尚子 氏 ◆

- 本日は午前午後と長時間にわたり研修会参加、本当にお疲れ様でした。また厚生労働省から鍋木様はじめ検討委員の皆さま、県内外から参加いただいた方々、本当にありがとうございました。
- さて、今日はグループワークを中心とした研修ということで、皆さん、いろいろとやり取りをしながら話を進めていただいたと思います。相談を受ける側、相談をする側、立場を変えたり、そしてまたそれぞれの機関をこえて一緒に考えるというような経験の中で、多くの気づきがあったのではないかと思います。私自身、今日の研修会に参加させていただいて気づいたことや感想を述べさせていただきます。
- まず、「意識する」ということ。思っている以上に相談窓口というのは非常に敷居が高いものなのだということです。当事者にとっては、やはり相談に結びつくまでには、すぐく時間がかかる。日本では戦後長らく、民事不介入という姿勢が徹底されてきたので、そもそも家庭のこのような問題を相談することすらイメージできない、という方も多くいると思います。だからこそ、今日示した事例のように、窓口に来られた方、本当に「相談に来てくださってありがとうございます」ですね。そこでやはり、きちっと「まずは受ける、断らない」ということ、すごく大事なことかなと思います。しかし機関それぞれに限界があります。「機関の限界が支援の限界」にならないように、つなぐことが大事ということになろうかと思います。しかし、つなぐということ…非常に難しいですね。それぞれの機関につなぎたいけれども、うまくつながらないということ、皆さんずいぶん経験されているのではなかろうかと思います。
- 岡山市は平成 21 年に政令指定都市に移行したとき、児童相談所をもちました。そのときに起こったのが、「虐待」という言葉がついた途端に、児童相談所に相談が集中したことです。そこで児童相談所が『丸投げ禁止という』というキャッチフレーズを出しました。本当に導火線がついた爆弾を投げるような、そんな感じです。ただそれではいけないということで、福祉事務所の地域子ども相談センター、そして保健センターが一緒になって動く体制を整えました。…3 年から 5 年かかったかなという印象ですけれども、今、本当にうまく役割をもちながら、児童相談所と関係もしながら動いているのではなかろうかなと思います。本当に皆さま方々、いろいろと工夫しながら取り組んでいただいていると思います。
- そしてつなぐ際に、やはり大事なものは、相手がどんなことができるのかということとともに、相手の機関の限界を知っておくこと。どうしてもその限界を知らずにつなごうとすると、ともすれば押しつけになったり、相手が引いてしまうようなことがあろうかと思います。なかなかうまくいかない時に組織的に解決するルートを確保しておくこと。顔と顔が見える関係、ひ

とひとネットも大事ですし、組織的に解決する。最後はこの総合相談の体制の中でのコーディネーターに相談を持ち込む、ということも1つの解決策につながってくることかなと思います。

- そして最後に感じたことが、相談する側、支援を受ける側というのは、いつまでも支援を受ける側ではないということです。5年後、10年後の話をした時に、皆さんの話を聞いていて私もあーと思いました。例えば、精神障がいをお持ちの方が、新たなつながりや取組の中で、例えばサポーターとして活躍したり、DVを受けた方が自立していく中で、一人親の就労支援に取り組む NPO 法人を立ち上げたりというような動きがございます。既存のサービスだけでは対応しきれない…、新たにどのようなことができるのか、これはもう皆さま方のいろいろな知恵を寄せ合うことが大事かなと思います。いま、「DV」「虐待」「引きこもり」「8050」など、おせっかい行政が求められる時代なのだというような気がつくづくしております。そういった意味では今日の研修で得られた気づき、そして顔と顔が見える関係を活かし、日頃の現場での実践につなげていただきたいと思います。
- 長くなりましたが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

3. 会場レイアウト、研修風景



【研修スライド資料一式】

岡山市地域共生社会実現のための 専門職人材育成研修

令和2年1月24日

岡山市保健福祉局・岡山っ子育成局
(事務局：保健福祉企画総務課)

研修趣旨

- 地域共生社会とは誰もが支えあいながら孤立することなく住み慣れた地域で暮らしていけることを目指すもの
- 国民皆保険、介護保険制度に次ぐ戦後第3の節目とも言われ、国は社会福祉法を改正し、地域共生社会について市町村が進めることを努力義務化※
- 背景は社会的孤立、複合課題や制度の狭間の顕在化
- 本研修ではこれからの社会で求められる福祉の基本的な考え方を学び、現場での実践に活かしていくことを目的とする

※平成30年4月、改正社会福祉法が施行され、住民や福祉関係者が、①支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題を把握し、②関係機関と協働・連携等を行って解決を図ることができるようになるために、市町村は、以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定している。

- ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- ・主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

研修受講者に期待すること

1. 困難を抱える当事者・家族を支援するにあたって、これから必要となる基本的な考え方を学ぶ。
⇒1.断らない相談支援、2.伴走型支援、3.参加支援（社会とのつながりや参加の支援）・地域づくりに向けた支援
2. 学んだことを言語化し、困りごと・疑問を言葉にできるようにする。
3. 庁内・関係者で語り合える、相談できる風土を作る。
⇒持ち帰って組織内（課内、センター内など）で共有する。
⇒異動しても、異動先で学んだことを普及・実践してもらい、意識をもった人を増やす。
4. 学んだことを現場の実践に活かしていく。
⇒今日の参加者と気軽に相談し合える仲になる。

2

研修プログラム

研修プログラム	期待 (狙い)	時間	配分
1.保健福祉局長挨拶 研修の趣旨説明 アイスブレイク		10：00～10：20	20分
2.事例検討①【気づきを得る】 (グループワーク①)	期待の1	10：20～11：40	80分
3.背景説明【知識を習得する】 (グループワーク②)	期待の1,3	11：40～12：25	45分
休憩		12：25～13：25	60分
4.事例検討②【理解を深める】 (グループワーク③)	期待の 1,2,3,4	13：25～16：15	170分
5.まとめ（グループワーク④） 岡山っ子育成局長挨拶	期待の 1,2,3,4	16：15～17：00	45分

注意事項

- 本研修は厚生労働省の調査研究事業として実施
- モデル研修として岡山市で開催
- 本モデル研修を踏まえ、研修資料や構成を見直し、今年度中に全国自治体向け研修用テキストとして完成予定。
- 録音・録画・写真撮影も実施



アンケートは研修終了後、必ず提出をお願いします。
顔出しがNGの方は事務局に申し出てください。

※その他：会議室内での飲食は可能ですが、ロビーでの飲食はお控えください。

4

アイスブレイク

1. A4の紙を4つ折りにしてください。
2. 自分の顔を3つ書いてください。（1分）
3. 所属、名前、担当（簡潔に）、3つの顔で自己紹介をしてください。（1人1分）

アイスブレイク（例）

市役所 16 年目、 医療・介護・福祉 9 年目 の事務職	中学生 2 人の子を 持つ父親
スポーツジムに週 2 回通い、 ボクササイズとヨガでリフレッシュ	

6

事例検討①（グループワーク）

グループワークについて

進め方

- ・KJ法（付箋、模造紙、ペンを使用）
- 1.付箋に意見・アイデアを書き出す
- 2.付箋を模造紙に貼る
- 3.付箋をカテゴリ分けする
- 4.発表
- ※発表者をグループ内で決めてください。

注意事項

- ・ 質より量。
- ・ 自由な発言をする。
- ・ 批判しない。
- ・ 決めつけをしない。

8

事例 1

◆あなたの状況

- あなたは34歳の女性です。
- 知的障害があり、障害基礎年金をもらっています。
- 離婚して子どもを連れて実家に戻りました。



◆相談の場面

あなた：ひとり親になると手当がもらえると聞いて相談に来ました。今、実家にいます。

窓 口：※あなたには以下のように聞こえています。

ジドウフヨウテアテのシンセイですね。せたいのシューニューで
もらえるきんがくがきまります。

ケーヒをひいたり、コージョもありますから、ケーサンしてみないと
いくらになるか、いえません。・・・＊＃＄＆・・・

あなた：……☹

（たくさん書類を渡された。頭がぼおとしてきた…）

窓 口：△△さん？ダイジョーブですか？わからないところは ありませんか？



9

グループワーク 1

相談した人はどういう気持ちだったでしょうか？

10

グループワーク 2

対応した職員はどんなところに気づけばよかったのでしょうか？

事例 2

◆あなたの状況

- あなたは生活が苦しく、家賃や電気代などの支払いはいつも遅れ気味です。
- 昨年、自転車事故で他人に怪我をさせ、実家の母親が蓄えを送ってくれて何とか示談にしました。
- その時のお金も少しずつ返しているので、生活は一向によくなりません。
- ある日、税滞納で口座を差し押さえられ、驚いて市役所に行きました。



◆相談の場面

窓口：何回かお手紙を差し上げましたが連絡をいただけなかったので、口座を差し押さえさせていただきました。この滞納額だと、毎月3万円ずつ支払っていただければ今期のうちに払い終わります。

あなた：毎月3万円ですか・・・

窓口：いろいろご事情がおありになるのだろうとは思いますが、税金は何よりも優先して支払ってもらわなければなりませんからね。毎月3万ということでよろしければ、こちらにご署名をお願いいたします。

あなた：わかりました・・・（払えないかもしれないけど、約束するしかないか・・・）



12

背景説明

国の動向

厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と 多様な参加・協働の推進に関する検討会」 (地域共生社会推進検討会)最終とりまとめ(概要) (令和元年12月26日)より抜粋

14

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（*）
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

（*）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年（平成29年）6月2日公布。2018年（平成30年）4月1日施行。

15

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

1 設置の趣旨

共同体の機能の一層の低下、人口減少による地域の持続への懸念などの近年の社会の変化や、地域の実践において生まれつつある新しい価値観の萌芽を踏まえ、今後の社会保障制度のあり方をどのように考えていくかという、中長期的な観点も念頭に置きつつ、当面の課題として、平成29年介護保険法等改正法の附則に規定される公布後3年（令和2年）の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による検討会を開催する。

2 主な検討項目

- ・次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方
- ・地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能 等

3 構成員（敬称略・五十音順）

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長	田中 滋	埼玉県立大学 理事長
池田 洋光	高知県中土佐町長	知久 清志	埼玉県福祉部長
池田 昌弘	NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長	野澤 和弘	一般社団法人スローコミュニケーション 代表
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長		植草学園大学 客員教授
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長	原田 正樹	日本福祉大学 副学長
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	平川 則男	日本労働組合総連合会 総合政策局長（第6回まで）
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院 教授	堀田 聡子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授
佐保 昌一	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長（第7回から）	本郷谷 健次	千葉県松戸市長
助川 末枝保	船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター センター長	宮島 渡	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 代表
立岡 学	一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事	◎ 宮本 太郎	中央大学法学部 教授
		室田 信一	首都大学東京人文社会学部人間社会学科 准教授

（◎：座長）

4 審議スケジュール・開催状況

（第1回）2019年 5月16日（木）	地域共生社会に向けた検討の経緯・議論の状況について
（第2回）2019年 5月28日（火）	関係者からのヒアリング等
（第3回）2019年 6月13日（木）	包括的な支援について①
（第4回）2019年 7月 5日（金）	包括的な支援について②
（第5回）2019年 7月16日（火）	中間とりまとめ案について
（第6回）2019年10月15日（火）	新たな事業の枠組みについて・関係者からのヒアリング
（第7回）2019年10月31日（木）	包括的支援体制の構築に向けた基本的な考え方・関係者からのヒアリング
（第8回）2019年11月18日（月）	これまでの議論をふまえた整理
（第9回）2019年12月10日（火）	最終とりまとめ案について

※ 本検討会は、社会・援護局長の下に置くこととし、庶務は地域福祉課において行う。

16

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ 概要

I 地域共生社会の理念

- **地域共生社会の理念**とは、**制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らし、支えあうことができる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方**。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

II 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、**一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生活を継続していくことを支援する機能の強化**が求められている。
- 専門職による対人支援は、「**具体的な課題解決を目指すアプローチ**」と「**つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）**」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。
- 伴走型支援を実践する上では、**専門職による伴走型支援**と地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、**地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り**といった双方の視点を重視する必要がある。それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

1 事業の枠組み等

- 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「**断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設**すべき。

断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
○ 本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援 ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能 ② 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 ③ 継続的につながり続ける支援を中心に担う機能 ※ ②及び③の機能を強化	○ 本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながらかつ、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。 ○ 狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。 （例）生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる	○ 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。 ① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援 ② ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

- 対象は、本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える**全ての地域住民**とすべき。
- 新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にあることから、**任意事業とし、段階的实施**とすべき。
- 新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながらかつ進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、**圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組み**とする必要がある。
- 国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、**制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進**する必要がある。

17

Ⅲ 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方（続き）

2 市町村における包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点

- 市町村は地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うとともに、地域住民や関係機関等と議論をし、域内における包括的な支援体制の整備について考え方をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。この際、新たな縦割りを生み出さないよう留意。
- 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していくことが必要。
- 市町村が、地域住民や関係機関等とともに考え方を共有し、事業を推進するため、関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべき。

3 介護、障害、子ども、生活困窮等の各制度から拠出する際の基本的な考え方

- 介護、障害等の既存の各制度における基準額や補助率が異なることを踏まえ、事業費の積み上げ方や配分方法について検討を行う必要がある。その際、既存制度からの拠出は、合理的なルールに基づく機械的な方法による按分とすることが必要、現在の取組を継続できるような交付水準を保つべきといった意見を踏まえ、より詳細を検討すべき。
- 現行の各経費の性格の維持など国による財政保障にも十分配慮する観点から、シーリング上、現在義務的経費とされているものについては、引き続き義務的経費として整理できるような仕組みとすべき。

Ⅳ 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

1 人材の育成や確保

- 包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取組を進めることが重要。また、市町村においては、庁内全体で包括的な支援体制について検討し、体制の構築を進める中で、福祉部門の職員だけではなく、職員全体に対して研修等を行う必要がある。事業開始後も、人材を組織的に育成しつつ、チームで対応していくことが求められる。

2 地域福祉計画等

- 新たな事業については、地域福祉計画の記載事項とすべき。計画の策定過程を通じて、市町村が、住民や関係者・関係機関との意見交換等を重ね、包括的な支援の考え方や新たな事業に関する共通認識を醸成することが重要。都道府県においても、地域福祉支援計画の記載事項とすべき。

3 会議体

- 多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となるため、情報共有や協議を行う場（会議体）の機能が重要。既存の属性別の制度等による会議体があることに十分に留意して、これらを活用し、市町村の職員も参画した上で、個別事例の検討等を行うことが望ましい。

4 都道府県及び国の役割

- 都道府県は、市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援、広域での人材育成やネットワークづくり、広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応などの役割を担うことが考えられる。
- 国はSNS等も活用しつつ、都道府県域を越える相談事業を進めるほか、市町村等に対して、標準的な研修カリキュラムや教材等の整備、都道府県と連携した人材育成の推進、未実施自治体やその関係者の機運醸成のためのシンポジウム等の開催、職員を個別に市町村への派遣、事例の分析や共有といった支援を進めることが考えられる。

18

（参考）3つの支援について

	断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
内容	本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援	本人・世帯の状況に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援
スキーム	【具体的な機能】 ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能（相談を受け止める機能） ②世帯を取り巻く支援関係者を調整する機能（多機関協働の中核の機能） ③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能（継続的につながる機能） ※ ②及び③の機能を強化 【域内全体で備えるべき体制】 ・既存の相談支援機能も活用しながら、域内全体で属性や課題が明確でない相談も含め対応できる体制とすること ・上記の①から③までの機能を有すること ・相談支援へのアクセスを住民にとって容易とするための措置（例えば、住民の身近な生活圏において相談支援を行う場を明示するなど）を講じること	○個性が高まり生じている狭間のニーズにも対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充（※）していく取組を中心に位置付け、既存的人的・物的資源の中で、本人・世帯の状況に合わせた多様な参加支援の提供を行う。 （※）活用方法の拡充の例 ・生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる ・個人商店を中間的就労の場として、対人コミュニケーションが苦手な者を受け入れ、就労・社会参加に向けた支援を行う ・地域の空き家を使って、地域のボランティアが勉強を教える場所をつくり、学校とも連携しつつ、不登校の生徒に参加を働きかけ、支援を行う	【具体的な機能】 ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援（場や居場所の確保支援） ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能（地域づくりのコーディネート機能） ※地域づくりのコーディネート機能は、「個別の活動や人のコーディネート」と「地域のプラットフォーム」の2つの機能を確保。
圏域、人員配置等	○市町村において、既存施設・機関の分布など地域の実情を踏まえ、個々の施設・機関が担う役割を含め、圏域についても検討。 ○人員配置は、それぞれの機関が担う機能や配置状況等を踏まえ、市町村において検討。これまで各機関が地域で果たしてきた役割が継続的に担えるようにすることが必要。	○市町村がそれぞれの地域資源を最大限活用して、構築することができると設計とすべき。	○住民に身近な圏域と住民に身近な圏域よりも大きな範囲（市町村等）の重層的な視点が必要。 ○人員配置は、それぞれの機関が担う機能や配置状況等を踏まえ、市町村において検討。これまで各機関が地域で果たしてきた役割が継続的に担えるようにすることが必要。
財政支援	○以下の機能の確保に必要な経費について一括して交付することを検討すべき。 ・属性毎の相談支援の機能 ・多機関協働の中核の機能 ・継続的につながる機能	○既存の地域資源に対して活用方法の拡充を働きかけるなど、地域資源と支援対象者との間を取り持つ機能に必要な経費に対し、国として財政支援を行うことを検討すべき。 ○拡充に要する費用負担についても、既存の制度での対応が困難な場合については、参加支援の機能の一部として補助できるようにすべき。	○市町村内の支援体制として、場や居場所の確保支援及び地域づくりのコーディネート機能の確保に必要な経費に対し一括して交付することを検討すべきである。
その他	○特定の相談機関や窓口が全てを丸抱えるのではなく、適切に多機関協働を進め、市町村全体でチームによる支援を行うもの。	○既に社会参加に向けた支援を担っている既存制度による支援と十分連携しながら行うことが必要。	○地域づくりにおいては、福祉の領域を超えて、地域全体を俯瞰する視点が不可欠であり、まちづくり・地域産業など他の分野の可能性も広げる連携・協働を強化することが必要。

※ 3つの支援を一体的に行うことによって、本人と支援者や地域住民との継続的な関係性を築くことが可能となり、これらの関係性が一人ひとりの自律的な生を支えるセーフティネットとなる。

日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050)している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

〈共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

＜人口減による担い手の不足＞

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

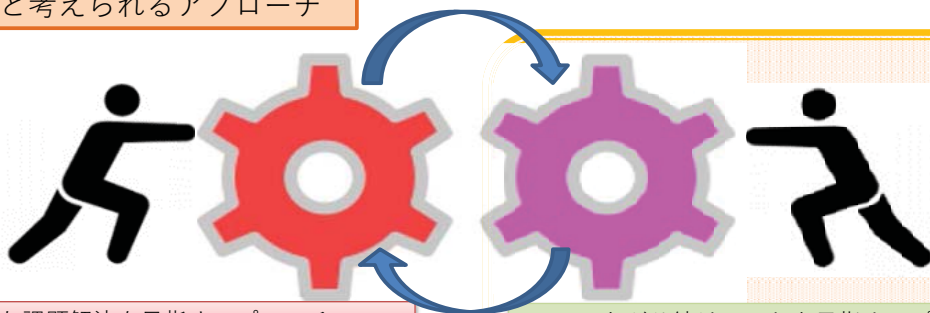
◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係をを超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

20

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。

21

伴走型支援と地域住民の気にかける関係性によるセーフティネットの構築

伴走型支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援
(※)自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
- 「支える」「支えられる」という一方の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。

地域住民の気にかける関係性

- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気にかける関係性が生じ広がっている事例が見られる。



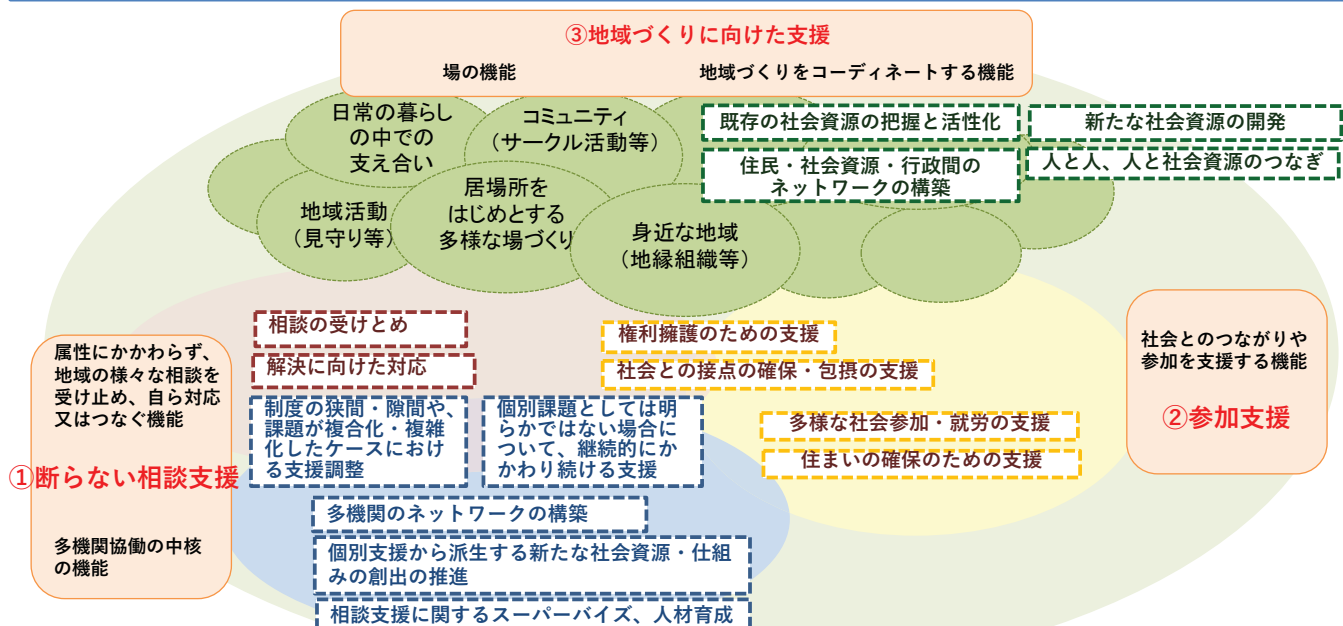
セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - ー地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
 - ー専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

22

新たな包括的な支援の機能等について

- ◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①断らない相談支援
 - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



23

市町村の包括的支援体制の構築

新たな事業の枠組み

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①「断らない相談支援」、②参加支援と③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業を創設
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業の実施に要する費用に係る市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設
- 国の補助については、新たな事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進

【新たな事業の内容(①～③を一体的に実施)】

①断らない相談支援

- 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援の実施

③地域づくりに向けた支援

- 地域において多様なつながりが育つことを支援するために、
 - ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援
 - ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能 を合わせた事業を実施

②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)

- 「断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施

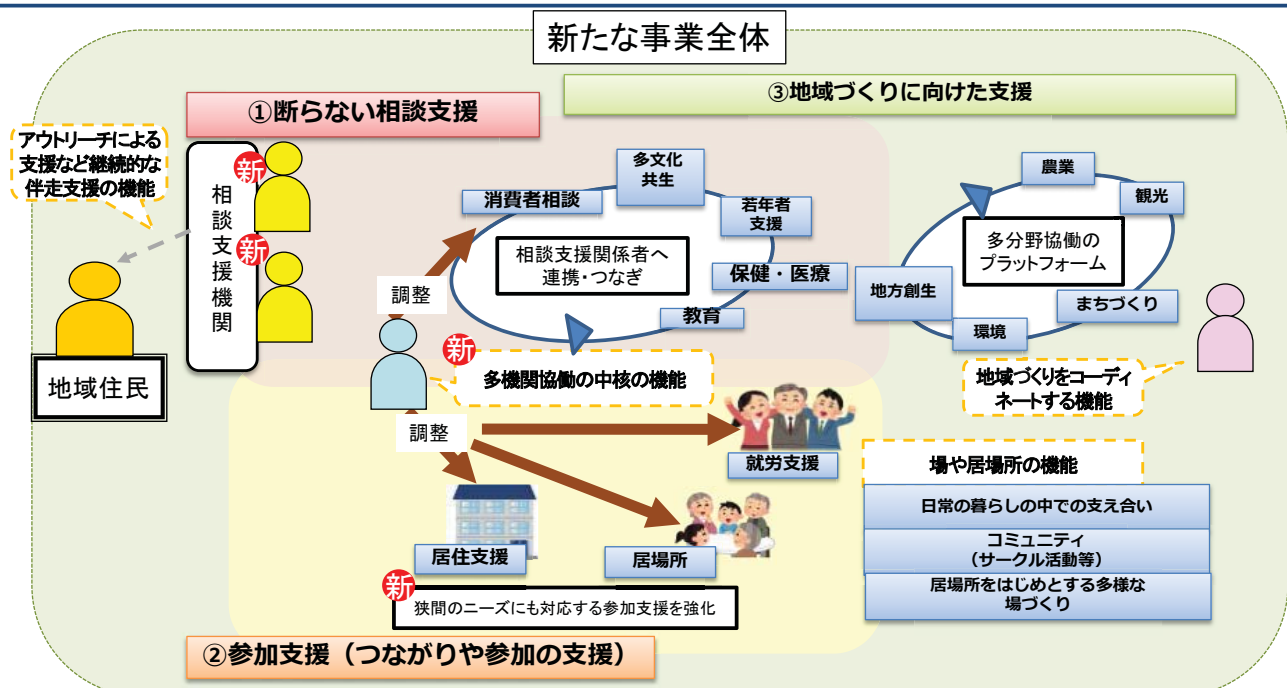
(市町村が取組を進めるに当たって留意すべき点)

- 市町村は、地域住民や関係機関等と共に、地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行う必要がある。それらを前提としつつ、地域住民や関係機関等と議論しながら、包括的な支援体制の整備について考え方をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。
 - 特に、地域づくりに向けた支援については、既存の地域のつながりや支え合う関係性を十分理解した上で、地域住民の主体性を中心に置き、活動を応援することを基本とする。
 - 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していく必要がある。評価に際しては、例えば、包括的な支援が円滑に提供されているか、一つの相談機関等に過剰な負担が生じていないか、既存の事業の推進を妨げていないか、一体的になされた財政支援が適切に配分されているかなど、幅広い観点について議論を行う。
- ※市町村がこのようなプロセスを適切に経て、地域住民や関係機関等とともに考え方を共有し、事業を推進するためには、幅広い関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべきである。

24

新たな事業について(イメージ)

- 新たな事業を実施する市町村は、地域住民や関係機関等と議論しながら、管轄域内全体で断らない包括的な支援体制を整備する方策を検討する。
- 断らない相談支援の機能に繋がった本人・世帯について、複雑・複合的な課題が存在している場合には、新たに整備する多機関協働の中核の機能が複数支援者間を調整するとともに、地域とのつながりを構築する参加支援へのつながりを行う。
- また、支援ニーズが明らかでない本人・世帯については、断らない相談支援の機能に位置づけるアウトリーチによる支援など継続的につながり続ける伴走の機能により、関係性を保つ。
- これらの機能を地域の実情に応じて整備しつつ、市町村全体でチームによる支援を進め、断らない相談支援体制を構築していく。
- また、地域づくりに向けた支援を行うことにより、地域において、誰もが多様な経路でつながり、参加することのできる環境を広げる。



25

新たな事業の枠組み

◆断らない相談支援

属性を超えた支援を可能とするため、各制度（高齢、障害、子ども、困窮）の相談支援事業を一体的に行う事業とするとともに、（ア）世帯をとりまく支援関係者間を調整する機能（多機関協働の中核）、（イ）継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能（専門職の伴走支援）をそれぞれ強化。

◆参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

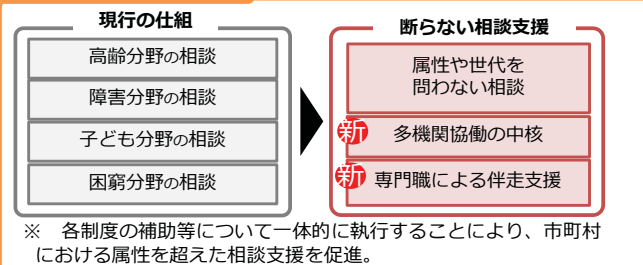
属性毎に準備された既存制度の様々な支援メニューを活用するとともに、既存制度に適した支援メニューがない場合、本人のニーズを踏まえ、既存の地域資源の働きかけ、活用方法を広げるなど、本人と地域資源の間を取り持つ総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援を実施。

◆地域づくりに向けた支援

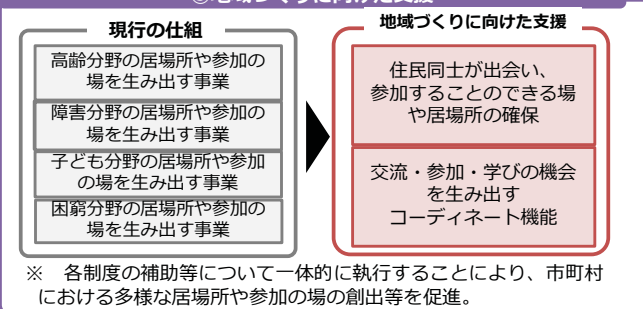
各制度（高齢、障害、子ども、困窮）の関連事業を一体的に行う事業とし、以下の機能を確保。

- －住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保
- －ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

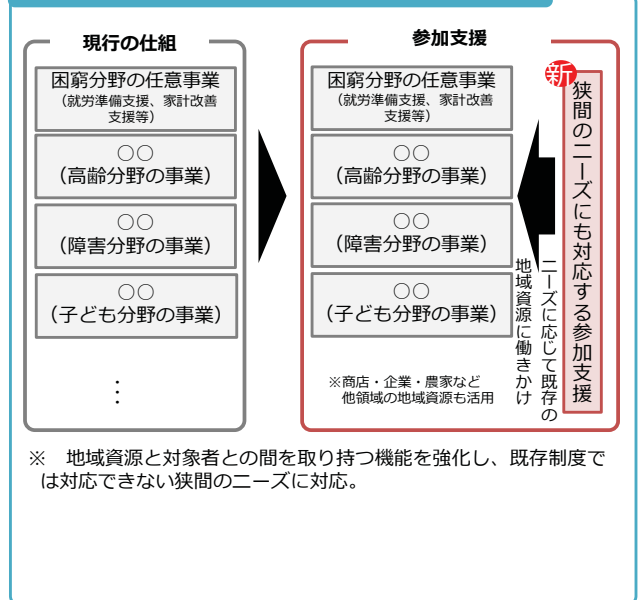
①断らない相談支援



③地域づくりに向けた支援



②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）



26

現行の各種相談支援事業の財政支援等の状況

	実施主体	事業の性質	国費の性質		地方財政法上の負担金への該当	実施自治体数	(センター等)設置箇所数
				負担割合			
介護 (地域包括支援センターの運営費)	市町村	義務的实施	義務的経費(交付金)	国 38.5% 都道府県 19.25% 市町村 19.25% 一号保険料 23%	×	1,741市町村	5,079カ所 (平成30年4月末時点)
障害 (基幹相談支援センター等機能強化事業) + (障害者相談支援事業)	市町村 (複数市町村による共同実施可)	任意的实施 (基幹相談支援センター等の機能を強化する場合に実施)	裁量的経費(補助金)	国 1/2以内 都道府県 1/4以内 市町村 1/4	×	650市町村	719カ所 (平成30年4月時点)
		義務的实施 (障害者相談支援事業)	(交付税)	—	×	1,741市町村	—
子ども (利用者支援事業 基本型・母子保健型)	市町村	・地域子ども・子育て支援事業自体は市町村が行う「ものとする」とされている ・利用者支援事業を含め、実施する事業の組み方については自治体の任意	裁量的経費(交付金)	国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3	×	基本型 415市町村 母子保健型 798市町村	基本型 720カ所 母子保健型 1,183カ所 (平成30年度交付決定力所数)
生活困窮 (生活困窮者自立相談支援事業)	都道府県・市・福祉事務所設置町村	義務的实施	義務的経費(負担金)	国 3/4 実施主体 1/4	○	905自治体 (都道府県・市・福祉事務所設置町村の合計)	1,317機関 (令和元年4月時点)
生活困窮 (一次相談支援事業)	福祉事務所未設置町村	任意的实施	裁量的経費(補助金)	国 3/4 実施主体 1/4	×	19自治体	19機関 (令和元年4月時点)

現行の各種「地域づくり」関係事業の財政支援等の状況

【コーディネート機能】…地域資源の強化・開発、マッチング等の活動に対し、人件費や会議体の運営費を補助する事業

【出会い、参加する場・居場所の確保】…通いの場等の住民の自発的活動に対し、賃料や人件費等を補助する事業

		実施主体	事業の性質	国費の性質		地方財政法上の 負担金への該当	実施自治体数	設置箇所数
					負担割合			
介護	生活支援体制整備事業 (生活支援コーディネーター (地域支えあい推進員、協議 体の設置))	市町村	義務的实施	義務的経費 (交付金)	国 38.5% 都道府県 19.25% 市町村 19.25% 一号保険料 23%	×	1,741市町村	—
	一般介護予防事業	市町村	義務的实施	義務的経費 (交付金)	国 25% 都道府県 12.5% 市町村 12.5% 一号保険料 23% 二号保険料 27%	×	1,741市町村	—
障害	自立支援協議会 (交付税措置)	都道府県・市 町村 (複数市町村 による共同 実施可)	任意的実施	(交付税)		×	1,715自治体 (1,248協議会) (都道府県・市町村の合 計)	—
	地域活動支援センター事業 (基礎的事業・機能強化)	市町村 (複数市町村 による共同 実施可)	必須事業	機能強化分 (補助金)	国 1/2以内 都道府県 1/4以内 市町村 1/4	×	1,027自治体 ※平成29年度実績報告 における地活センター機 能強化事業実施自治体 数	3,038カ所 ※平成29年度社会福 祉施設等調査
				基礎的事業分 (交付税)	—	×	1,741自治体	
子ども	地域子育て支援拠点事業	市町村	・地域子ども・子育て支援 事業自体は市町村が行 う「ものとする」とされ ている ・地域子育て支援拠点事 業含め実施する事業の 組み方については自治 体の任意	裁量的経費 (交付金)	国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3	×	237市町村 ※(「地域支援加算」の うち、地域の子育て 資源の発掘・育成を 行う取組部分)	653カ所 (平成30年度交付決定 カ所数)
							477市町村 ※(「地域支援加算」の うち、多様な世代との 連携等の取組部分)	1,327カ所 (平成30年度交付決定 カ所数)
生活困窮	生活困窮者のための共助の 基盤づくり事業	市町村	任意的実施	裁量的経費 (補助金)	国 1/2 市町村 1/2	×	—	—

※ 本表における事業の整理は、各事業の主たる機能に着目したもの。各制度のその他の事業の中でも、地域資源の強化・開発等を行うとともに、地域の多様な資源のコーディネートを実施しているものがある。
例) 障害者相談支援事業・生活困窮者自立相談支援事業における社会資源の開発等

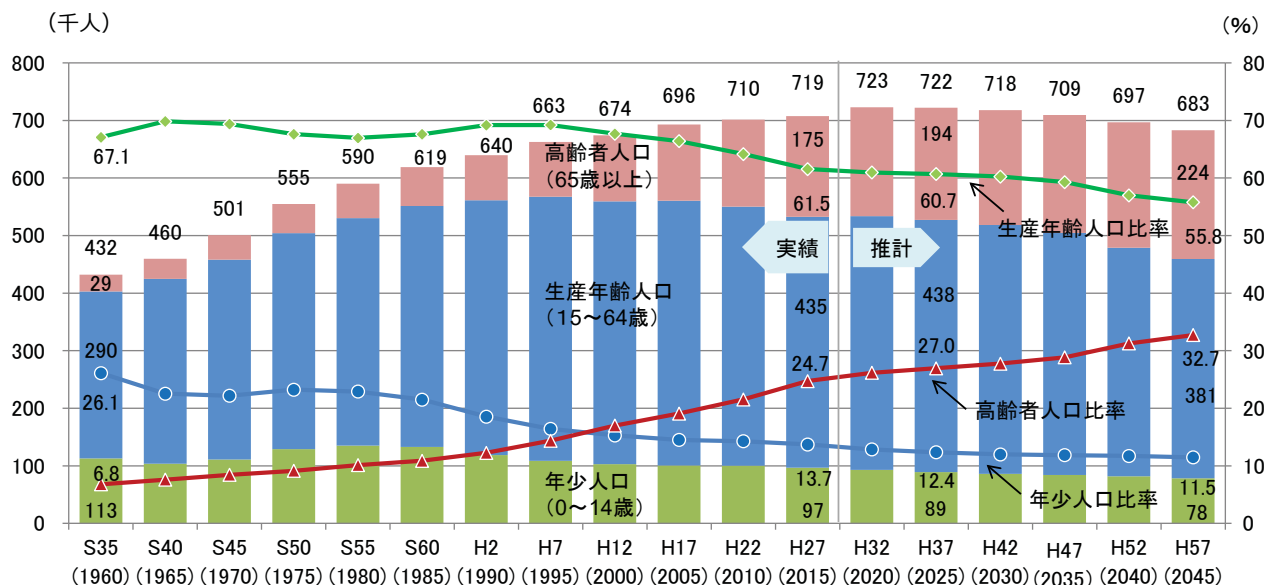
28

岡山市の現状

岡山市の長期的な人口

○岡山市は、平成32(2020)年の723千人をピークに人口減少期に突入する。30年後の平成57(2045)年には683千人となり、平成27年から約5%減少する。その間、少子・高齢化は確実に進行し、構造は過去とは大きく異なるものとなる。

○高齢者人口は、平成27(2015)年の175千人(24.7%)から、平成57(2045)年には224千人(32.7%)となり、構成比は8.0ポイント上昇する。



30

岡山市の高齢者、後期高齢者、要介護認定者数と割合（6福社区）

北区中央：高齢化率6位。後期高齢化率も1番低いが、要介護認定率は2位と比較的高い。

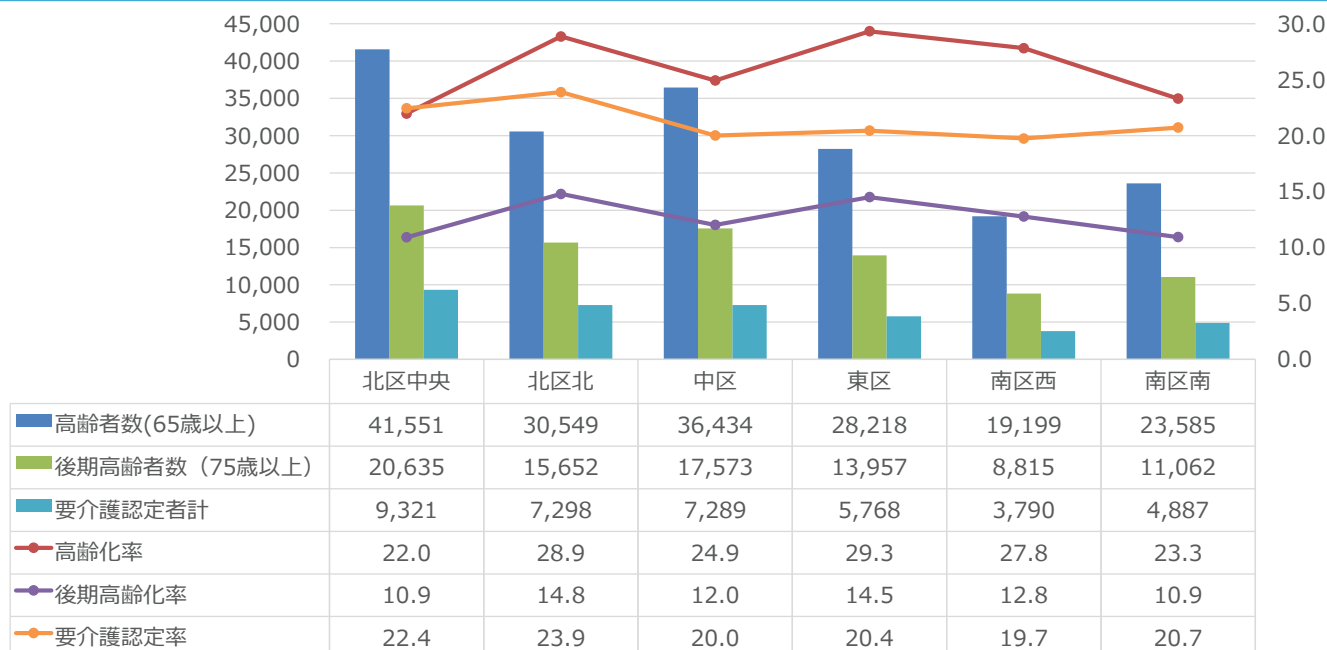
北区北：高齢化率2位。後期高齢化率、要介護認定率どちらも1位。

中区：高齢化率4位。後期高齢化率4位、要介護認定率5位。

東区：高齢化率1位。後期高齢化率2位だが要介護認定率は4位と比較的低い。

南区西：高齢化率3位。後期高齢化率3位だが、要介護認定率は1番低い。

南区南：高齢化率5位。後期高齢化率は1番低いが要介護認定率は3位と比較的高い。



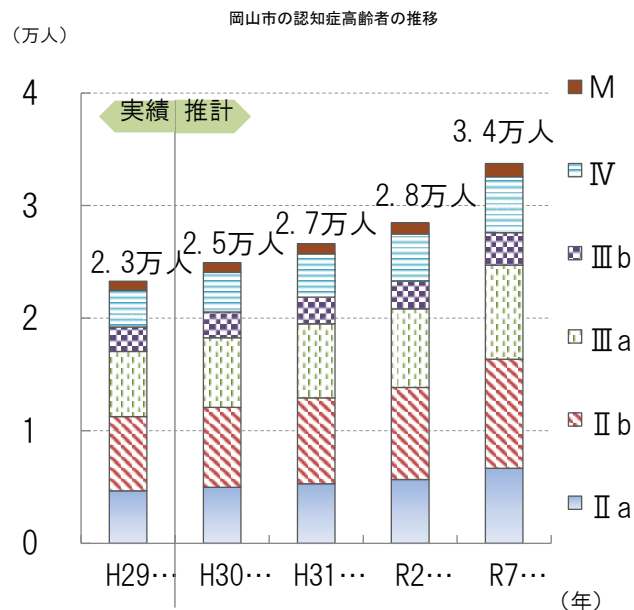
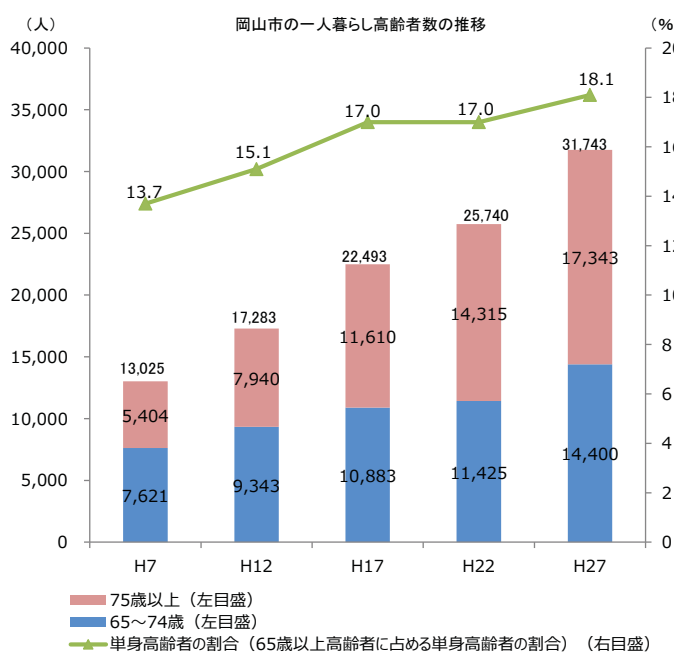
出所：人口は平成29年3月末住民基本台帳人口

要介護認定者数は平成29年3月末岡山市介護認定データ（第1号及び第2号被保険者）

31

岡山市のひとり暮らし高齢者、認知症高齢者数の推移

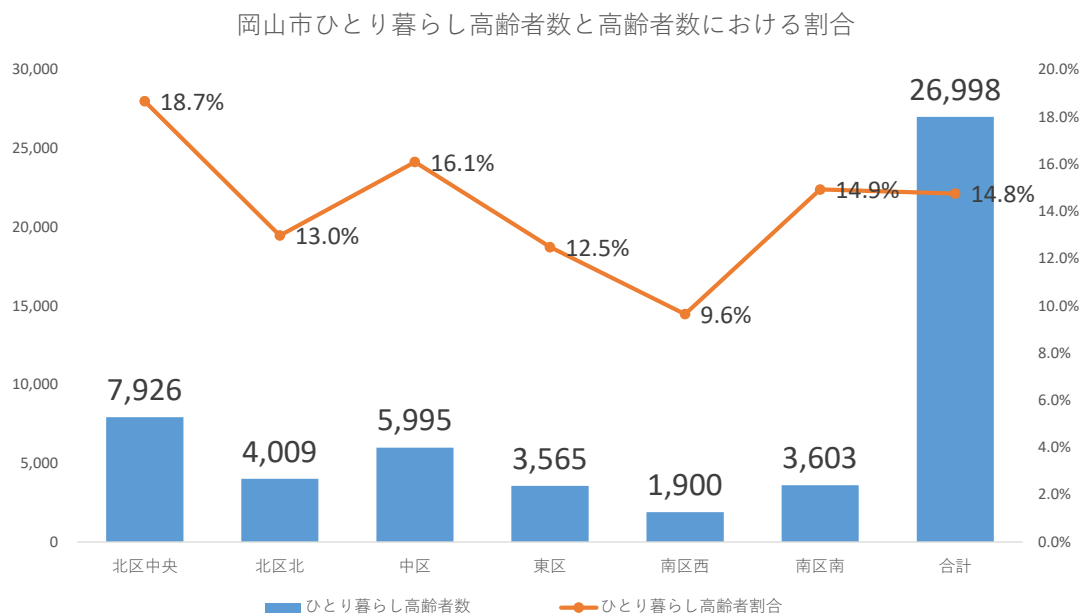
- 岡山市のひとり暮らし高齢者は、平成27年に31,743人となり、平成7年からの20年間で2.4倍に増加した。
- 特に75歳以上は平成27年に17,343人となり、平成7年からの20年間で3.2倍に増加した。
- 認知症高齢者は、団塊の世代が75歳になる2025年（令和7年）には、約3.4万人に達する見込み。



32

岡山市のひとり暮らし高齢者数と高齢者数における割合（6福祉区）

- 6福祉区で比較すると、ひとり暮らし高齢者の割合は北区中央が18.7%、中区が16.1%と高く、東区は12.5%、南区西は9.6%と低い。

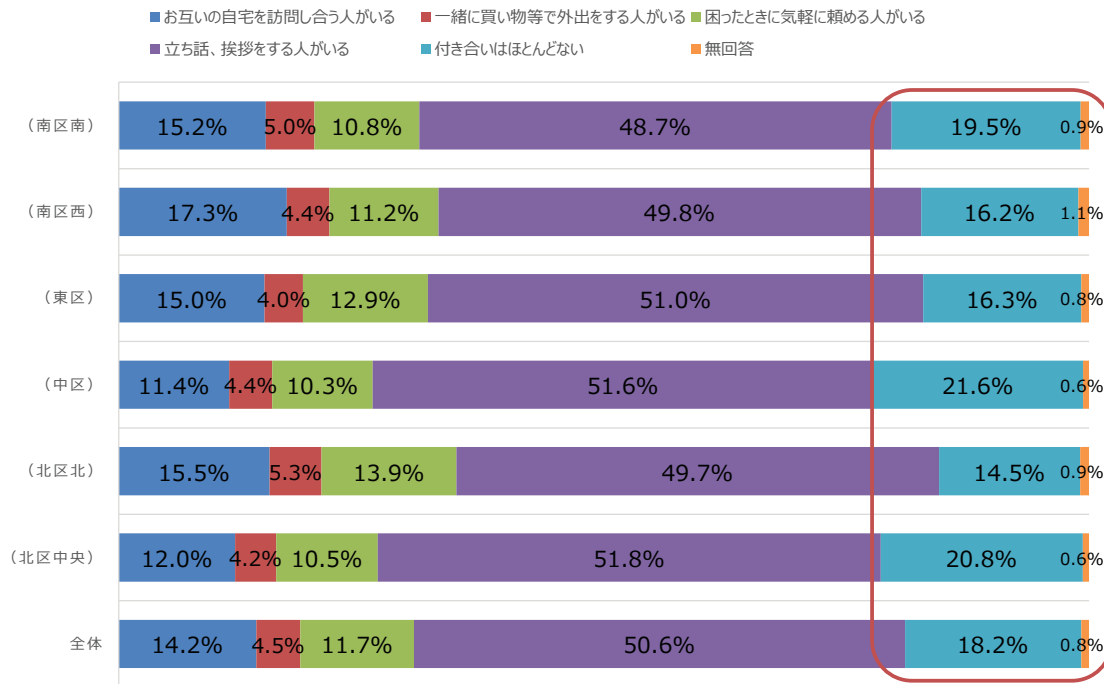


出所：岡山市高齢者実数調査（H29.5月）
 ※割合算出に用いた人口は平成30年9月30日住民基本台帳人口
 ※岡山市高齢者実数調査は、住民基本台帳に登録された人を対象とする調査のため、
 住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国勢調査とは異なる。

岡山市の後期高齢者の地域の人とのつながり状況（6福社区）

○後期高齢者と地域の人とのつながりの状況について、全体で「付き合いはほとんどない」と答えた人は18.2%。
○6福社区で比較すると、中区が21.6%、北区中央が20.8%と高く、東区が16.3%、南区西が16.2%と低い。

後期高齢者の地域の人とのつながり状況



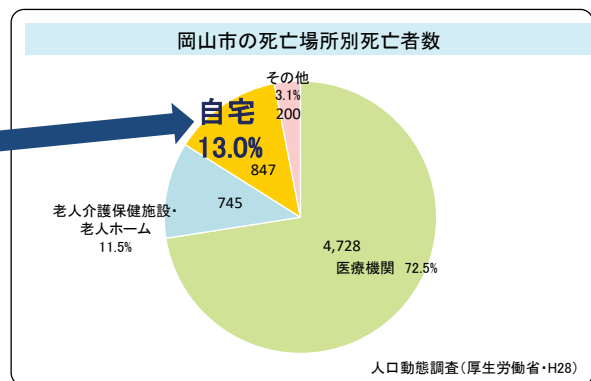
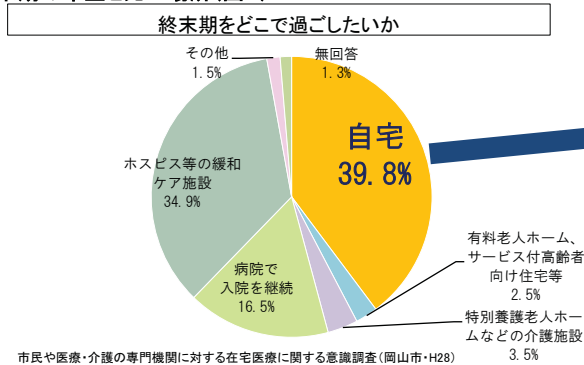
出所：岡山市後期高齢者実態把握調査報告書（H30年度）のデータを加工して作成
・対象者は75歳以上の一般後期高齢者と認定者（要支援1、2、要介護1）

34

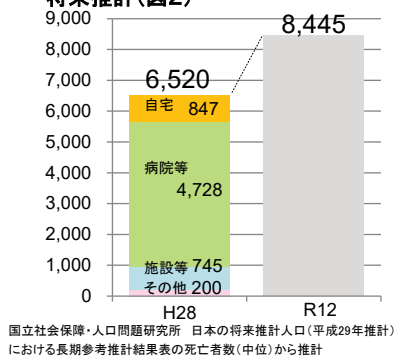
岡山市の終末期におけるニーズと実際の死亡場所など

○終末期における市民ニーズと実際の死亡場所には大きな乖離が存在（図1）
○今後高齢者人口構成比が上昇し（P20）、死亡者数の増加により看取る場所が定まらない人が約2,000人となる見込み（図2）
○在宅医療・介護に対する普及啓発、体制整備が必要（図3）

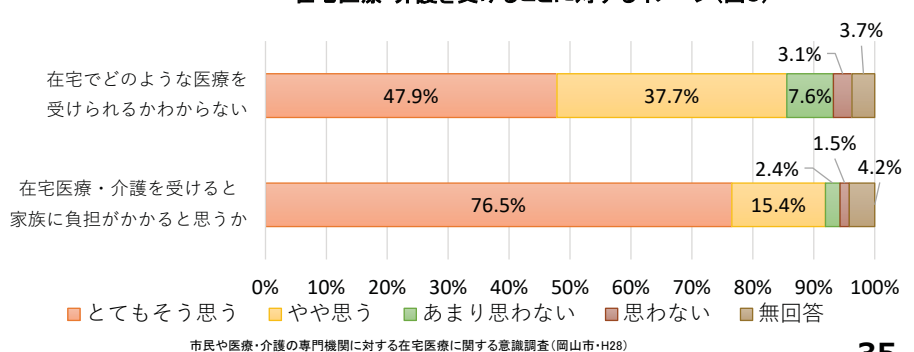
終末期の希望と死亡場所（図1）



岡山市における死亡場所別死亡者数と将来推計（図2）



在宅医療・介護を受けることに対するイメージ（図3）



35

岡山市における空き家の現状（H25）

○平成25年の国の調査によると、岡山市の空き家数は約5万5千戸で、住宅総数に占める割合は15.7%と国平均や他の政令指定都市と比較しても高い水準。
○また空き家の中でも管理・処分方針の未定のものが約4割を占めており、その3分の1以上は老朽化が進んでいたり破損があったりする物件。

【空き家の現状比較】

（単位：千戸）

	住宅総数		空き家総数		空き家率	
	平成20年度	平成25年度	平成20年度	平成25年度	平成20年度	平成25年度
全国	57,593	60,631	7,559	8,196	13.1%	13.5%
政令指定都市（※1）	13,223	14,103	1,739	1,826	13.2%	12.9%
岡山県	867	886	128	140	14.8%	15.8%
岡山市	336	352	50	55	14.8%	15.7%

※1 平成20年度政令市には岡山市・相模原市・熊本市を含む20市ベースで試算

【空き家の内訳（岡山市）】

（単位：戸）

	平成20年度			平成25年度		
	空き家総数	腐朽・破損あり	腐朽・破損率	空き家総数	腐朽・破損あり	腐朽・破損率
賃貸用住宅	25,510	6,030	23.6%	31,530	7,340	23.3%
売却用住宅	1,580	300	19.0%	2,040	240	11.8%
二次的住宅（※2）	1,550	110	7.1%	800	110	13.8%
その他空き家（※3）	21,120	10,380	49.1%	20,940	7,380	35.2%
合 計	49,760	16,820	33.8%	55,310	15,070	27.2%

※2 二次的住宅・・・別荘等

※3 その他空き家・・・管理・処分方針が未定のもの

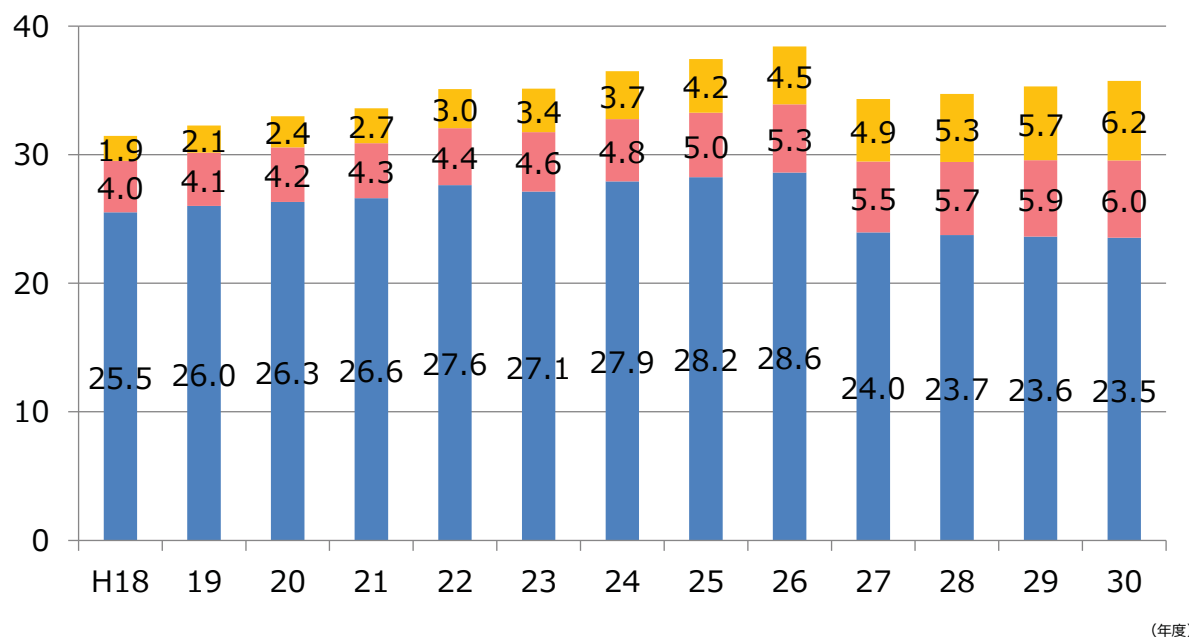
出所：総務省「住宅・土地統計調査」
※岡山市HPより抜粋

36

岡山市の障害者手帳所持者数の推移

○岡山市における障害者手帳所持者数は年々増加
○特に精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成18年度の約1,900人から平成30年度の約6,200人へと、約3.3倍に増加

（千人）



■ 身体障害者手帳

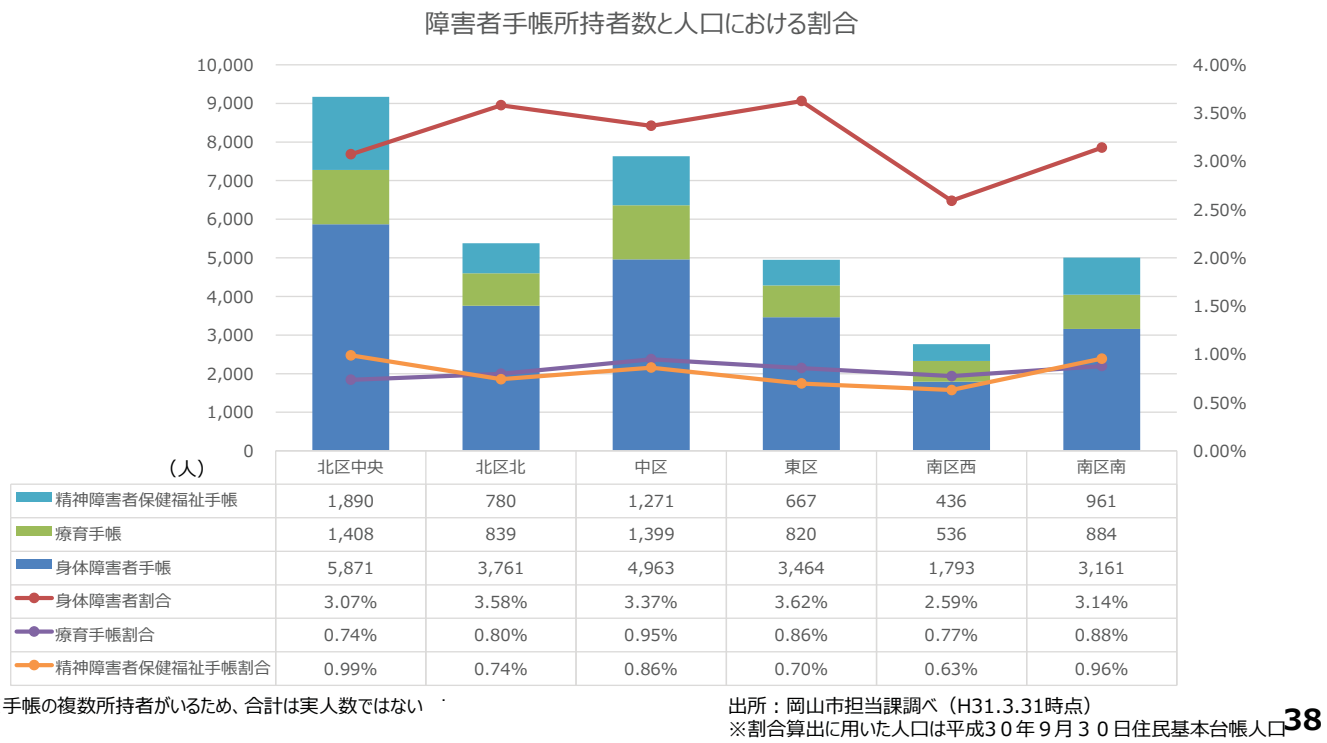
■ 療育手帳

■ 精神障害者保健福祉手帳

※H27年度身体障害者手帳所持者数の減少は台帳整理によるもの

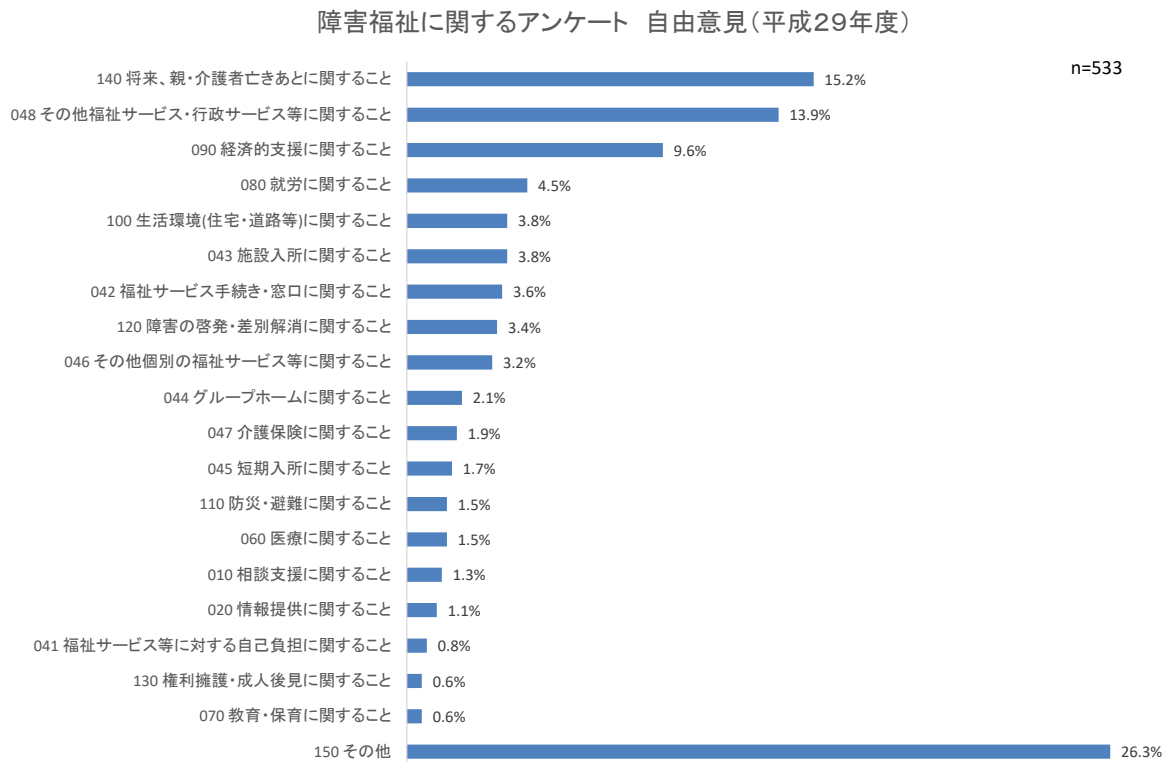
岡山市の障害者手帳所持者数と人口における割合（6 福社区）

- 身体障害者手帳割合は東区が3.62%、北区北が3.58%と高く、北区中央が3.07%、南区西は2.59%と低い。
- 療育手帳割合は中区が0.95%、東区が0.86%と高く、南区西が0.77%、北区中央が0.74%と低い。
- 精神障害者保健福祉手帳割合は北区中央が0.99%、南区南が0.96%と高く、東区が0.70パーセント、南区西が0.63%と低い。



障害福祉に関するアンケート 自由意見（平成29年度）

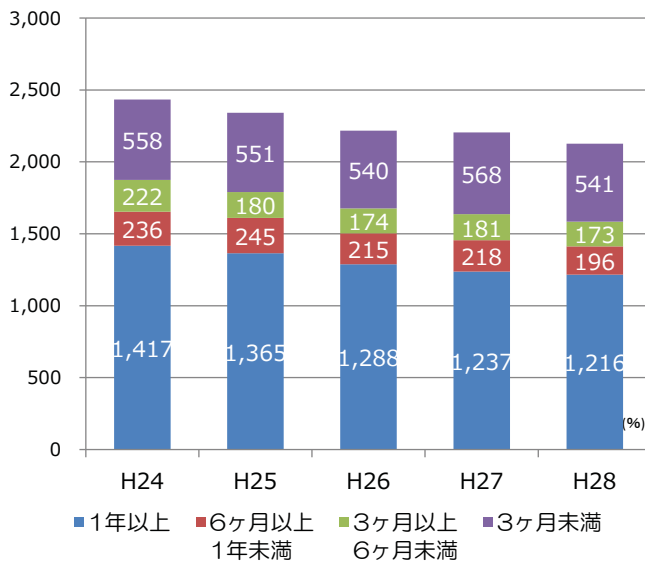
- 障害福祉に関するアンケートの自由意見では「将来、親・介護者亡きあとに関すること」が15.2%と最も多い。



出所：岡山市障害者プラン及び第5期岡山市障害福祉計画・第1期岡山市障害児福祉計画資料（平成30年4月）
※アンケート対象者：平成29年7月現在で身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特定医療費（指定難病）受給者証を持っている方から2,538人を無作為抽出

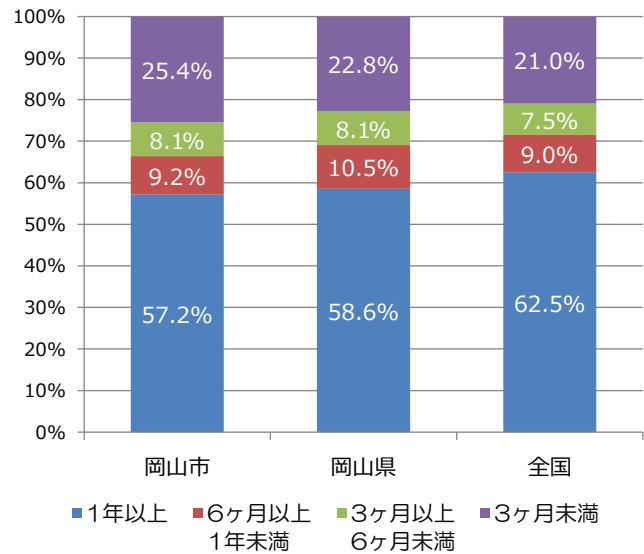
岡山市 精神科病院在院患者数の推移など

岡山市の在院期間別在院患者数の推移
(各年6月30日現在)



在院患者数及び1年以上の
入院患者数は年々減少傾向

H28年6月30日現在の在院患者の在院期間
別構成割合



1年以上の入院患者数は、
全国・県に比べ少ない状況

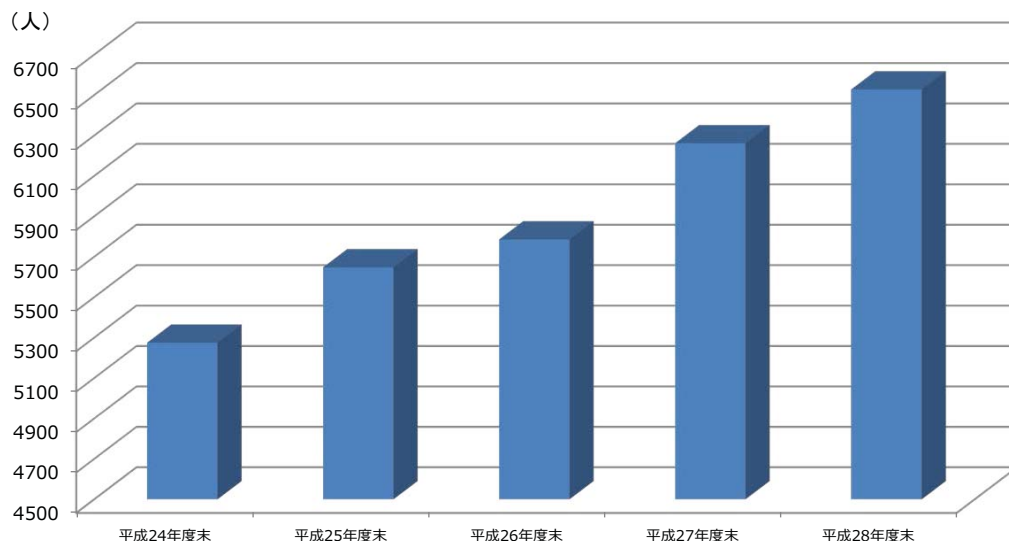
40

岡山市 特定医療費（指定難病）認定患者数推移

OH26年3月まで対象は56疾患だったが、R1年度には333疾患に増加し、患者数も増加。
○今後も随時、対象疾患の見直しが検討される予定。

特定医療費（指定難病）医療費認定患者数推移 (岡山市)

※H27.1. 1「難病の患者に対する医療費に関する法律」施行以前は「特定疾患治療研究事業認定患者数」

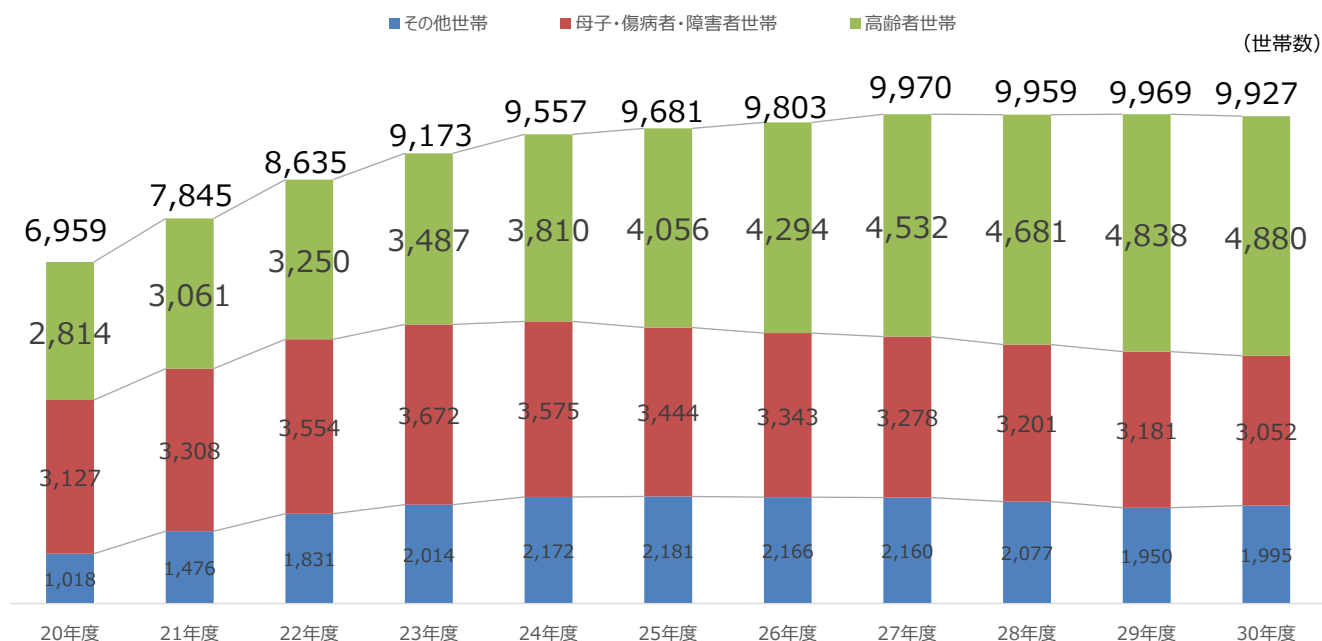


難病とは、原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少ない疾病である。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病である。筋萎縮性側索硬化症（ALS）、パーキンソン病、全身性エリテマトーデス（SLE）等が含まれる。

岡山市の生活保護の状況

- 世界金融危機後、特に稼働年齢層と考えられる「その他世帯」の割合が大きく増加した。
- 「その他世帯」は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」は増加傾向にある。

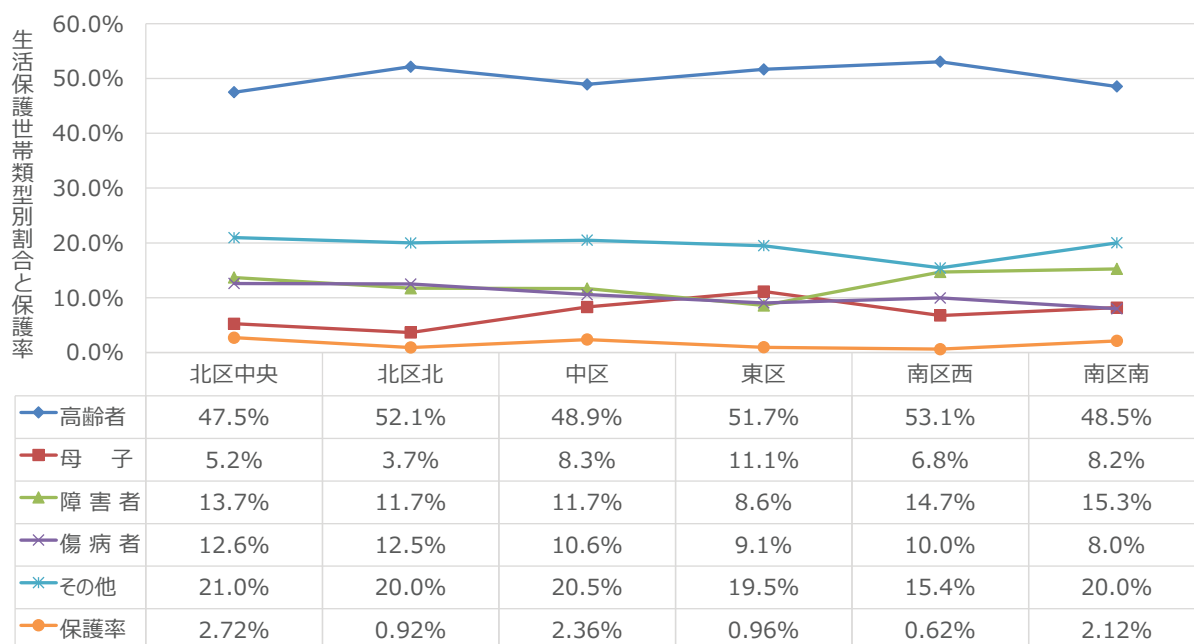
世帯類型別・生活保護受給世帯数の推移



42

岡山市の生活保護世帯の状況（6 福祉区）

- 6 福祉区で比較すると保護率は北区中央が2.72%、中区2.36%と高く、北区北が0.92%、南区西が0.62%と低い。
- 「その他世帯」の割合は北区中央が21.0%、中区が20.5%と高く、東区が19.5%、南区西が15.4%と低い。
- 「高齢者世帯」の割合は南区西が53.1%、北区北が52.1%と高く、南区南が48.5%、北区中央が47.5%と低い。



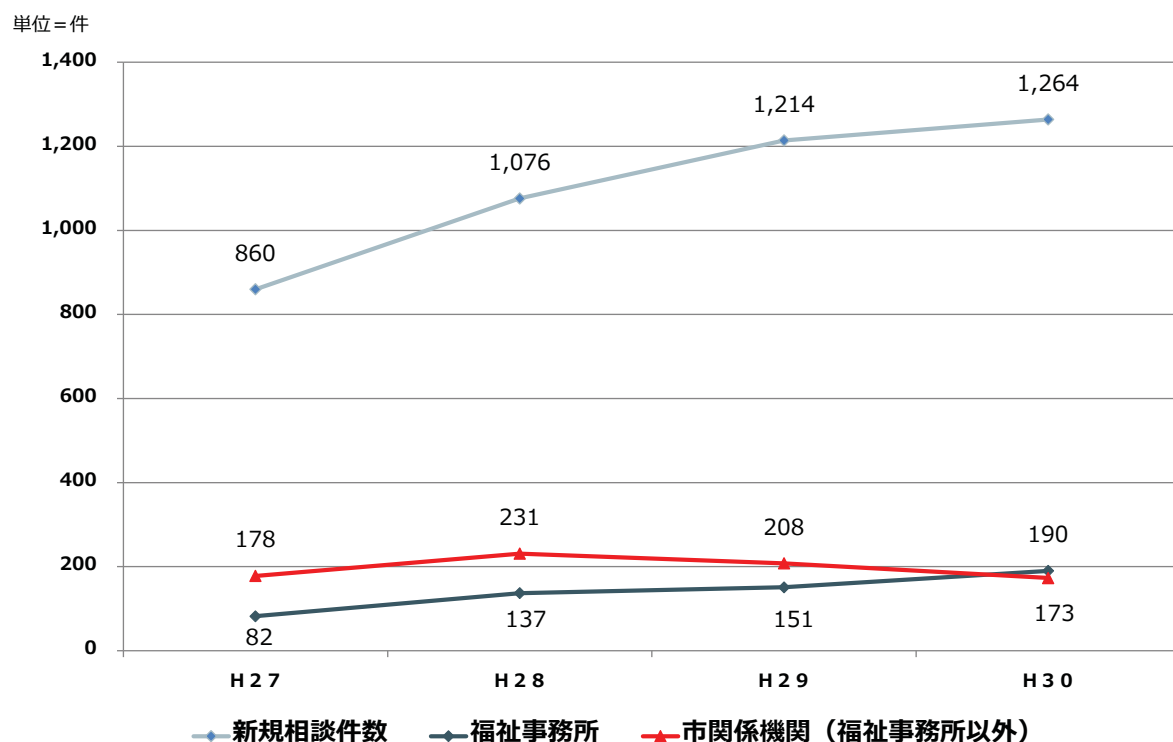
出所：担当課調べ（令和元年8月末時点）

※保護率に用いた人口は平成31年3月31日住民基本台帳人口

43

岡山市寄り添いサポートセンター新規相談件数の推移

○寄り添いサポートセンターの新規相談件数は年々増加している。

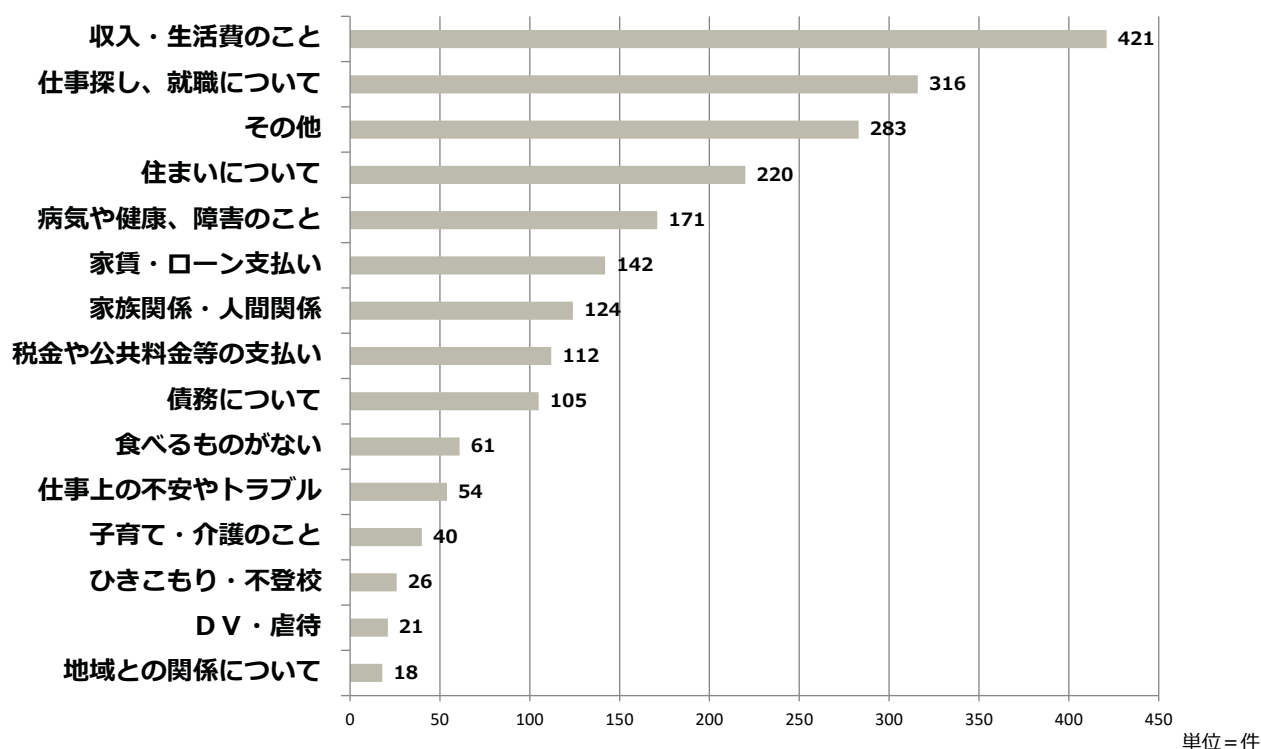


※寄り添いサポートセンター実績

44

岡山市寄り添いサポートセンターの相談内容（H30年度）

○相談内容は多岐にわたり、収入・生活費や家賃・ローン支払いなど、お金に関する相談が多い。



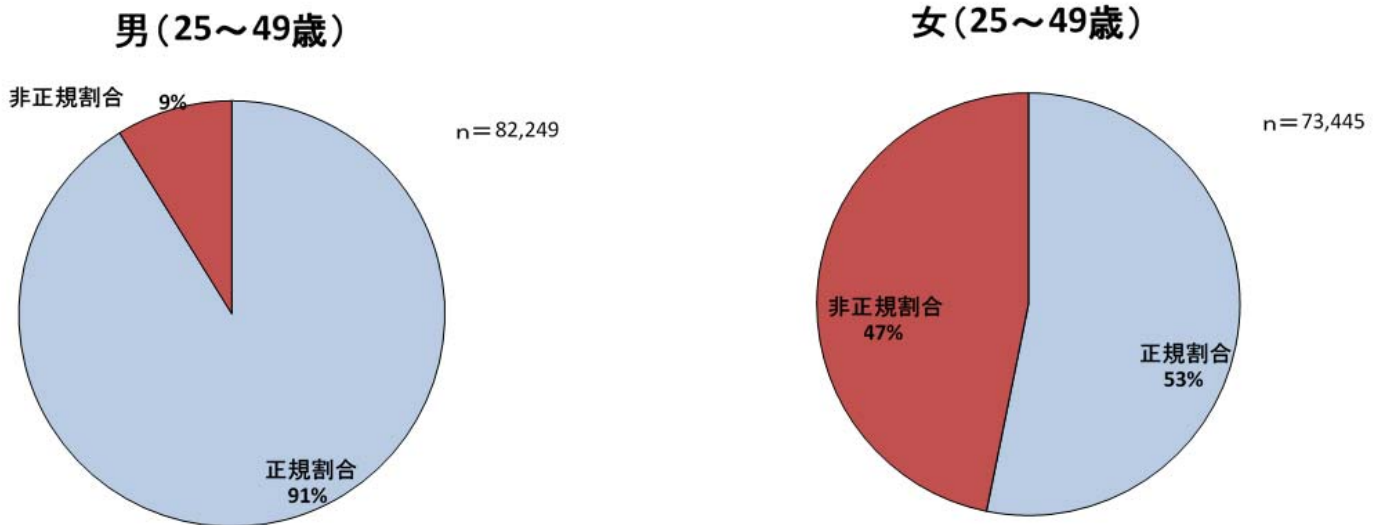
※寄り添いサポートセンター実績

45

岡山市における正規・非正規職員の従業員割合（H27）

○岡山市の非正規職員の従業員割合（平成27(2015)年）は男性9%と1割程度であり、女性は47%と半分近くを占めている。

岡山市の正規・非正規職員の従業員割合（H27）



【雇用者】「正規の職員・従業員」＋「労働者派遣事業所の派遣社員」＋「パート・アルバイト・その他」

【正規割合】「正規の職員・従業員」／【雇用者】

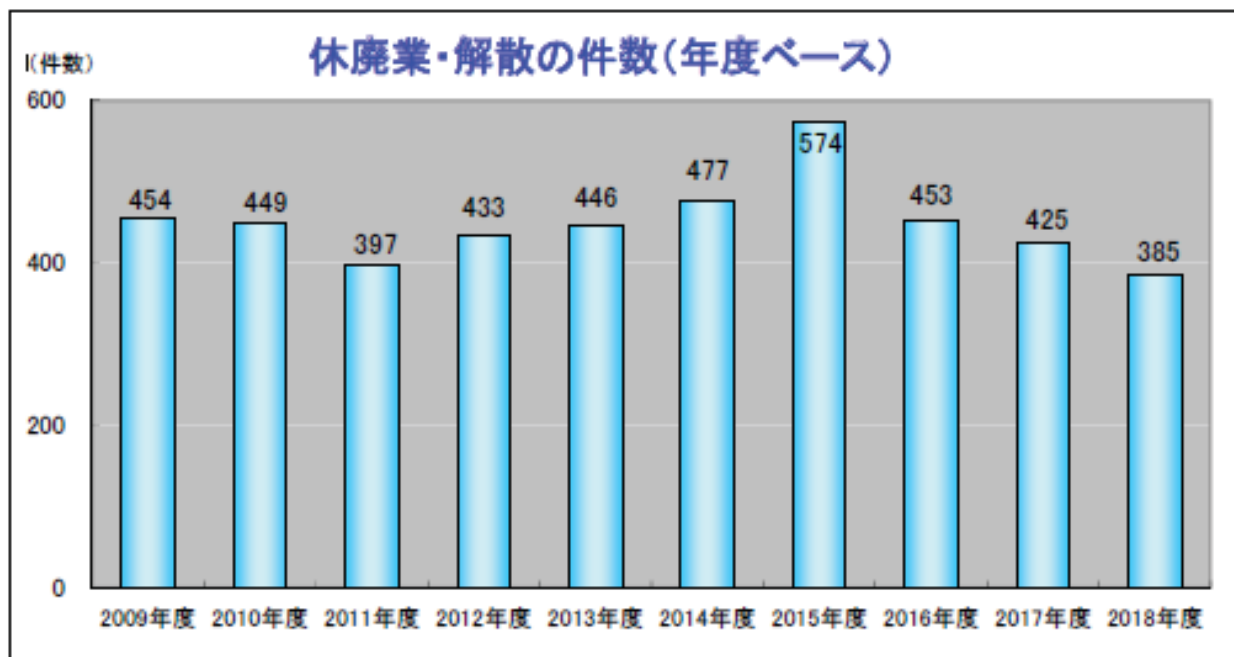
【非正規割合】（「労働者派遣事業所の派遣社員」＋「パート・アルバイト・その他」）／【雇用者】

【資料】平成27（2015）年国勢調査就業状態等基本集計（総務省統計局） 第3-1表

46

岡山県の休廃業・解散件数（2018年度）

○岡山県の2018年度の休廃業・解散件数は385件。3年連続で減少し、過去10年で最少



◇「休廃業・解散」は、企業の活動停止が確認できた企業の中で、倒産（任意整理、法的整理）に分類されないケース

◇「休廃業」とは、企業活動を停止している状態を指す。「倒産」とは異なり、官公庁などに「廃業届」を提出して企業活動を終えるケースなど、資産が負債を上回っている状態で企業活動を停止することが前提。ただし、負債が資産を上回っている疑いのある企業や、いわゆる夜逃げ状態にあり、「倒産」と断定できない企業を含む

◇「解散」とは、企業が解散した場合を指す。主に、商業登記簿などで解散が確認されたケースが該当する

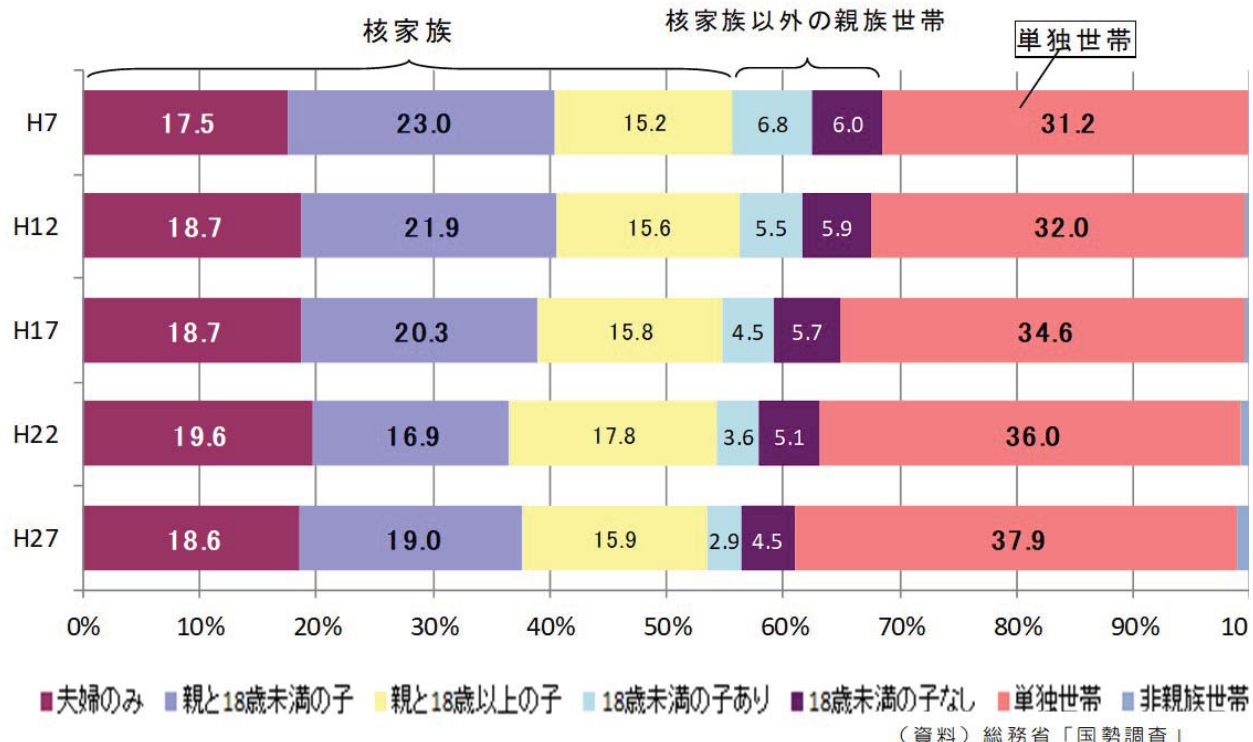
出所：岡山県企業の休廃業・解散同行調査（2018年度）（（株）帝国データバンク岡山支店）

47

岡山市における世帯構成の推移

○世帯構成は、「親と18歳未満の子」から成る世帯が、平成7年の23.0%から平成27年の19.0%へ4ポイント減少し、「単独世帯」の割合が6.7ポイント増加。

岡山市の世帯構成の推移

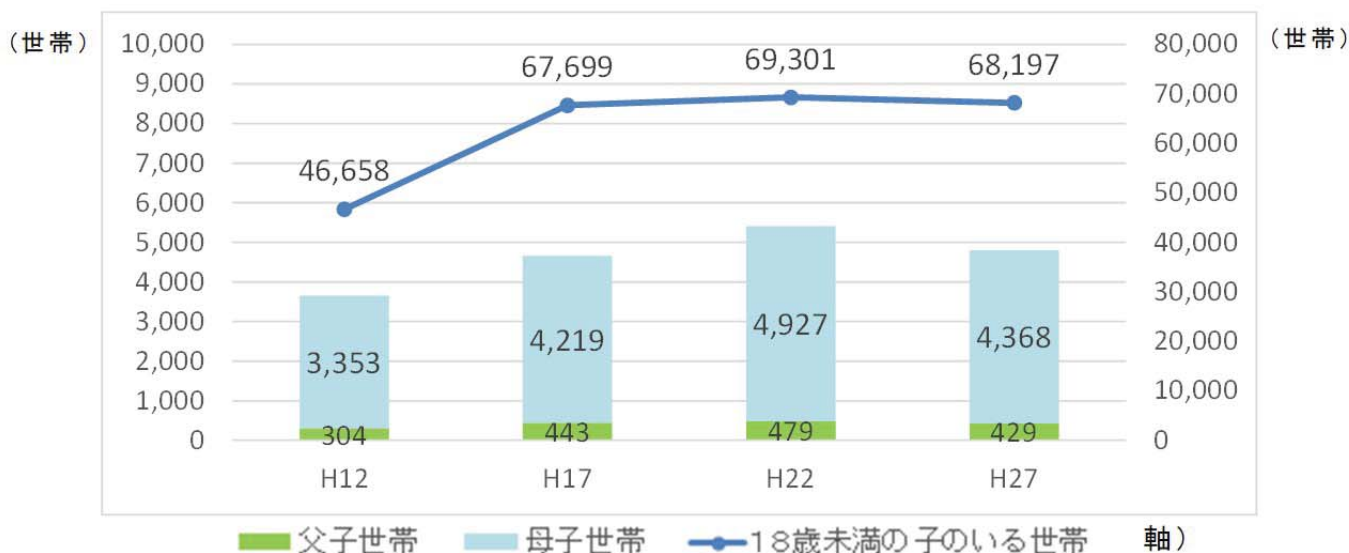


48

岡山市におけるひとり親世帯の推移

○ひとり親世帯(18歳未満の子のいる母子世帯・父子世帯)数は、平成22年までは増加していましたが、平成27年は減少。

岡山市の18歳未満の子のいる世帯数と母子世帯・父子世帯の世帯数

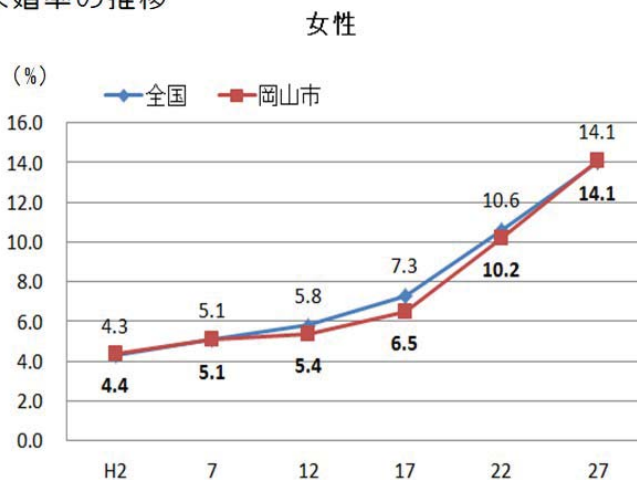
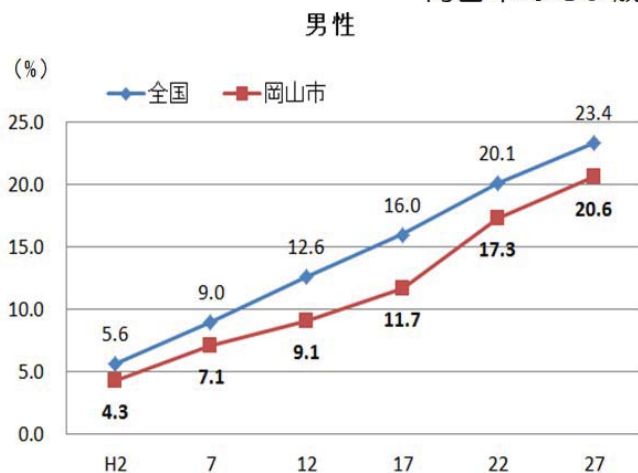


49

岡山市における50歳時の未婚割合の推移

○男性の50歳時未婚率は全国より下回って推移しているが、平成2年の4.3%から平成27年の20.6%へ大きく上昇。
女性の50歳時未婚率は、全国と同じレベルで推移しており、特に平成17年以降大きく上昇し、平成27年は14.1%。

岡山市の50歳時未婚率の推移



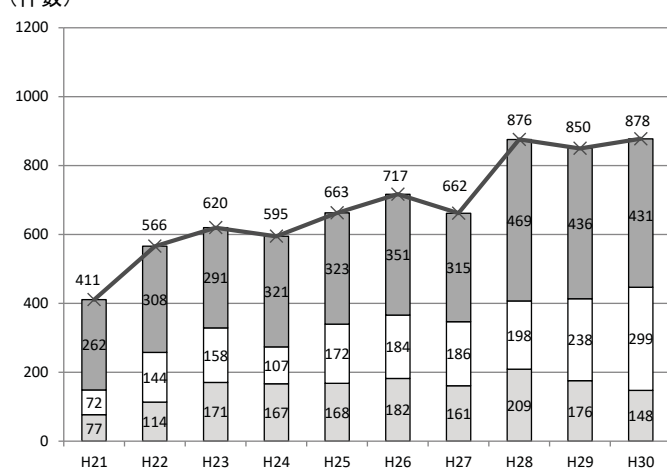
(資料) 総務省「国勢調査」

50

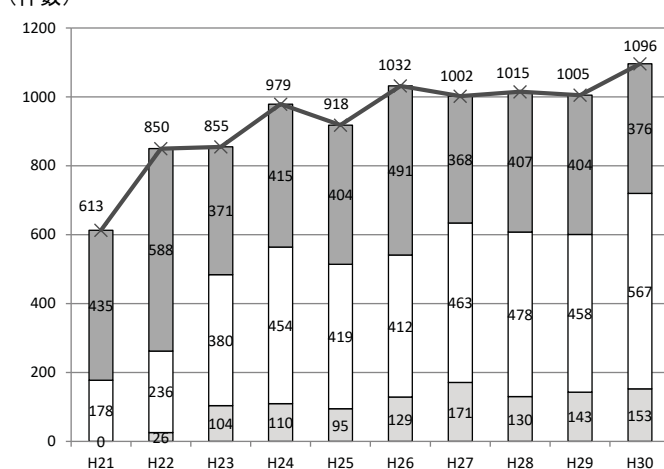
岡山市における児童虐待等の相談状況について

○通告件数はいずれの機関も増加し、過去最多。
○こども総合相談所は虐待相談の占める割合が高く、地域こども相談センターはハイリスク相談の占める割合が高い。

こども総合相談所



地域こども相談センター



× 虐待通告 ■ 虐待相談 □ ハイリスク(支援レベル1) ▨ その他

* 虐待相談…通告を受けて最終的に虐待相談と判断したもの

* ハイリスク(支援レベル1)…虐待とはいえないが何らかの支援が必要と判断したもの

* 虐待相談、ハイリスク相談ともに要保護児童対策地域協議会で進行管理を実施

* 平成22年度～25年度までの件数はグラフ参照

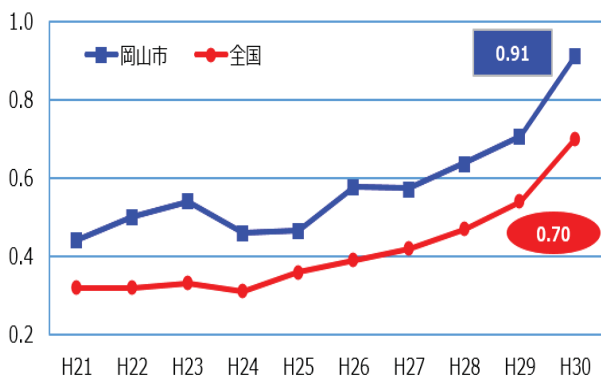
51

岡山市における不登校児童生徒の現状

○不登校出現率は小学校は0.91%と県、国平均よりも高く、中学校は3.38%と国平均よりも低いですが県平均より高い。

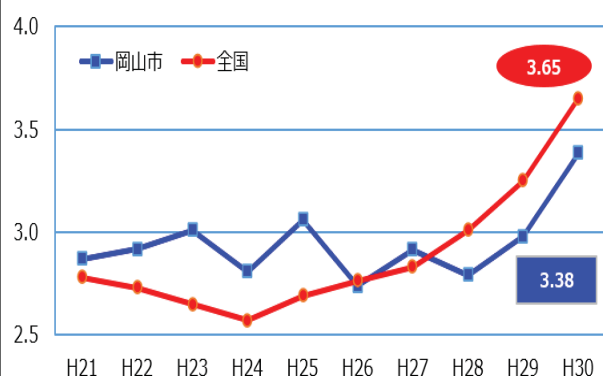
○小学校				
年度	岡山市 不登校 児童数 (人)	不登校出現率 (%)		
		岡山市	岡山県	国
H28	241	0.64	0.51	0.47
H29	266	0.71	0.57	0.54
H30	343	0.91	0.76	0.70

【小学校】不登校児童出現率 (%)



○中学校				
年度	岡山市 不登校 生徒数 (人)	不登校出現率 (%)		
		岡山市	岡山県	国
H28	503	2.79	2.47	3.01
H29	528	2.98	2.70	3.25
H30	587	3.38	3.09	3.65

【中学校】不登校生徒出現率 (%)



出所：平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 52

岡山市 児童扶養手当受給者、DV相談件数

○児童扶養手当受給者数、ひとり親世帯数は年々減少

1. 児童扶養手当受給者の推移(5年)

年度	父子家庭	母子家庭等	計
	受給者(人)	受給者(人)	
平成26年度	298	6,210	6,508
平成27年度	262	5,963	6,225
平成28年度	265	5,652	5,917
平成29年度	252	5,479	5,731
平成30年度	257	5,367	5,624

* 受給者は、年度末の人数

* 父子家庭は平成22年8月から対象

2. DV相談件数(H30年度)

市	県	全国
623件	764件	114,481件

※相談件数は、被害者本人からの相談のみ。

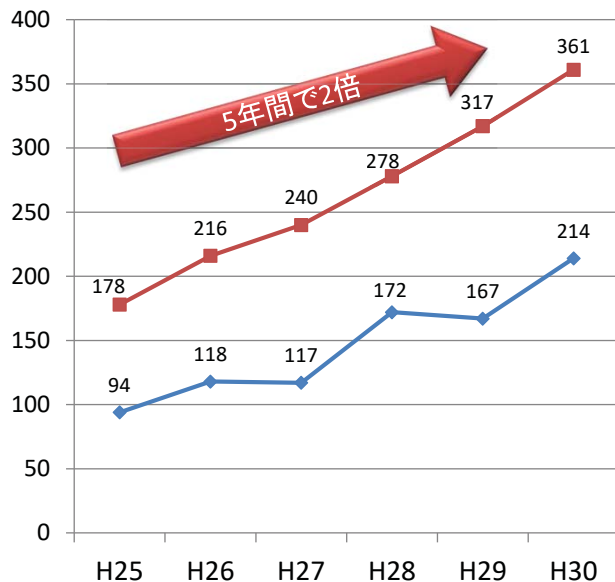
※岡山市は、男女共同参画相談支援センターでの相談件数。

※岡山県は、女性相談所とウイズセンターの合計。

岡山市 ハイリスク妊産婦連絡票の推移

○ハイリスク妊産婦連絡票の数は年々増加

ハイリスク妊産婦連絡票



ハイリスク妊産婦連絡票とは、児童虐待の発生を未然に防止するため、産科医療機関から身体面・精神面上のハイリスクな妊産婦の診療情報を保健所へ情報提供する文書。保健センターに連絡票が届いた場合、必要に応じて関係機関と連携し、産前産後のケアを実施する。

【ハイリスク妊産婦の例】

- ・十代でパートナーがわからず、家族との関係も途絶えている妊産婦
- ・精神・知的障害等を抱えており、出産後の子育てが十分にできない可能性がある妊産婦など

54

病院のヒアリング

- ・ 今は特定の医師に在宅医療の負担が集中している現状がある。
- ・ 社会的弱者（虐待事例、生活困窮など）などに関する相談について、病院が担っている部分が多い。福祉との連携が課題であり、相談できる窓口が欲しい。
- ・ 単身高齢者や、高齢者夫婦のみ世帯だと、退院して在宅に移行するのが難しい場合があり、本来自宅へ帰れる人が、病院にとどまっているケースがある。



- ・ 自宅で医療を提供する体制が不十分
- ・ 福祉との連携も十分ではない

【例①：高齢の親がひきこもりの息子を抱えるも、どこにも相談できていない事例】

高齢の両親と50代の息子の3人世帯。息子は10年前まで仕事をしていたが、仕事を辞め、現在は、無職で家にひきこもっている。以前は、就職活動をしていたが、現在は行っておらず、両親の年金と貯蓄で生活をしている。両親も歳をとり、息子の今後のことを心配しているが、どこにも相談できずに悩んでいる。一方、息子も外へ出るきっかけがなく、家にひきこもったままである。

【例②：介護と育児を同時に行っている（ダブルケア）事例】

娘が高齢の父母と同居し、2児の子育てをしながら、認知症の母の面倒をみている。介護サービスは入っておらず、父母と子供への食事の提供や家事、母の通院の送迎、保育園の送り迎えなど、介護と育児に日々追われている。

【例③：母子家庭で不安定な就労が続き、地域からも孤立している事例】

夫からDVを受け、離婚した女性。パートで働きながら、一人で子どもを育てているが、子どもが病弱なため、仕事も休みがちで不安定な就労が続いている。身近に親族・友人がおらず、近所の人も付き合いがなく、一人で悩んでいる。



様々な人が複合的な課題を抱えている

56

地域の声

- ・ **地域の役員は、長年同じ人が担っている。** 次の世代に引き継ぎたいが、「民生委員や町内会の役員は負担が重い」という印象が強く、なかなか引き受けてくれる人がみつからない。
- ・ 民生委員として地域の見守りを行っている。単身の高齢者が増えてきており、気になる人が多くなっているが、**民生委員だけで全ての住民の安否確認をするには限界がある。**
- ・ いろんな名称の窓口がたくさんあり、**どこに何を相談したらいいのかわからない。**
- ・ **行政の窓口は敷居が高く、本当に困っている人は相談できない。** 身近に気軽に相談できる場が必要ではないか



- ・ 孤立している人が増加、地域のつながりが希薄化
- ・ 行政の窓口はよくわからない

57

岡山市の取組

58

岡山市地域共生社会推進計画(地域福祉計画)について

○計画名：岡山市地域共生社会推進計画 **(全国初)**

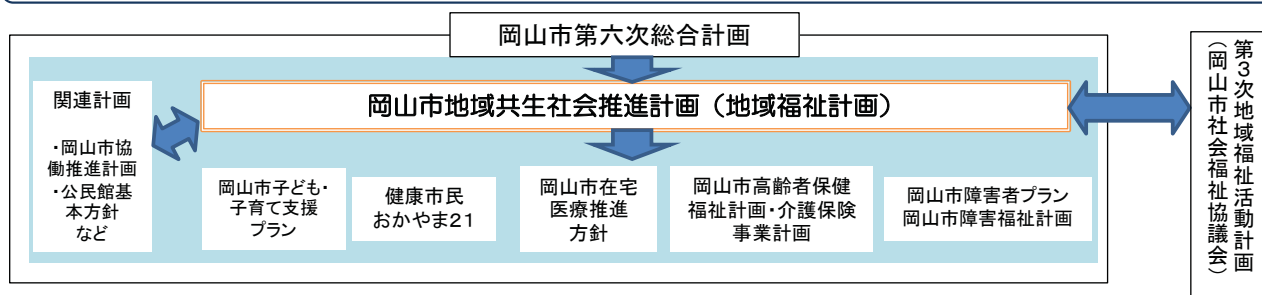
○平成30年3月策定

○計画期間：平成30年度～令和2年度（3年間）

○各福祉分野計画の**上位計画**として位置づけ

○基本理念：誰もがその人らしく生活するための**多様な選択ができるまち**

1. 法定根拠：社会福祉法第107条(社会福祉法改正により、努力義務化)
2. 岡山市における計画上の位置付け：第六次総合計画を上位計画とし、各福祉分野計画の上位計画として位置づけ



59

岡山市地域共生社会推進計画(H30～32年度)

問題意識	岡山市の現状と課題	施策
1. 全分野での地域包括ケア ○ 複合課題解決にあたっては「医療」の視点が必要であり、医療と福祉の連動を進める地域包括ケアを進めるべきではないか。 (例: 認知症、医療的ケア児)	○ 医療機関では身寄りがいない、保険料が未納でサービスが受けられない、などの福祉的課題で退院調整に苦慮し、在宅に移行できないケースがある。 ○ 在宅医療は住診専門医や特定の医師に集中している	○ 「地域ケア総合推進センター」において、地域在宅医療提供体制や福祉的課題等により退院が困難なケースについて在宅移行を支援 ○ 地域で病院・診療所等で構成するワーキンググループを立ち上げ、在宅医療提供体制の負担を軽減するバックアップ体制について基本ルールを策定
2. 総合相談支援体制づくり ○ 複合課題を抱える世帯の顕在化により、一つの相談機関では解決が困難な状況だが、相談機関が連動する明確なルールがないのではないか。	○ 「現場任せ」による相談機関同士の押しつけ合い、たらい回しの発生 ○ 複合課題を把握する意識が相談機関・担当によってまちまちであるため、課題を見逃している可能性がある	○ 複合課題の把握・解決までの流れをルール化 ○ 相談支援包括化推進員による相談機関への後方支援体制の整備
3. 生涯現役社会づくり ○ 就労は生活の基盤であるが、一人ひとりの抱える課題に応じた就労支援は不十分ではないか。	○ 生涯現役応援センターを設置しているが、高齢者の就労ニーズに対して7割が活動に結びついていない。 ○ 企業の高齢者、障害者への採用意欲は低調(採用意欲が「低い」または「非常に低い」⇒65～75歳:75%、障害者:68%(H30岡山市アンケート)	○ 高齢者やがん・難病患者など多様な人材に対して一人ひとりの状態に応じた丁寧なマッチングを実施 ○ 企業への働きかけを行い、業務の切り分け、多様な就労形態の創設などを促進
4. 地域づくり ○ SOSを発することが出来ない人を支援に繋げるには地域での見守りや居場所などが必要ではないか。	○ 民生委員からは「高齢者が増え、孤立者が多くなる中、民生委員だけの見守りは限界」との声がある。	○ 介護保険の生活支援体制整備事業による地域づくりの推進
5. 多様な主体の地域づくり参画 ○ 地域課題解決活動に社会福祉法人や企業など新たな担い手の参画が必要ではないか。 ○ 社会保障費が膨らむ中、活動の継続にあたっては新たな財源が必要ではないか。	○ 社会福祉法人からは「意欲はあるが、何をしたらいいか、どこから手をつけていけばいいかわからない」との声がある。 ○ 飲食店イベントなど若者も参加しているまちづくり活動と、地域福祉活動団体と交流する機会がない。 ○ 地域づくりに関する新たな財源については検討できていない。	○ 保健福祉局内にシンクタンク機能として関係課で構成する「地域課題解決支援チーム」を設置し、意欲ある社福に市から積極的な活動案を今後提示 ○ まちづくりに従事する団体と社福等のマッチングの場の提供 ○ クラウドファンディング等新たな寄付の検討

60

岡山市地域共生社会推進計画(抜粋)

目指すべき社会

- 相談に来られない人やSOSを発することができない人など、課題を抱える個人や世帯が地域で孤立することなく、早期に適切な支援を受けることができる。
- 個人・世帯が介護、障害、子育て、生活困窮など複雑化・複合化した課題を抱えた場合でも、「たらい回し」されることなく、市の関係課・相談機関が連動し、適切な支援を受けることができる。

取り組むこと

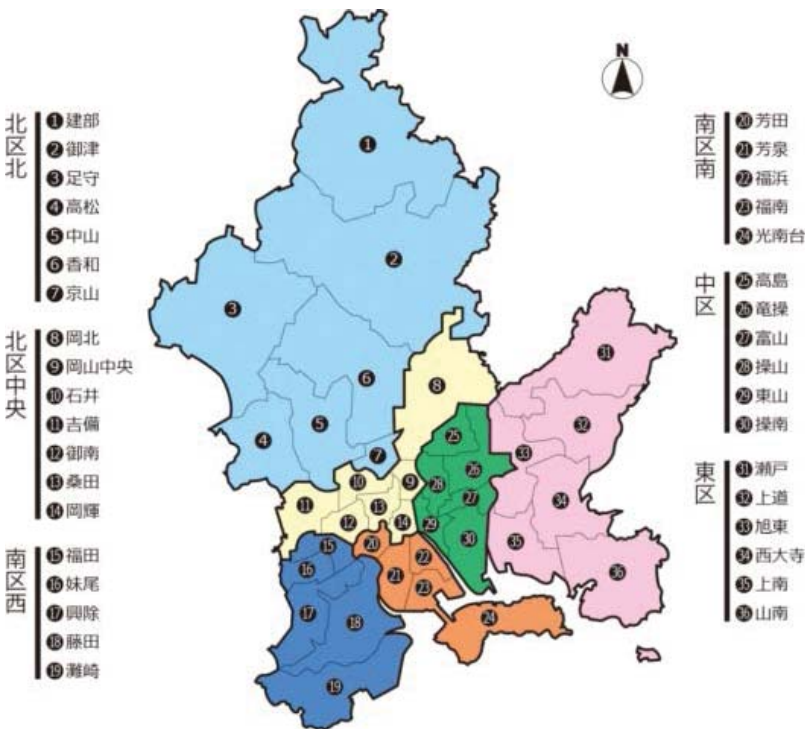
- 民生委員・児童委員などの地域の関係者、市の相談窓口や相談機関などから、適切な相談機関にスムーズに連絡調整ができる体制を構築する。
- 個人や世帯が抱える複雑・複合的な課題に対応するため、新たに相談支援包括化推進員を配置し、世帯が抱える課題に対応した総合的かつ、きめ細やかな支援を行う。

【具体的な支援内容】

- ① 相談支援包括化推進員が専門機関などとの調整を行い、適切なサービスに繋げるなど相談機関に対して支援を行う。
- ② 市と相談機関、専門機関などが一堂に会するケース検討会議を設置し、困難ケースなどについて、それぞれの視点を組み合わせ、個別支援プランを作成することで、医療・暮らし(福祉)・就労など必要なサービスを漏れなく提供し、課題解決を図る。

岡山市の窓口・相談機関について

- 相談機関は各制度の圏域や各自治体の状況に応じて設置している。
- 岡山市では福祉区を定め、福祉区毎に保健センター、福祉事務所、地域包括支援センターなどの相談機関を設置している。

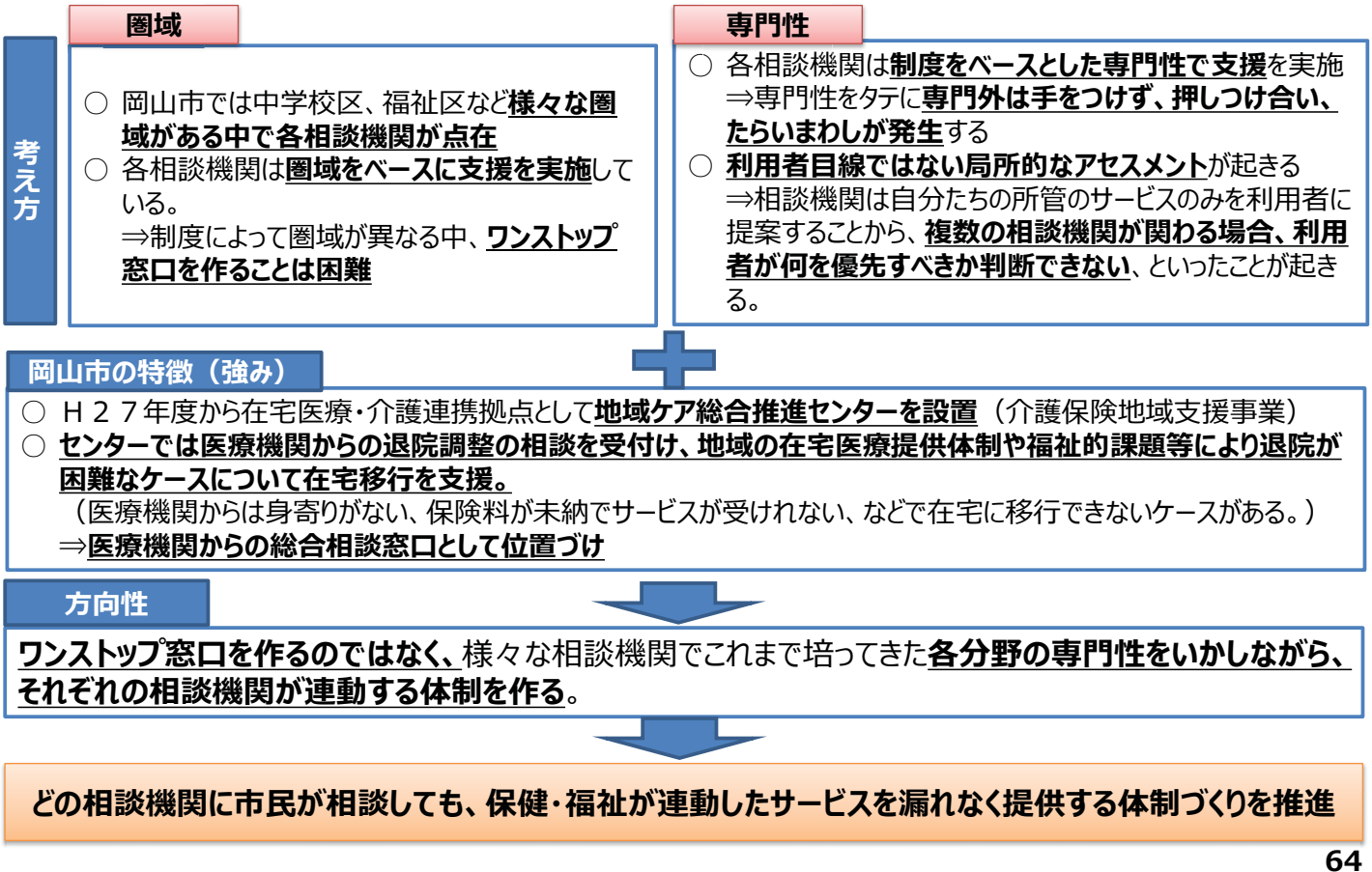


- 行政区：4区
⇒区役所
- 福祉区：6区
⇒保健センター、福祉事務所、
地域包括支援センター
- 中学校区：36区
⇒一部地域包括支援センター
を設置（10カ所）
- 小学校区：96区

主な相談機関

項目	名称・設置数	主な業務内容
福祉全般	福祉事務所（６ヶ所）	生活保護、児童・ひとり親家庭・寡婦・高齢者・身体障害者・知的障害者福祉に関する相談・援護、介護保険の認定・サービス利用に関する相談、後期高齢者医療保険、各福祉医療制度申請の受付など
保健医療福祉全般	保健福祉ネットワーク総合相談窓口（１ヶ所）	保健・医療・福祉に関する総合的な相談窓口
保健医療福祉介護	地域ケア総合推進センター（１ヶ所）	保健・医療・福祉介護サービスの総合的な相談・情報提供窓口、在宅医療・介護の推進、地域包括支援センターの活動支援・認知症ケアの推進
保健・健康全般	保健所（１ヶ所） 保健センター（６ヶ所）	母子保健・健康増進・精神保健、難病、栄養、歯科保健、結核等感染症対策等に関する相談・支援など
精神保健福祉	こころの健康センター（１ヶ所）	精神保健福祉に関する相談、ひきこもり支援、精神障害者地域移行・地域定着支援、依存症対策、自殺対策、児童・思春期精神保健対策など
高齢者	地域包括支援センター（６ヶ所） 分室（１０ヶ所）	介護サービス、介護予防・健康づくりの相談・支援、高齢者福祉、医療相談、要支援者等のケアプラン作成、高齢者の権利擁護、保健・福祉・医療・介護などの関係者とのネットワークづくりなど
生活困窮者	寄り添いサポートセンター（１ヶ所） サテライト（２ヶ所）	就労支援、家計相談、住居確保給付金、無料職業紹介、各種貸付制度のご案内など
子ども	地域こども相談センター（６ヶ所） こども総合相談所（１ヶ所）	子育て・親子関係の不安・悩み・心配、子どもの不登校、家庭内暴力、子どもの虐待などの相談・支援など
発達障害	発達障害者支援センター（１ヶ所）	発達障害者の日常生活に関わる相談、発達支援、就労支援、関係機関への支援、普及啓発・研修など
市民生活全般	区役所（４ヶ所） 支所（４ヶ所） 地域センター（１３ヶ所）	市民窓口サービス、地域振興、保健・福祉・環境の相談、申請受付、交付、土木・農林業務に関する相談（地域センターは取り次ぎ）など

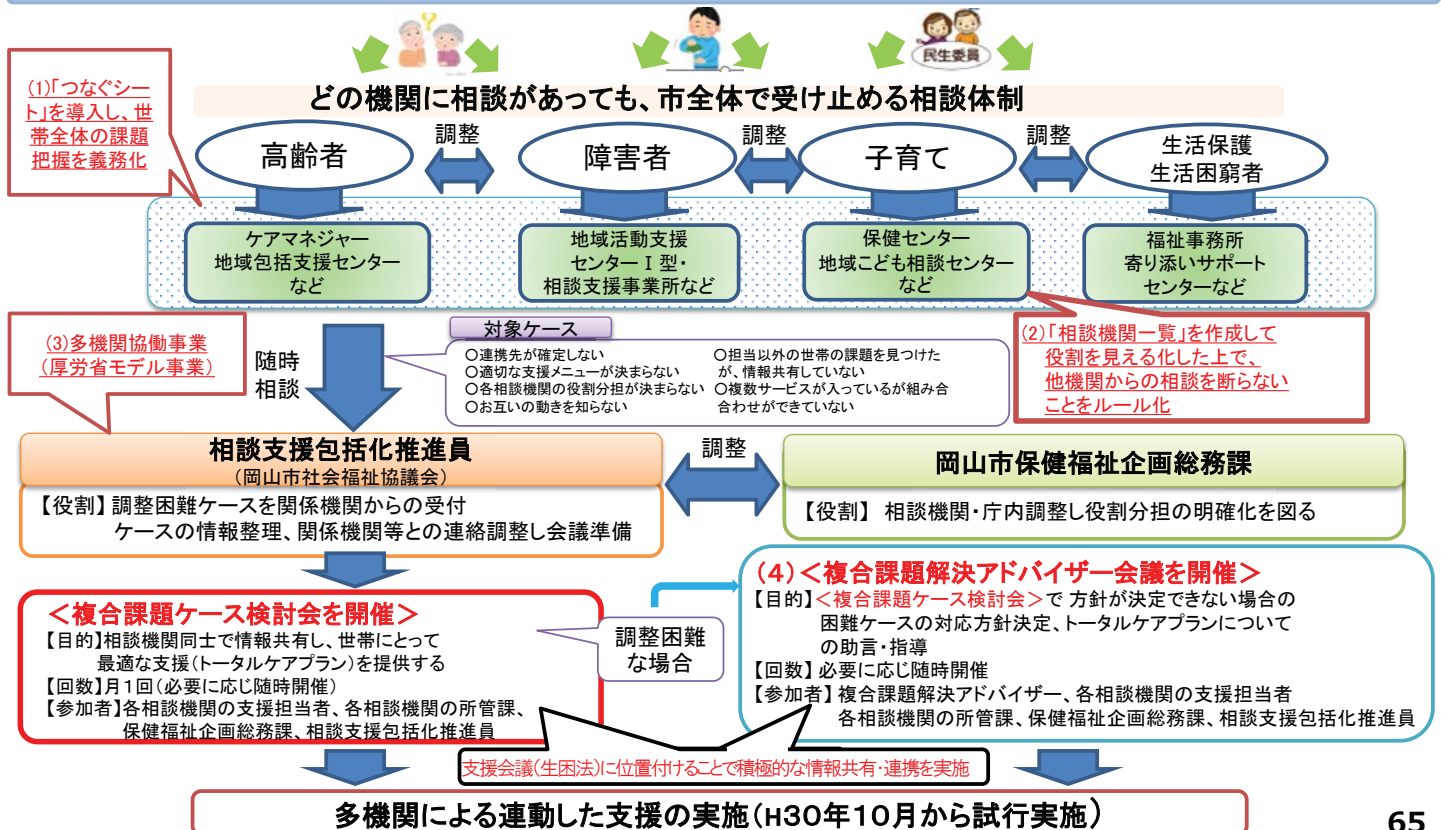
岡山市の総合相談支援体制づくりについて



64

断らない相談の実現にむけて(岡山市総合相談支援体制づくり) ※厚労省モデル事業

- ・ワンストップ窓口を作るのではなく、様々な相談機関でこれまで培ってきた各分野の専門性をいかしながら、それぞれの相談機関が連動する体制を推進。
- ・複数の制度に基づくサービスの組み合わせを調整することで、世帯にとって最適なサービスを提供する。



65

複合課題解決に向けての課題と対応

課 題

対 応 策

(1) 各相談機関において世帯全体の課題把握が不十分

世帯全体の課題を漏れなく把握するため、**「つなぐシート（複合課題チェックシート）」を導入し、世帯全体の課題把握を義務化**

(2) 課題を把握したとしてもつなぎ先として適切な相談機関がわからない

「相談機関一覧」を作成して役割を見える化するとともに、他の相談機関からの相談を断らないことをルール化

(3) 連携先が確定しない
適切な支援メニューが決まらない
相談機関の役割分担が決まらない

相談支援包括化推進員を配置し、ケースの情報整理、関係機関との連絡調整などを実施
局主管課である**保健福祉企画総務課が役割分担を明確化**

(4) 世帯にとっての最適な解決策がわからない

各分野に精通した者が一堂に会する
「複合課題解決アドバイザー会議」を設置

66

(1) つなぐシート（複合課題チェックシート）

(表)

(裏)

つなぐシート ver.2016.10.1

受付日 年 月 日 受付機関 (受付者:)

■基本情報

相談者

ふりがな 性別 ☐男性 ☐女性 ☐ ()

氏名 生年月日 年 月 日 (歳)

住所 〒 区

電話 自宅 () 携帯 ()

■お困りごとの内容

ご相談されたい内容に○をおつけください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけください。

病気・医療のこと この問題(シナリオ)

介護のこと 障害のこと

子育てのこと 収入・仕事のこと

支出・滞納・借金 住まいのこと

DV・虐待のこと 権利擁護(後見制度など)

健康のこと その他(下欄へ詳細記入)

ご相談されたいことや、配慮を希望されることを具体的に記入ください。

■紹介先

機関名	相談内容(紹介する理由)

■円滑な相談支援につなぐため、私の相談内容を必要となる関係機関(者)と情報共有し、保管・集約することに同意します。

年 月 日 本人署名

※相談機関既存のシートでアセスメントが完了している場合は、このシート面の記入は不要ですが、代わりにその写しを添付してください。

世帯の生活状況

※家族関係図(ジェノグラム)

既に支援に入っている機関(把握可能な範囲で記入)

機関名	支援内容

特記事項

【ポイント①】
世帯全体の課題を漏れなく把握するため、困りごとの有無をチェックする欄を設ける

【ポイント②】
異なる相談機関との情報共有をスムーズに行うため、本人署名(同意)欄を設ける
※同意がなくとも、ケース検討会・アドバイザー会議を生活困窮者自立支援法の「支援会議」に位置付けることで積極的な情報共有を実施

(2) 相談機関一覧

相談機関一覧

相談項目	No.	相談内容	機関名	担当者名		所在地	電話番号 (086)	内線	受付時間
				主	副				
病気・医療について	★ 1	在宅医療に関すること(かかりつけ医の紹介、主に医療関係者からの相談)	地域ケア総合推進センター	石原	高木(洋)	北区北長瀬表町三丁目20-1	242-3170	-	平日 8:30~17:15 (詳細別紙)
	2	医療に関する苦情、心配事の相談	保健所保健課医務係	敷田	-	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1254	5217	平日 8:30~17:15
	3	予防接種、感染症予防、エイズに関する相談	保健所保健課感染症対策係	山本	-	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1262	5246	平日 8:30~17:15
	4	難病に関する医療受給者証の申請に関する相談	健康づくり課特定疾病係	富岡	那須	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1271	5238	平日 8:30~17:15
こころの問題(メンタルヘルス)について	★ 6	自殺の相談	保健所保健課	<別紙>	-	<別紙>	<別紙>	-	平日 8:30~17:15
	7	精神障害者の相談	保健所保健課	作野	木本	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1274	5443、5444	平日 9:00~16:00
介護について	★ 8	高齢者の相談	保健所保健課	<別紙>	-	<別紙>	<別紙>	-	平日 8:30~17:00
	9	介護保険の申請	各福祉事務所	<別紙>	-	<別紙>	<別紙>	-	平日 8:30~17:15
	10	介護保険サービスの利用に関する相談	介護保険課	金安	小橋	北区鹿田町一丁目1-1 7F	803-1240 803-1241	5782	平日 8:30~17:15
障害について	★ 11	障害福祉サービスの利用に関する相談、障害者の創作活動や生産活動に関する相談	地域活動支援センターI型	<別紙>	-	<別紙>	<別紙>	-	<別紙>
	12	知的障害に係る相談	保健所保健課	<別紙>	-	<別紙>	<別紙>	-	平日 8:30~17:15
	13	身体障害に係る相談	保健所保健課	山本	-	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1248	5421	平日 8:30~17:15
	14	知的障害に係る相談	保健所保健課	原	-	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1247	5424	平日 8:30~17:15
	15	精神障害者保健福祉サービスの障害福祉サービスの申請に関する相談	保健所保健課	<別紙>	-	<別紙>	<別紙>	-	平日 8:30~17:15
	16	精神障害者の日常生活	保健所保健課	吉田	稲山	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1267	5244	平日 8:30~17:15
	17	難病患者の日常生活用具給付・障害福祉サービスの申請に関する相談	健康づくり課特定疾病係	富岡	那須	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1271	5238	平日 8:30~17:15
	18	精神保健福祉に関する相談のうち、複雑又は困難なもの	こころの健康センター	作野	-	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1274	-	00
	19	発達障害に関する相談	発達障害者支援センター	金谷	佐々木	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1274	-	15

【ポイント①】
分野ごとに相談機関を整理し、
役割を見える化

【ポイント②】
各分野において、つなぎ先が判断
できない場合の相談窓口を★印で
明確化

【ポイント③】
相談者を適切な相談機関に
確実につなげるため、各相談
機関の担当者名を明記

68

(3) 岡山市多機関協働事業について

- 実施時期 平成30年4月～(10月までは仕組みを内部で検討)
- 実施方法 社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会へ委託
- 実施体制 相談支援包括化推進員 2名
(1名:社会福祉士兼ケアマネ兼精神保健福祉士 1名:社会福祉主事)

相談支援包括化推進員の役割

1. 各相談機関から得られる情報を整理し、世帯全体の課題を見える化
2. 複合課題ケース検討会、アドバイザー会議の準備と開催(相談機関との連絡調整やトータルケアプランなどの資料作成など)
3. 適切な支援が導入されるまでモニタリングを行い、進捗管理

ポイント

- **市民からの直接の相談は受けず**、相談機関からの相談を受け付ける
- 個別ケースを直接支援するのではなく、**相談機関を後方支援する位置づけ**
- 相談機関の役割分担が決まるまでは主体的に動くが、**決まった後は相談機関がそれぞれケース管理を実施**
- **役割分担は主管課である保健福祉企画総務課が最終的に決定**

69

(4) 複合課題解決アドバイザー

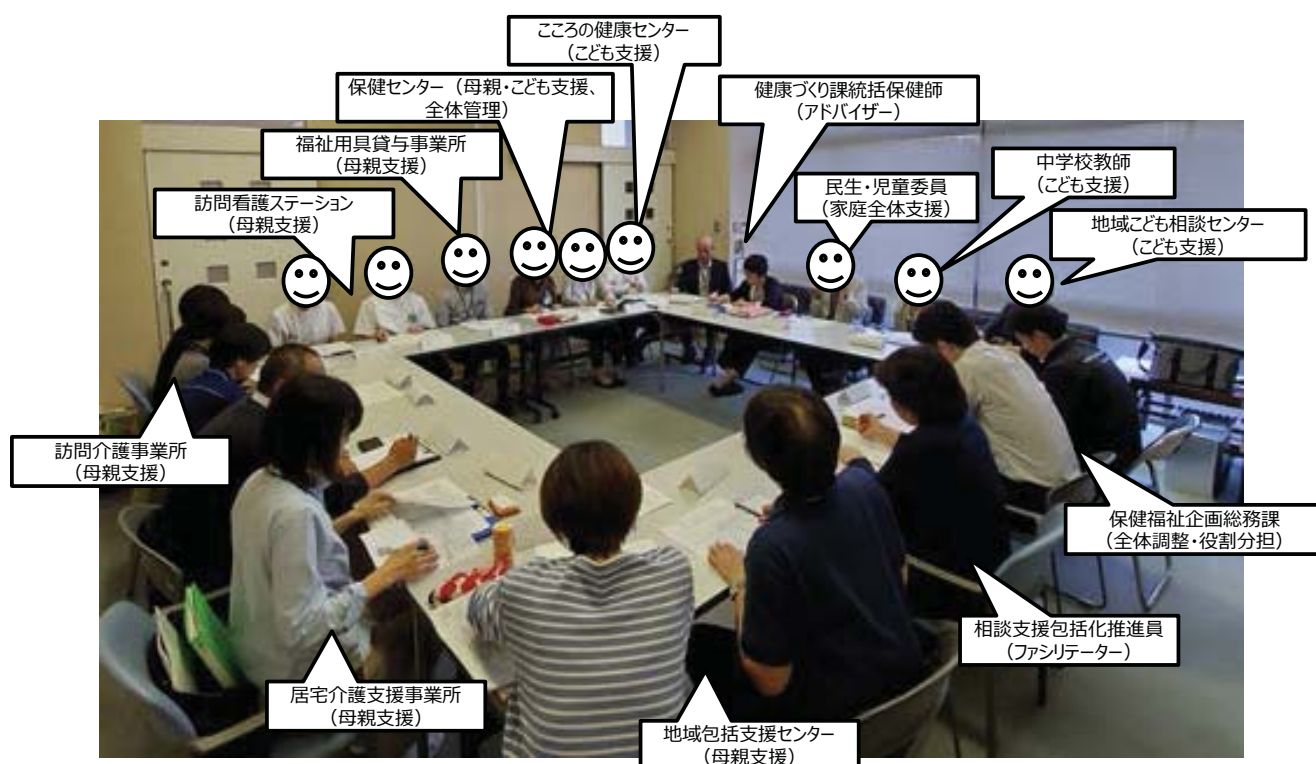
- 各分野における相談機関の長（センター長、会長など）を複合課題解決アドバイザーとして選任。
- 複合課題解決アドバイザーは、困難ケースの対応方針の決定や、世帯のトータルケアプランについての助言・指導を行う役割を担う。

分野	所属	職	備考
医療	岡山市保健所	所長	医師
	岡山市保健福祉局保健福祉部医療政策推進課地域ケア総合推進センター	所長	保健師
高齢者福祉	岡山市地域包括支援センター	総センター長	保健師
障害福祉	岡山市障害者自立支援協議会	会長	社会福祉士、(社福)岡山市手をつなぐ育成会 統括施設長
	岡山市保健福祉局障害・生活福祉部	部長	元こども総合相談所長
保健	岡山市保健福祉局保健福祉部	保健政策担当部長	保健師
精神保健	岡山市保健福祉局保健所健康づくり課	精神保健担当課長	保健師
福祉サービス・生活保護	岡山市保健福祉局障害・生活福祉部	参事（北区中央福祉事務所長）	
児童福祉	岡山っ子育成局子育て支援部こども総合相談所	所長	
	岡山っ子育成局子育て支援部こども福祉課	こども家庭支援係長	保健師
	岡山市発達障害者支援センター	所長	保健師
生活困窮	岡山市社会福祉協議会生活支援・総合相談課寄り添いサポートセンター担当室	室長	社会福祉士

70

複合課題ケース検討会の様子（例）

- 関係機関 22 名が参加。
- それぞれの情報を持ち寄り、世帯全体の支援方針についてチームで検討



事業実績

これまでの実績

	H30年度実績	R元年度実績 (R元_10.31現)	〈総計〉
1. 相談支援包括化推進員受付件数	42件	34件	76件
①取扱ケース	18件	20件	38件
つなぐシート活用件数	11件	14件	25件
つなぐシート活用なし件数	7件	6件	13件
②会議等開催	39回	52回	延べ91回
ケース会議開催回数	27回	23回	50回
ケース会議事前打ち合わせ	10回	27回	37回
アドバイザー会議	2回	2回	4回
③問い合わせ・相談のみ	24件	14件	38件
2. 1のうち支援への繋がり状況			
①支援に繋がった件数			70件
ケース終結件数	10件	6件	16件
モニタリング件数 (関係機関の役割分担決定後の経過観察中)	6件	10件	16件
問い合わせ・相談のみ	24件	14件	38件
支援に繋がっていない件数			
継続支援中の件数 (関係機関との日程等調整中)	2件	4件	6件

相談支援包括化推進員受付件数 76件
支援に繋がった件数 70/76件
支援に繋がった割合 **約90%**
(支援に繋がっていない6件は継続支援中)

事業の効果

- 複合課題を抱える世帯に対して複数の相談機関が別々に介入し、互いの動きがわからなかったケースについて、**支援者が一堂に会し、新たな情報が得られたことで**、世帯全体での支援方針が決まり、新たな支援に繋げることができた。
- 相談機関への不信感により支援を**数年間拒否していた世帯が**、**市と民間相談機関がチームで動くことで信頼関係を構築でき、新たな支援に繋げることができた。**
- ケース検討会を支援会議（生活困窮者自立支援法）に位置付け、**個人情報の扱いを明確にしたことで**、**警察、検察、保護観察所、住まい関係者などが積極的に会議に参加し**、情報共有してもらえるようになり、市以外の関係機関とも複合課題を抱える世帯への支援を協力して行っていく体制ができた。

72

関係機関からの声

関係機関からは「行政(市)へのハードルが低くなり、相談しやすくなった。」「これまで滞っていた困難ケースをサービスにつなげることができた」などの声をいただいている。

機関名	意見
地域包括支援センター	・今までは関係機関に電話相談することも大変だったが、会議後は関係機関への相談がしやすくなった。 ・会議の中で主担当を決めることも必要だが、主担当だけにケースを任せるのではなく会議出席者の役割分担を明確にし、連携できる体制を作ることが必要。 ・会議を重ねるごとに連携や多くの行政機関に介入してもらえてよかった。現場を一度見てから会議を進めた方が情報共有しやすいと感じた。
障害者相談支援事業所	・相談機関だけでは対応が難しい課題も、各専門家と連動することで課題への対応がすみやかだった。また行政へのハードル（壁）がなくなり、相談しやすくなった。
精神科病院	・病院としては医療機関以外の関係者をコーディネートすることは負担が大きく、特に行政機関への相談は敷居が高い。相談支援包括化推進員が入って会議の日程調整や支援方針、各機関の役割分担を協議できるため、関係機関へ気軽に相談ができるようになった。
地域活動支援センター I 型	・多子、多問題のある世帯で支援が滞っていたが、行政機関と民間相談支援事業所が一緒にチームを組んで支援したことで、福祉サービスにつなげることができた。また行政関係と連携ができたことで行政機関へ相談がしやすくなった。
地域こども相談センター	・制度によって担当支援機関からの支援が切れてしまい心配していたが、ケースの動きについて報告を受けると関係機関が迅速に対応し、世帯の課題が少しずつ解決していることがわかり安心した。
健康づくり課	・関係機関を集めて今後の支援方針や各機関の役割分担を決めることは必要なことである。ただ、呼ぶ機関が多くなればなるほど会議日程の調整が難しく、会議が遅くなるので、主要機関だけでも集めて会議を開いた方が対応が早いと感じられる。

73

今後の展開について

課 題	今後の展開
制度の狭間の支援 ○ 制度の狭間を支援する団体の資金不足 ○ 制度の狭間で支援に繋がらないケースへの対応 生活困窮者等は福祉サービスに繋げるための医療受診代や就職面接を行うためのスーツ代などの「ちょっとした費用」を工面できず、福祉サービスや就労に繋がっていないケースがある。	○ 制度の狭間を支援する団体への福祉助成（橋本財団） （上限300万、H30年度約2800万助成（29件）※岡山県内） ○ 生活再建・自立支援ファンドの創設（社協基金） 課題を抱えるケースを適切なサービスに繋げるため、生活再建や自立に繋がる必要な手続きや支援に対し支出
住まい確保 ○ 住まいを失った世帯の一時的な避難場所（シェルター）について、制度の狭間で対応できず苦慮しているケースがある。 例：虐待認定されなかった障害者、隔離を拒否するDV被害者、ダルクを逃げ出した依存症患者など） ○ 要配慮者への住まい提供が可能な業者は一部に留まっている。	○ シェルターの在り方について横断的な検討（関係課による要配慮者住まい確保WGの設置） ○ 宅建協会、住まい関係NPOと連携した要配慮者を受け入れてくれる新たな不動産業者の開拓
教育と福祉の連携 ○ 課題を抱える児童・生徒は背景に家庭に課題を抱える場合も多く、教育分野だけでは対応は困難。 ○ 岡山市では重度の医療的ケア児を通常学級で受入れているが、医療・福祉との連携が不十分	○ 教育・福祉連携WGを設置し、①家庭に課題を抱える児童・生徒への支援、②医療的ケア児への支援、について、具体的な個別ケースを検討しながら、支援の在り方を検討
地域づくり ○ 課題を抱える世帯の支援を行うにあたって地域での見守り、通いの場等が重要だが、地域では高齢化等により活動の担い手不足 ○ 参加者も特定の人に留まり、活動継続が課題。	○ 環境やまちづくりなど若者も参加している活動団体と地域活動を実施している団体等を一堂に会し、交流会を開催 ○ 市主催で顔の見える関係づくりを進め、異なる分野の団体が協働することで地域課題解決活動の発展・創出に繋げる。 （教育委員会・市民協働局・保健福祉局で連携して実施）

74

生活再建・自立支援ファンドについて（社会福祉協議会基金活用）

1.目的

一人暮らし高齢者、障害者、生活困窮者など課題を抱える個人・世帯を孤立させず、適切なサービスに繋げるため、生活再建や自立等に繋がる必要な手続き等の最初のサービス導入（入口支援）に対し、必要最少限の支出を行う。

2.対象者

生活困窮者等でSOSを出さずに、制度利用につながらないままの状態であるような状況で、入口支援等を行えば支援につながる可能性がある世帯。

3.具体的な支援内容について

- 生活困窮で障害者手帳が更新切れの障害者が手帳を更新するために必要な費用（病院受診費用、医師の診断書費用等）
 - 病院や施設、相談機関に連れて行くための交通費（タクシー代）
 - ひきこもりを解消するための社会参加や就労に繋がる衣類等の購入費用 など
- ※現金給付は相談機関に行い、支援者には直接給付しない。

4.活用にあたっての条件

- 安易な支出を防ぐため、相談支援包括化推進員に相談があったケースで、複合課題ケース検討会において課題としてあがってきた内容について活用できるものとする。
- ただし、緊急の場合、相談支援包括化推進員は市（保健福祉企画総務課）と協議し、関係する複合課題解決アドバイザーに諮った上で活用できるものとする。
- 本人の自立を阻害しないことを前提とし、最初のサービス導入（入口支援）部分のみに限定する。
- 既存のサービスの代替に使うことは不可とする。
- 上限は特に設けないが、1件あたり多くても3万円程度を想定する。

5.実施時期

令和元年10月1日から実施

6.原資

社協に寄付され創設された切山基金。（約1億750万円）

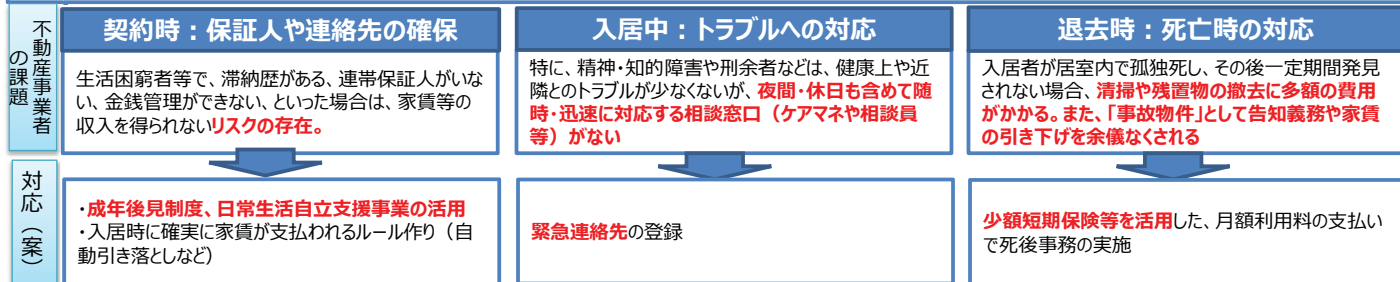


75

住宅確保要配慮者に住まいを提供する不動産業者等の新たな開拓

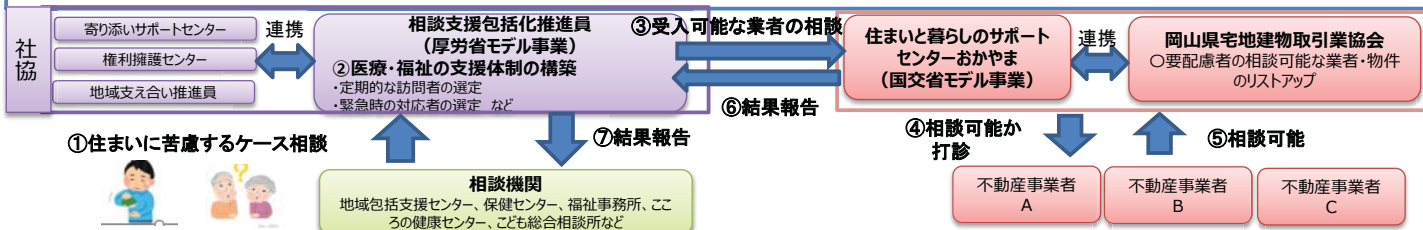
現状と課題

- 障害者、生活困窮者、虐待、DVなどの課題を抱えている方が、自立した生活を送るためには、介護や医療・福祉による支援とともに、**生活の基盤である住まいの確保が必須。**
 - 一方、課題を抱えているケースは、①身寄りがなく、緊急連絡先や保証人がいない、②低所得者や滞納歴があるなど家賃の継続的・安定的な支払いに不安があると
いったケースが多く、**民間の不動産業者との契約が困難。**
 - このため、現実的に相談できるのは、**要配慮者への住まいの提供へのノウハウや経験を有するNPO法人や一部の不動産業者（※）に限られ、これらによる受入れが困難な場合は打つ手がほとんどないのが現状。**
- ※ おかやま入居支援センター、岡山・ホームレス支援きずな Nフィールド、おかやまUFE（住まいと暮らしのサポートセンターおかやま）、阪井土地開発 等



具体的な進め方

まずは、岡山県宅地建物取引業協会とNPO法人おかやまUFE（住まいと暮らしのサポートセンターおかやま）に住まいの確保に苦慮する**個別ケースの相談をしながら**、新たな不動産事業者の開拓を進め、住まいを提供する不動産事業者等が要配慮者が受入れ可能となる**住まいと福祉のルール作り**を行う。※ケースによっては**不動産業者も含めたケース検討会を実施する。**



76

相談支援包括化推進員の連絡先、地域共生社会関係資料の保存場所

複合課題を抱えた世帯のことでお困りの場合は、遠慮なくご相談ください。

【相談支援包括化推進員】

せんば えりこ
船場 恵理子

ためふさ まさき
為房 政貴

- 相談機関間の役割分担が決まらない
- 適切な支援メニューが決まらない
- 連携先が確定しない 等

（福）岡山市社会福祉協議会 相談支援包括化室

電話：086-225-4051 FAX：086-222-8621

E-mail: soudanshienhoukatsuka@okayamashi-shakyo.or.jp

【地域共生社会関係資料（つなぐシート、相談機関一覧表、マニュアル等）の保存場所】
岡山市職員共通システム＞共通様式＞保健福祉局＞保健福祉企画総務課＞地域共生社会関係

グループワーク

岡山市の現状データを2つ以上組み合わせてみて、気づいたこと、こういった課題が見えそう、といったことを考えてみてください。

（例：ハイリスク妊産婦連絡票が年々増加している。児童虐待の通告件数も年々増加している。

⇒ハイリスクの妊産婦が増加していることが児童虐待の通告件数の増加にも影響している？）

「実際のデータと現場の肌感覚でこういう違いがある」といったことも考えてみてください。

78

事例検討②（グループワーク）

事例 1

◆相談者の状況

- 自宅で民宿を経営していたが、建物の老朽化が進み、新しくできたきれいな民宿にお客さんが流れ、経営が悪化。2年前に廃業した。
- 夫は昨年、癌で亡くなった。
- 私名義の借金があり月々の返済が迫っているが、私のパート収入だけでは返せない。
- 成人した子どもが2人いるが、息子はひきこもり、娘は小学生の頃から選択制緘黙※で外では話せない。
- もうひとりでどうしていけばいいのかわからない。当面の生活費を貸してもらえないだろうか。

※選択制緘黙：話す能力はあるが、学校や職場など特定の場所や場面、特定の人と話すことができない状態。

◆相談窓口のやり取り

相談者：生活が苦しくて、当面の生活費を貸してもらいたいのですが。。
借金も抱えていて、その返済で大変なんです。

窓口：「〇〇貸付制度」というものがあるのですが、貸付に条件があるので難しいかもしれませんね。
すでに借金がおありですからね。。

相談者：（困ったな、もう親戚にはこれ以上頼めないし。。）
昨年、主人が亡くなって、私の働きだけでは、もうどうしたらよいか。。

窓口：子どもさんたちに働いてもらうとかはムリですか？ 一度、生活保護の相談もされますか？
生活保護を受けるためには、家や自動車を持つことに制限があるかもしれませんが。。

相談者：いえ、生活保護は無理です。電車やバスが不便な地域なので車も手放せないし、
親戚の手前もありますし。。自分でなんとかします。

※ここではどうにもならないと思い、窓口を出た。

80

グループワーク1

この人が抱えている困りごとは何でしょうか？

グループワーク2

誰（どこ）に協力を求めますか？

82

グループワーク3

「誰（どこ）に協力を求めますか？」について、
なぜそう思いましたか？

5年後、誰（どこ）と繋がっていてほしいと思いますか？

83

事例 2

◆相談者の状況

- 児童養護施設を出てから工場で働いたりもしたけど続かず、勤務日数が少なくても稼げるから、今は風俗で働いている。だけど、精神的にいつもしんどくて、眠れない時もある。
- 同棲している彼はお店のマネージャー。私と違って仕事が楽しそう。彼は金遣いが荒く、わたしの稼いだお金で生活している。お金が足りないという、キレて暴力をふるう。実家の父親にそっくり。
- 母親に一度電話をしたら、「それくらい我慢するしかない」と言われた。
- このままではダメだとわかっていても、考えると余計にしんどくなる。
- 送られてくる役所の手続きの書類も、毎年どう書いていいのかわからない。
- いろんなことを誰かに相談にのってもらいたい。

◆相談窓口のやり取り

相談者：同棲している彼と別れたいけれど、お金も行く当てもなくして… 風俗の仕事も辛いし…
いろいろ相談にのってもらいたいのですが…

窓口：風俗の仕事なんて良くないですよ。もっと自分を大切にしないと。
早く辞めて普通の仕事に転職しましょう。ハローワークと一緒に行って仕事探しをしませんか？

相談者：ハローワークなら、ひとりで行けます。。

窓口：それでは、何をお手伝いしましょうか？ それと、ご家族によく相談されてはどうですか？

相談者：……。 (困っていることがよくわからないし、母親に言っても分かってもらえないから、
ここへ相談にきたのに…)

※ここでは相談にのってもらえないと思い、窓口を出た。

84

まとめ

1. 断らない相談支援とは

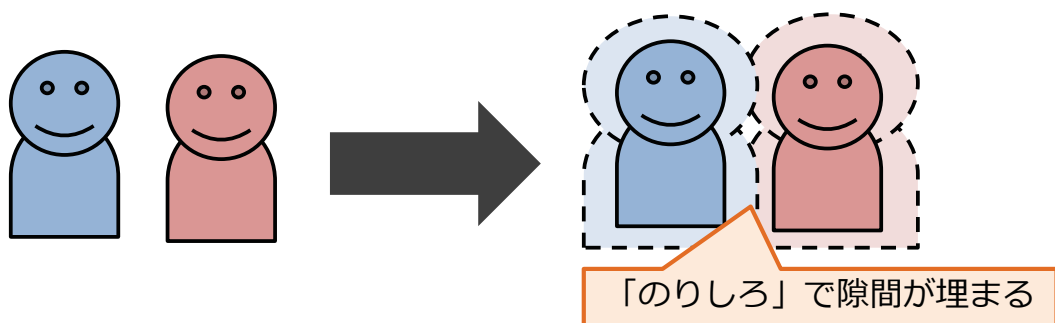
2. 伴走型支援とは

3. 参加支援（社会とのつながりや参加の支援） 地域づくりに向けた支援とは

86

地域共生社会のイメージ

- ・ 多機関協働の包括的支援体制-第3項
一番は「のりしろ」を持つこと



- ・ 地域力強化の推進-第1項、第2項
皆さんで自分たちの地域のニーズの解決
について話し合うこと

【アンケート式】

令和元年度 厚生労働省 社会福祉推進事業
「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築に必要な人材育成手法の開発に関する調査研究事業」
◆ 岡山市 地域共生社会実現のための専門職人材育成研修 参加者アンケート ◆

今後の研修実施の参考にさせていただくため、アンケートへのご協力をお願いいたします。

問1. あなたの所属先（1つに○）

1. 行政（医療部門）	9. 行政（男女共同参画部門）	18. 障害者更生相談所
2. 行政（高齢部門）	10. 行政（教育部門）	19. 訪問看護ステーション
3. 行政（障害部門）	11. 地域包括支援センター	20. 居宅介護支援事業所
4. 行政（生活保護部門）	12. 保健センター	21. 障害者相談支援事業所
5. 行政（生活困窮者部門）	13. 福祉事務所	22. 地域活動支援センター
6. 行政（保健部門）	14. 地域こども相談センター	23. 寄り添いサポートセンター
7. 行政（児童部門）	15. 発達障害者支援センター	24. 社協（権利擁護等）
8. 行政（その他福祉部門）	16. 地域ケア総合推進センター	25. 社協（地域福祉）
	17. こころの健康センター	26. その他（ ）

問2. あなたの職種（当てはまるものに○）

1. 事務職・一般職	4. 相談支援専門員（障害者）	7. 精神保健福祉士
2. 保健師・看護師	5. 社会福祉士	8. 心理士
3. 介護支援専門員	6. 児童福祉士	9. 教員
		10. その他（ ）

問3. 研修会の感想をお聞かせください。

（1）困難を抱える当事者・家族を支援するにあたって、これから必要となる基本的な考え方（1. 断らない相談支援、2. 伴走型支援、3. 参加支援・地域づくりに向けた支援）について

①基本的な考え方について理解できましたか。（1つに○）

1. 理解できた	3. あまり理解できなかった
2. ある程度理解できた	4. 理解できなかった

①-1 ①で選択した理由について教えてください。

②基本的な考え方を庁内・関係者に説明できるようになりましたか。（1つに○）

1. 説明できるようになった	3. あまり説明できるようにならなかった
2. ある程度説明できるようになった	4. 説明できるようにならなかった

②-1 ②で選択した理由について教えてください。

(2) 本日の研修会内容について

①研修全体を通して気づけたことを教えてください。

--

②本日学んだことを現場の実践（困難を抱える当事者・家族への支援や庁内・関係者への相談など）に活かしていくことができますか。（1つに○）

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1. 活かしていくことができる。 | 3. あまり活かしていくことができない。 |
| 2. ある程度活かしていくことができる。 | 4. 活かすことができない。 |

②-1 ②で選択した理由について教えてください。

--

③今後どのような場面に活かすことができると思いますか。

--

④今後どのようなことに気を付けようと思いますか。

--

⑤印象に残ったキーワードを教えてください。

--

⑥研修会全体を通して、よく分からなかったことや、もっと聞いてみたかったこと、改善したほうが良いと思う点があれば教えてください。

--

⑦その他、研修会全般に関するご意見やご感想等をご自由にお書きください。

--

ご協力ありがとうございました。

令和元年度 厚生労働省 社会福祉推進事業
「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築に必要な人材育成手法の開発に関する調査研究事業」
岡山市 地域共生社会実現のための専門職人材育成研修 アドバイザー等アンケート

今後の研修実施の参考にさせていただくため、アンケートへのご協力をお願いいたします。

部署名	
役職・名前	

問１． 本日の研修でよかったと思う点はどこですか。ある場合、その理由も記入してください。

--

問２． 来年度の研修に向けてどのような工夫や改善が必要となるとお考えですか。

--

問３． 本研修を含め、地域共生社会を進めるための人材（市職員や専門職（民間事業所含む））を育てるためにはどういった取組が必要だと思えますか。

--

問４． 研修会全般に関するご意見や感想等をご自由にお書きください。

--

問５． 岡山市で地域共生社会を進める上での課題やご意見等をご自由にお書きください。

--

ご協力ありがとうございました。

令和元年度 厚生労働省 社会福祉推進事業
「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築に必要な人材育成手法の開発に関する調査研究事業」
岡山市 地域共生社会実現のための専門職人材育成研修 オブザーバーアンケート

今後の研修実施の参考にさせていただくため、アンケートへのご協力をお願いいたします。

自治体・団体名	
部署名・名前	

問1. 本日の研修でよかったと思う点はどこですか。ある場合、その理由も記入してください。

--

問2. 貴自治体で本日のような研修を実施できそうですか。

1. 実施できる	3. 一部実施できる
2. ある程度実施できる	4. 実施は難しい

問3. 貴自治体で本日のような研修を実施する場合、難しいと感じる点がありますか。ある場合、その理由も記入してください。

--

問4. 貴自治体で研修を実施する場合、どのような工夫や加工が必要となるとおもいますか。

--

問5. 研修会全般に関するご意見やご感想等をご自由にお書きください。

--

ご協力ありがとうございました。

V. 起案、内部稟議、庁内連携、参加者募集について

研修の企画・推進を主に担当した岡山市保健福祉企画総務課の松岡克朗氏に、起案、内部稟議、庁内連携、参加者募集についてうかがいました。

1. なぜここまでの研修を行おうと思ったのか？

- 私自身、総務課という立場で各課・各相談機関単独では解決が難しい事例について関わる機会がありましたが、制度が複雑化していること、また、複合課題を抱えている事例が多く、「断ったつもりはないが、自分たちの所管の制度では対応できないことから結果的に断って、たらい回しにあって問題になっている事例」をみてきました。
- このため、複合課題や制度の狭間へ対応していく地域共生社会について、必要な施策として進めてきましたが、進めていく中で「断らない相談」を実現するにあたっては職員1人1人へ施策の必要性や基本的な考え方を浸透させていくことが必要であると考え、令和元年6月に保健福祉局・岡山っ子育成局全職員対象に地域共生社会推進のための職員研修を40分程度で実施しました。その研修アンケート意見では「とても重要な研修なので時間をかけてやってほしい」「研修の内容・量からすると、研修時間が短かった。」等の意見があり、さらに内容を充実させた研修が必要と考えている中、この研修の話をいただいたことから本研修を実施することにしました。

2. なぜ局長が2名参加したのか。

どのような危機感をもって参加されたのか？

- 地域共生社会を進めるためには、縦割りを超えて各関係課・機関が動くことが必要ですが、各担当者、課長クラスだと自分たちの所掌の範囲で従来通りの縦割りにとどまってしまう可能性があります。このため、両局長に参加してもらうことで、両局全体で地域共生社会を進めていることを職員に意識づけし、より多機関の協働を進めることができると考え、参加をしていただくよう要請しました。なお、両局長の参加する意識は下記の通りです。

(福井保健福祉局長)

- 地域共生社会の推進というこれからの社会に必要な施策を担当者が進めてくれている中で、局長として内容をしっかりと理解していくことが必要という意識で参加しました。
- また、岡山市も事業を始めたばかりで事業のブラッシュアップが必要ですが、本研

修は厚生労働省職員、有識者である検討会委員や他都市の方々も参加してもらう研修であることから有意義な助言をいただけること、また現場の実態を見ることができる貴重な機会です。その内容を部下から報告してもらうだけでなく、自ら研修に参加し、現場をみることで自分の理解も深め、事業のブラッシュアップにつなげることが必要と考え研修に参加しました。

(岡崎岡山っ子育成局長)

- 岡山市では昔から縦割り意識が強く、地域共生社会を進めていくためには上からと現場からと両方から刺激を与えていかないと進みません。上から言うだけでもだめで、上も現場も共通認識をもったうえで話ができるようにならないといけない、ということで研修に1日参加しました。

3. 庁内での研修承諾までの経緯は？

- 厚労省検討委員会において、研修実施の要請があったこと、またこれからの岡山市にとっても必要な研修であることを保健福祉局長、次長に説明したところ、「せっかくの機会だから行うべき」ということで承諾いただきました。また各分野の部長やセンター長等で構成する複合課題アドバイザー会議において、研修を行うことを説明し、局内での合意を得ていきました。さらに、岡山っ子育成局長にも同様に説明したところ、「必要な研修であるから行うべきであり、岡山っ子育成局の職員も参加させる」ということで承諾いただきました。

4. 参加者に対し、どのような内容を説明し、誘ったのか？

- 複合課題解決アドバイザー会議、福祉事務所長会議、保健センター長会議、障害者自立支援協議会等で説明するとともに、訪問看護ステーション協議会長など、各組織の長やキーパーソンに直接説明することで参加者を募りました。また、各課、センター毎に参加者の割当人数を示し、割当人数を必ずだしてもらうよう組織長に要請しました。
- また総合相談ワーキングのメンバーなど、各課・センター等でキーパーソンとなる方については個別に指名し、参加してもらうようお願いしました。

5. 参加者の年齢分布や男女比は考えていたのか？

- それぞれの所属(福祉事務所、保健センター等)で管理職、中堅、新人含む担当レベルをそれぞれ均等に参加させてほしいという依頼をしたことでさまざまな年代が参加することになりました。男女比については特に意識はしていませんでしたが、さまざまな機関から参加してもらうことで結果的に男女比のバランスがよくなりました。

6. 本当は誘いたかったけれど、誘えなかった人、誘うのをやめた人はいるか？

- 病院の退院調整を行っている MSW (メディカルソーシャルワーカー) や、窓口対応している区役所の職員や税部門の職員を誘いたかったですが、人数規模の問題で誘えませんでした。ただ、区役所や税部門の市職員は人事異動もあることから、「学んだことを異動先でも普及・実践してもらいたい」といったメッセージを研修で盛り込むことで、数年先かけて意識を浸透させていけばいいのではないかと、といった意見を作業部会で委員からいただいたことから、無理をして呼ばないこととしました。病院の MSW については来年度参加してもらう方向で検討する予定です。

7. 行政職員のほか、社協等の人が参加していたが、なぜ行政以外の人を誘ったのか？

- 岡山市では包括的支援体制構築に向けて相談支援包括化推進員を配置して多機関の協働を進めていますが、包括的支援体制を進めた効果として民間支援機関から「行政支援機関への相談のハードルが低くなった。」といった声を多くいただきました。こういった声があったことから、さらに民間と行政の連携を進める必要があると考え、行政以外の支援者も含め、支援者が一堂に会する本研修に参加いただきました。

8. 多くの人が研修に参加していたが、周囲の人への配慮として行ったことはあるか？

- 複合課題解決アドバイザーに事前にグループ構成をみてもらい、自分たちが担当しているグループにどういった所属、階層、性格の人がいるのか確認してもらうとともに、特に立場や性格等でしゃべりにくそうな人には発言を促すようお願いしました。
- また、グループワーク時に全体を見渡した時にスムーズに議論が進んでいないグループについては私から声かけや進行の助言をしました。

9. 受講者を集めるための工夫

岡山市では、

- ①参加依頼通知を保健福祉局長・岡山っ子育成局長連名で出すことで、保健福祉企画総務課という一つの課ではなく、局全体として動いていることを示したこと、
- ②アドバイザー（各機関の長）や福祉事務所長会議等、既存の長が集まる会議で研修趣旨を説明し、参加者を出してもらうよう協力を仰いだこと、（むしろ必ず人を出すよう要請したこと）

③アドバイザーや各所長等に参加しやすい日を聞くことで多くの参加者が集まる日が設定できたこと。(例えば各課の大きなイベントや保健センターの赤ちゃん検診、福祉事務所の保護費支給日などを外すなど)

④所長などの管理職を一定数参加させるよう明確にアドバイザーや各所属長に伝えたこと(センターから出してもらう6人のうち、2人はセンター長、2人は中堅、2人は新人など)

がポイントだったと思います。

⇒各分野のアドバイザーを正式におき、役割を与えているのは大きいですが、アドバイザーがいなくても管理職や相談支援に熟知した人をファシリテーターに指名し、事前に研修を行うことでカバーできると思います。

⇒また、丸一日の参加についても上記のプロセスができていれば参加は可能です。

⇒そもそも地域共生は横ぐしを刺さないといけないので担当課を超え、部長、局長級にも研修を実施することを伝え、意識を共有することでスムーズに研修を進めることができました。

<参考資料>

■地域共生社会推進人材育成研修通知文

岡 保 福 総 1 1 8 号
令和元年 1 1 月 2 9 日

保健福祉局・岡山っ子育成局 各部長、課長、所長 各位
関係機関 各位

保健福祉局長
岡山っ子育成局長

令和元年度地域共生社会推進のための人材育成研修の実施について（通知）

８０５０問題などの複合課題や社会的孤立、「制度の狭間」の課題等に対応するため、岡山市では「岡山市地域共生社会推進計画」を策定し、総合相談体制づくりを進めることとしています。

総合相談体制づくりを進めるためには、課題を抱える個人・世帯の支援にあたる職員１人１人が「断らない相談」を実践し、関係機関と連携しながら適切な支援を行っていく必要があります。

本研修は、厚生労働省の調査研究事業としてモデル的に厚生労働省と協働で行うものであり、岡山市の職員や関係機関が「断らない相談」やその後の支援に必要な考え方、具体的な支援方法等を学び、現場の実践で生かしてもらうことを目的としています。

つきましては、各課所等において（別紙２）研修割当表を参考に参加者を出していただくとともに、申し込みの取りまとめをお願いします。

記

１ 研修実施の背景

- 厚生労働省調査研究事業研究会「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築に必要な人材育成手法の開発に関する調査研究事業」検討委員会に岡山市から委員を１名選出。
- 検討委員会においては全国自治体向け研修テキスト作成をゴールとしており、作成したテキスト（案）を完成前に自治体で実際に使用することから、岡山市での研修を実施するもの。

- ２ 日 時 令和２年１月２４日（金）午前９時から午後５時まで
- ３ 場 所 岡山国際交流センター ２階国際会議場（岡山市北区奉還町２－２－１）
- ４ 対 象 者 相談機関所管課職員、相談機関に従事する職員等（別紙１、２参照）
※参加者には研修内容の改善に向け、アンケートを提出していただきます。
- ５ 内 容 総合相談体制づくりを進める背景説明、グループワークでのケース検討など（別紙１参照。詳細は決まり次第別途連絡します）
- ６ 講 師 調整中
- ７ 申込方法 別紙受講申込書を作成の上、保健福祉企画総務課下記メールアドレス（課メール）に提出ください。
- ８ 申込期限 令和元年１２月１３日（金）
- ９ そ の 他 厚生労働省職員、厚生労働省検討会委員も参加予定。
駐車場はありませんので公共交通機関をご利用ください。
（近くに有料駐車場があります。）

保健福祉局保健福祉企画総務課 松岡・平野・藤本
電 話：０８６－８０３－１２０４（内線５８３３）
E-mail：hokenfukushiks@city.okayama.lg.jp

(別紙1) 地域共生社会人材育成研修の実施について

別紙 1

地域共生社会人材育成研修の実施について（令和元年11月29日時点）

1. 経緯

- 厚生労働省調査研究事業研究会「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築に必要な人材育成手法の開発に関する調査研究事業」検討委員会に岡山市から委員を1名選出。
- 検討委員会においては、研修テキスト開発・作成をゴールとしているが、開発したテキスト（案）を完成前に自治体で実際に使用してみることから岡山市での研修の依頼があったもの。

2. 研修受講者の考え方

研修受講者については、開発したテキスト（案）を実際に現場で使ってみて、ブラッシュアップする、という観点から考え、以下のとおりとする。

(1) 現場の職員

障害（地域活動生活支援センターI型、相談支援事業所など）、介護（地域包括支援センター、ケアマネジャーなど）、子ども（こども総合相談所、地域こども相談センター、保健センターなど）、生活困窮・生活保護（社会福祉協議会、福祉事務所など）や精神保健（精神保健福祉センターなど）、医療（病院地域連携室、訪問看護 ST など）

(2) 市の相談機関所管課の職員

医療政策推進課、障害福祉課、地域包括ケア推進課、保健管理課、生活保護・自立支援課、こども福祉課など

※部長級および、(1)、(2)の中で管理職（センター長、課長クラス）、中堅（主任保健師、主任ケアマネ、係長クラス）、担当レベルをそれぞれ選出する。

※保健福祉局、岡山っ子育成局1年目または新人職員もそれぞれ入れる。

3. 研修内容について

- グループワークを主とし、パワーポイント資料に基づいて説明・進行
- 厚生労働省からのオーダーは「断らない相談」「伴走支援」「参加支援」の3点を盛り込み、受講者が理解できるようにすること。
- 第1回検討会で議論した構成は以下の通り
 - (1) 当事者を想像できる共感ストーリー
 - ・ 支援者目線ではなく、当事者としての目線
⇒あなたはこのような課題を抱えていますが、どのような生活を望みますか？
 - ・ 断わらない相談の意味
⇒孤立にフォーカスする、相談にならない相談を繋ぎとめる、一緒に考える、繋がり続ける、関心を持つ。

(2) 背景説明

・政策動向、市の地域ごとの現状データ（高齢化率、介護認定率、世帯構成、障害手帳所持者など地域特性がわかるもの）、市の施策

(3) ケース検討

・断った事例（援助関係が作りにくい、課題を抱える人）

⇒お金（本来はなぜ困っているのか、を聞く）、住まい、若年妊娠、ニーズが不明瞭、家族の代わり、など

・こういった時、誰に相談するか。地域に相談できる人がいるか。スムーズに相談できるか。

(4) まとめ

・伴走・参加とは

⇒要支援者の言語化できない、気づいていない部分を一緒に悩む。

支援者側も伴走し、孤立させない。仲間を作ってチームで対応する。

以上

(別紙2) 人材育成研修割当表

地域共生社会人材育成研修割当表

別紙2

	名称	人数	確認先	備考（敬称略）
1	保健福祉企画総務課	1		
2	医療政策推進課	1		
3	地域ケア総合推進センター	1		
4	岡山県訪問看護ステーション連絡協議会	6		
5	福祉推進課	1		
6	保健管理課	1		
7	こころの健康センター	2		
8	地域包括ケア推進課	2		
9	地域包括支援センター	6		
10	居宅介護支援事業所連絡協議会	6		
11	高齢者福祉課	1		
12	健康づくり課	5		
13	保健センター	6		
14	障害福祉課	2		
15	岡山市障害者自立支援協議会	6		
16				
17				
18				
19				
20	障害者更生相談所	1		
21	生活保護・自立支援課	2		
22	福祉事務所	6		
23	地域子育て支援課	1		
24	こども福祉課	7		
25	こども総合相談所	2		
26	発達障害者支援センター	2		
27	女性が輝くまちづくり推進課	1		
28	男女共同参画相談支援センター	1		
29	教育委員会指導課	2		
30	岡山市社会福祉協議会	1		
31		2		
32		1		
33		2		
34		2		
		80		
複合課題アドバイザー（上記除く）		8		
福井保健福祉局長、次長		2		
岡崎岡山っ子育成局長、次長		2		
合計		92		

(研修受講申込書)

令和元年 月 日

担当課(または担当機関)	
事務担当者	
連絡先電話番号	

地域共生社会推進のための人材育成研修 参加申込書

所属	職名	氏名	カナ氏名	職種

※令和元年**12月13日(金)**までに保健福祉企画総務課へメールにて提出してください。

保健福祉企画総務課
担当 松岡・平野・藤本(内線5833)
TEL:086-803-1204
FAX:086-803-1779
E-mail:hokenfukushiks@city.okayama.lg.jp

第五部 資料編

1. 改正社会福祉法の概要

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*)

(*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

(資料) 厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」
(地域共生社会推進検討会) 最終とりまとめ(概要) 令和元年12月26日

2. 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会最終とりまとめ

(資料) 厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」

(地域共生社会推進検討会) 最終とりまとめ(概要) 令和元年12月26日

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

1 設置の趣旨

共同体の機能の一層の低下、人口減少による地域の持続への懸念などの近年の社会の変化や、地域の実践において生まれつつある新しい価値観の萌芽を踏まえ、今後の社会保障制度のあり方をどのように考えていくかという、中長期的な観点も念頭に置きつつ、当面の課題として、平成29年介護保険法等改正法の附則に規定される公布後3年(令和2年)の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による検討会を開催する。

2 主な検討項目

- ・ 次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方
- ・ 地域共生社会の実現に向け、中長期的視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能 等

3 構成員(敬称略・五十音順)

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長	田中 滋	埼玉県立大学 理事長
池田 洋光	高知県中土佐町長	知久 清志	埼玉県福祉部長
池田 昌弘	NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長	野澤 和弘	一般社団法人スローコミュニケーション 代表
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長		植草学園大学 客員教授
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長	原田 正樹	日本福祉大学 副学長
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会	平川 則男	日本労働組合総連合会 総合政策局長(第6回まで)
	半田市障がい者相談支援センター センター長	堀田 聡子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授
菊池 馨実	早稲田大学法文学部 教授	本郷谷 健次	千葉県松戸市長
佐保 昌一	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長(第7回から)	宮島 渡	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 代表
助川 未枝保	船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター センター長	◎ 宮本 太郎	中央大学法学部 教授
立岡 学	一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事	室田 信一	首都大学東京人文社会学部人間社会学科 准教授

(◎: 座長)

4 審議スケジュール・開催状況

(第1回) 2019年 5月16日(木)	地域共生社会に向けた検討の経緯・議論の状況について
(第2回) 2019年 5月28日(火)	関係者からのヒアリング等
(第3回) 2019年 6月13日(木)	包括的な支援について①
(第4回) 2019年 7月 5日(金)	包括的な支援について②
(第5回) 2019年 7月16日(火)	中間とりまとめ案について
(第6回) 2019年10月15日(火)	新たな事業の枠組みについて・関係者からのヒアリング
(第7回) 2019年10月31日(木)	包括的支援体制の構築に向けた基本的な考え方・関係者からのヒアリング
(第8回) 2019年11月18日(月)	これまでの議論をふまえた整理
(第9回) 2019年12月10日(火)	最終とりまとめ案について

※ 本検討会は、社会・福祉局長の下に置くこととし、庶務は地域福祉課において行う。

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ 概要

I 地域共生社会の理念

- **地域共生社会の理念**とは、**制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超越して、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包括的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方**。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

II 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、**一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生活を継続していくことを支援する機能の強化**が求められている。
- 専門職による対人支援は、「**具体的な課題解決を目指すアプローチ**」と「**つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）**」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。
- 伴走型支援を実践する上では、**専門職による伴走型支援**と地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、**地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り**といった双方の視点を重視する必要がある。それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

1 事業の枠組み等

- 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「**断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援**」の3つの支援を一体的に行う市町村の**新たな事業を創設**すべき。

断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
○ 本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援 ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能 ② 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 ③ 継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能 ※ ②及び③の機能を強化	○ 本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。 ○ 狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。 (例) 生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる	○ 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。 ① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援 ② ケアしあえる関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能

- 対象は、本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える**全ての地域住民**とすべき。
- 新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方を共有するプロセス自体にあることから、**任意事業とし、段階的実施**とすべき。
- 新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、**圏域の設定や会議の設置等は、市町村が基盤を整理しやすい仕組み**とする必要がある。
- 国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、**制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進**する必要がある。

2

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ 概要

III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方（続き）

2 市町村における包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点

- 市町村は**地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析**を行うとともに、**地域住民や関係機関等と議論**をし、域内における包括的な支援体制の整備について考え方をまとめ、**共通認識を持ちながら取組を進める**。この際、**新たな縦割りを生み出さないよう留意**。
- **事業実施後も**、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、**事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善**していくことが必要。
- 市町村が、地域住民や関係機関等とともに考え方を共有し、事業を推進するため、**関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組み**とすべき。

3 介護、障害、子ども、生活困窮等の各制度から抽出する際の基本的な考え方

- 介護、障害等の既存の各制度における基準額や補助率が異なることを踏まえ、**事業費の積み上げ方や配分方法について検討を行う必要がある**。その際、既存制度からの抽出は、合理的なルールに基づく機械的な方法による按分とすることが必要、現在の取組を継続できるよう交付水準を保つべきといった意見を踏まえ、より詳細を検討すべき。
- 現行の各経費の性格の維持など国による財政保障にも十分配慮する観点から、シーリング上、現在義務的経費とされているものについては、引き続き義務的経費として整理できるような仕組みとすべき。

IV 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

1 人材の育成や確保

- 包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、**研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取組を進める**ことが重要。また、**市町村においては、庁内全体で包括的な支援体制について検討し、体制の構築を進める中で、福祉部門の職員だけでなく、職員全体に対して研修等を行う必要がある**。事業開始後も、**人材を組織的に育成**しつつ、チームで対応していくことが求められる。

2 地域福祉計画等

- 新たな事業については、**地域福祉計画の記載事項**とすべき。計画の策定過程を通じて、市町村が、住民や関係者・関係機関との意見交換等を重ね、包括的な支援の考え方や新たな事業に関する共通認識を醸成することが重要。都道府県においても、地域福祉支援計画の記載事項とすべき。

3 会議体

- 多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となるため、情報共有や協議を行う場（会議体）の機能が重要。既存の属性別の制度等による会議体があることに十分に留意して、これらを有効活用し、市町村の職員も参画した上で、個別事例の検討等を行うことが望ましい。

4 都道府県及び国の役割

- **都道府県は**、市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援、広域での人材育成やネットワークづくり、広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応などの役割を担うことが考えられる。
- **国は**SNS等も活用しつつ、都道府県域を越える相談事業を進めるほか、市町村等に対して、標準的な研修カリキュラムや教材等の整備、都道府県と連携した人材育成の推進、未実施自治体やその関係者の機運醸成のためのシンポジウム等の開催、職員を個別に市町村への派遣、事例の分析や共有といった支援を進めることが考えられる。

3

(参考) 3つの支援について

	断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
内容	本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援	本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援
スキーム	〔具体的な機能〕 ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能（相談を受け止める機能） ②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能（多機関協働の中核の機能） ③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能（継続的につながる機能） ※ ②及び③の機能を強化 〔域内全体で備えるべき体制〕 ・既存の相談支援機能も活用しながら、域内全体で属性や課題が明確でない相談も含め対応できる体制とすること ・上記の①から③までの機能を有すること ・相談支援へのアクセスを住民にとって容易とするための措置（例えば、住民の身近な生活圏において相談支援を行う場を明示するなど）を講じること	○個性が高まり生じている狭間のニーズにも対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充（※）していく取組を中心に位置付け、既存人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。 〔※〕活用方法の拡充の例 ・生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる ・個人商店を中間的就労の場として、対人コミュニケーションが苦手な者を受け入れ、就労・社会参加に向けた支援を行う ・地域の空き家を使って、地域のボランティアが勉強を教える場所をつくり、学校とも連携しつつ、不登校の生徒に参加を働きかけ、支援を行う	〔具体的な機能〕 ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援（場や居場所の確保支援） ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能（地域づくりのコーディネート機能） ※地域づくりのコーディネート機能は、「個別の活動や人のコーディネート」と「地域のプラットフォーム」の2つの機能を確保。
圏域、人員配置等	○市町村において、既存施設・機関の分布など地域の実情を踏まえ、個々の施設・機関が担う役割を含め、圏域についても検討。 ○人員配置は、それぞれの機関が担う機能や配置状況等を踏まえ、市町村において検討。これまで各機関が地域で果たしてきた役割が継続的に担えるようにすることが必要。	○市町村がそれぞれの地域資源を最大限活用して、構築することができるとする設計とすべき。	○住民に身近な圏域と住民に身近な圏域よりも大きな範囲（市町村等）の重層的な視点が必要。 ○人員配置は、それぞれの機関が担う機能や配置状況等を踏まえ、市町村において検討。これまで各機関が地域で果たしてきた役割が継続的に担えるようにすることが必要。
財政支援	○以下の機能の確保に必要な経費について一括して交付することを検討すべき。 ・属性毎の相談支援の機能 ・多機関協働の中核の機能 ・継続的につながる機能	○既存の地域資源に対して活用方法の拡充を働きかけるなど、地域資源と支援対象者との間を取り持つ機能に必要な経費に対し、国として財政支援を行うことを検討すべき。 ○拡充に要する費用負担についても、既存の制度での対応が困難な場合には、参加支援の機能の一部として補助できるようにすべき。	○市町村内の支援体制として、場や居場所の確保支援及び地域づくりのコーディネート機能の確保に必要な経費に対し一括して交付することを検討すべきである。
その他	○特定の相談機関や窓口が全てを丸抱えするのではなく、適切に多機関協働を進め、市町村全体でチームによる支援を行うもの。	○既に社会参加に向けた支援を担っている既存制度による支援と十分連携しながら行うことが必要。	○地域づくりにおいては、福祉の領域を超えて、地域全体を俯瞰する視点が不可欠であり、まちづくり・地域産業など他の分野の可能性も広げる連携・協働を強化することが必要。

※ 3つの支援を一体的に行うことによって、本人と支援者や地域住民との継続的な関係性を築くことが可能となり、これらの関係性が一人ひとりの自律的な生を支えるセーフティネットとなる。

3. 本調査研究事業の概要

(1) 本調査研究事業の目的

- 令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業分)「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築に必要な人材育成手法の開発に関する調査研究事業」は、各市町村の包括的支援体制構築を担う人材の育成研修等を都道府県等が行うことを想定し、人材育成研修を開発・実施し、今後各地域での支援体制構築に必要な人材育成手法を開発することを目的として実施するものである。
- 具体的には以下の3つの事業を実施する。

- ①有識者による検討会を設置し、包括的支援体制の構築に必要な人材に求められる機能をもとに、育成に必要な研修構成及びテキストを開発・作成する。
- ②各地域で人材育成を実施するための手法を検討・開発する。
- ③研修をモデル的に実施(全国1箇所程度)し、その効果を検証する。

(2) 本調査研究の実施体制

※敬称略。五十音順

<検討委員会>

(委員長) 坂本 文武: Medical Studio 代表理事(作業部会①②委員長兼務)

(委員) 朝比奈ミカ: 中核地域生活支援センターがじゅまる センター長

阿部 友輝: 大分県福祉保健部保護・監査指導室 主査

池田 昌弘: NPO 法人全国コミュニティライフサポートセンター理事長

加藤 恵: 半田市障がい者相談支援センター長

久保 真人: 川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

古城 亜耶美: 社会福祉法人ゆうゆう 人事・広報・企画担当

高橋 尚子: 一般社団法人 京都自立就労サポートセンター

主任自立就労支援相談員

前神 有里: 一般財団法人地域活性化センター

松岡 克朗: 岡山市保健福祉局保健福祉部 保健福祉企画総務課

<作業部会①(専門職向け教材検討チーム)>

(委員長) 坂本 文武: Medical Studio 代表理事

(委員) 朝比奈ミカ: 中核地域生活支援センターがじゅまる センター長

阿部 友輝: 大分県福祉保健部保護・監査指導室 主査

加藤 恵: 半田市障がい者相談支援センター長

高橋 尚子: 一般社団法人 京都自立就労サポートセンター

主任自立就労支援相談員

松岡 克朗: 岡山市保健福祉局保健福祉部 保健福祉企画総務課

(3) 事業内容

- 育成に必要な研修構成及びテキストならびに各地域で人材育成を実施するための手法の開発・作成
 - ・専門職向け研修実施のための手引き
 - ・地域づくりに関する取組事例集
- モデル研修の実施

令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築に必要な
人材育成手法の開発に関する調査研究事業

**地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築に向けて
市町村における専門職（相談対応）向け研修実施のための手引き
～「断らない相談支援」について学ぶ研修会の企画から実施まで～**

令和2年3月
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
住所：〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2
電話：03-6733-1024
FAX：03-6733-1028

令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業分)
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築に必要な
人材育成手法の開発に関する調査研究事業

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築に向けて
これからの地域づくりに向けて
～地域づくりの実践者による座談会記録～

令和2年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

◆ 目次 ◆

はじめに	1
地域づくり座談会 参加メンバー	3
 ■本座談会の趣旨	5
 ○座談会のまとめ	
■他部署との連携の難しさ	6
【コラム①】実践的なアプローチを通じた地域づくり	7
■人口規模による違い	8
■「地域づくり」という言葉への違和感	8
■地域分析の重要性	9
■目的の明確化の重要性	9
■肩の力を抜いて考える	10
■自治体でのアセスメントの重要性	11
■住民向けのメッセージの出し方	12
■目標設定の難しさ	12
■個別支援と面的支援	13
■「地域づくり」ではなく「まち使い」を育てるという発想	14
■自治体にとっての地域づくり	15
【コラム②】川崎市での大学との共同研究事業を通じた地域マネジメント推進	16
■かつての行政とこれからの行政の違い	18
■行政マンが暮らしの感覚を取り込む方法	19
【コラム③】北海道における「共生型コーディネーター養成研修」の取組	20
■地域づくりに関わる人材とは	21
■つながれない人たちへのアプローチ	24
■地域の声を聞きに行くことの重要性	25
■地域の本当のニーズを知ることの難しさ	26
■行政とNPOの関係性の変化	27
■行政内での情報共有の重要性	28
■ミクロとマクロの視点を行き来することの重要性	29
■他部署連携の具体例	30
■現場の職員間でつながりが生まれるための仕組みづくり	31
■行政と地域住民との関係性	32
【コラム④】「地域のお宝」探しによる支え合い推進	33

■楽しく・仲良くをキーワードにする.....	34
■長期的な視点での関わりの重要性	34
■厚労省の最終とりまとめへの意見	35
■「公共性」の再考の必要性	35
■多面的な立場で考えるために重要なこと	36

はじめに

- 令和元年12月26日、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」の最終とりまとめが行われました¹。この中で、市町村における包括的な支援体制の整備の在り方として、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行うこととされています。
- 3つの支援のうち、「地域づくりに向けた支援」では、住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援（場や居場所の確保支援）と、ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能（地域づくりのコーディネート機能）が求められています。
- こうした支援や機能を充実させる取組は、すでに様々な地域で実践されています。そこで、これからの地域づくりに向けたヒントを得るため、地域づくりの実践者にお集まりいただき、座談会を開催いたしました。
- 本記録は、座談会で語られたことをまとめたものです。地域づくりの実践者によるこれまでの実践内容の紹介や、これからの地域づくりに求められるポイントを整理しています。
- 地域づくりの担い手である住民や自治体職員、地域で活動する多様な主体（NPO、社会福祉法人など）、地域関係者（産業分野、まちづくり分野、金融分野など幅広い関係者）が、これからの地域づくりを考える際のヒントとなれば幸いです。

¹ 厚生労働省「「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000213332_00020.html（令和2年3月31日確認）

地域づくり座談会 参加メンバー

令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築に必要な人材育成手法の開発に関する
調査研究事業

【進行】

■作業部会①②委員長

Medical Studio 代表理事

坂本 文武

【発表者】

■作業部会②（地域向け教材検討チーム）委員

NPO 法人全国コミュニティライフサポートセンター理事長

池田 昌弘

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

久保 真人

社会福祉法人ゆうゆう 人事・広報・企画担当

古城 亜耶美

一般財団法人地域活性化センター

前神 有里

■作業部会①（専門職向け教材検討チーム）委員

中核地域生活支援センターがじゅまる センター長

朝比奈ミカ

大分県福祉保健部保護・監査指導室 主査

阿部 友輝

半田市障がい者相談支援センター長

加藤 恵

一般社団法人 京都自立就労サポートセンター

主任自立就労支援相談員

高橋 尚子

岡山市保健福祉局保健福祉部 保健福祉企画総務課

松岡 克朗

【オブザーバー】

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

包括的支援体制整備推進官（地域共生社会推進室 併任）

鏑木 奈津子

【事務局】

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

※以下の原稿には本委員会での議論内容も一部含まれます。

■本座談会の趣旨

<坂本（Medical Studio）>

今回の事業では、専門職向け人材育成と同様、地域向け人材育成についても基本的には教材を作り、パイロット実施をし、手引きを作ることを成果物として想定していました。しかしながら、そもそも地域づくりに関わる人材育成って誰を対象に言っているのか、何を目的にしているのか、よくわからない。これまで各自治体でもいろんな取り組みをしていて、いろんな制度の下でかなり取り組んできているこの地域づくりというテーマに対し、あらためて地域共生の文脈で、地域づくりに関する人材育成って何のことを言っているのかという、そこら辺の交通整理がやっぱり難しいという話になりました。既存のものとも違う、いや違わなくてもいい、これは県がやるのか、やっぱり市町村がやるんだよな、でも市町村はいろいろとやっているじゃないか。しかもこれは組織向けなのか個人向けなのか。いろんな議論があって、フォーカスが絞れませんでした。

ということで、いったんは、事例集を作って取りあえず配布するところまでを今回の目的にしようということになりました。地域づくりに関する人材育成は、多種多様な取組がなされている。たまたま今回も部会にいらっしゃる方々が、それぞれカラーの違う関わり方をしていて、お取組の実績があるので、それぞれの実績を聞かせていただいて、こういう目的でこういうやり方がありますという幾つかの参考例を出していこうかということです。

ただ、事例集にしたって、この手のものはこれまでにいくつか作られている。それだけだと現場に落ちないので、これまでの考え方とかこれからの考え方について、なんかみんなで座談会をして収録したらどうかという話になりました。そこで、本日これから2時間かけて、みんなでああだこうだ言って、忌憚のない意見まで収録して配布してみようかなというところが、今のところの進捗です。

まず、久保さんにお伺いしたいと思います。今、川崎市の担当として、どういう情報を受け取ったら役に立ちますか。



（左より、久保さん、前神さん、古城さん、坂本さん）

■他部署との連携の難しさ

<久保（川崎市）>

地域づくりやコミュニティづくりといった施策については、庁内の他部署でも取り組んでいます。こうした部署間での役割分担が難しいという状況があります。

<松岡（岡山市）>

他部署との連携のヒントがほしいですね。今回の厚生労働省が出した最終とりまとめでも、地域づくりのところって、プラットフォームとかなんかいろいろ書いてありますけど、やっぱりその新たなアクションを起こすようなやり方とあって、自治体からすると悩みどころです。福祉だけでなく他の部署でもやっているものに関して、どういふふうに連携していくのかといったところのヒントがあるといいんだろうなあと。

もう一つ感じているのは、事例集って山ほどあるんですけど、きれいにまとまりすぎているということ。どこで苦労したとか、どこがボトルネックで、どうやったら突破できたのかみたいなところが意外と書かれてなかったりするんです。実際の取組にはいろいろな苦労があるじゃないですか。泥臭いところとか、こういう視点でこことこうつながって、といった具体的な話。それが思ったように働かないけど、なんか違うところでうまくいったみたいなのところもあるじゃないですか。そういうエピソードとかあるのが、すごくいいんじゃないかなあと思っています。



（左より、松岡さん、
高橋さん）

<前神（地域活性化センター）>

わたしは、自治体職員に向けて地域づくりに関するさまざまな研修を行っています。そのうちの大半が、庁内連携を進めるにはどうすればよいかというテーマです。自治体では、これまで自分たちがやっていることに周囲を巻き込むというかたちで協働の仕組みをつくろうとしてきました。そのため、「地域共生社会」といわれてもなかなか他部署とのつながりをもつということがしんどいのだと思います。相手の領域に少しずつ関心を持てば、自然とつながれるよねということで、「関わりしろ」をつくっていくような仕掛けづくりをしています（コラム①参照）。事例集にしてみると、どうやって関わりしろをつくっていったかの話よりも、その事例の中身がどうやってうまく進んでいったかの話になってしまうので、そこが見えなくなるんだと思います。

【コラム①】実践的なアプローチを通じた地域づくり

●取組の経緯●

特定の中心人物がそれ以外の住民を巻き込んで行う「リーダー・フォロワー型」の地域づくりから、一人ひとりが主体となって、興味や関心に基づいて結びつく「共感型」の地域づくりへの転換期を迎えているのではないかと感じていた。「共感型」の地域づくりであれば、住民自身が自らのやりたいことを叶えることができるだけでなく、住民同士が結びつく中で、新たな価値を創発することができる。こうした考えのもとで、自治体職員や住民向けの研修を実施している。

●取組内容●

研修にはいろいろなタイプがあり、地域の状況に応じて作成しているが、共通するのは自分たちの地域を振り返る作業をしてもらうということである。このとき、課題解決というフレームを持つと、一見すると課題を抱えていないような人たちへの支援が見逃されてしまう。実はそうした人たちこそ、制度では解決できない課題を抱えているかもしれない。そのため、課題を掘り起こすという視点ではなく、自分たちの地域や地域住民について振り返る機会を設けることが有効である。

●取組のポイント●

研修を行う際は、発言しやすいような仕組みをつくるようにしている。答えやすい簡単な質問を用意するだけでなく、色刷りした紙を掲げることで賛否を示すなど、まずは発言のきっかけをつくっていく。研修が始まり、住民がどのような意見を持っているか把握したら、その場で話題を要請するようにしている。スライドにテキストで書きこんでしまうと、臨機応変な対応が難しくなるので、写真を中心としたスライド構成を心掛けている。

「他の人」や「他の地域」に目を配るような話題提供にも気を付けている。ある地域での研修では、広域連携の地域づくりをすすめるために参加者には自分の地域ではなく、他の地域について感じていることを話すようにしてもらったところ、自分の地域が外からどう見えているのか、外に発信している伝えたいメッセージは伝わっているのかなどがわかる。また、そうすることで、生活圏域での実感が意識されるようになり、資料として提示した RESAS や地域経済分析等の地域の様々なデータと組み合わせることで心を動かすことができる。

■人口規模による違い

<前神（地域活性化センター）>

こうした連携のしやすさは市町村の規模によっても違うと思うんです。町村なのか、一般市なのか、一般市でも人口5万人未満なのか10万～30万人未満なのかで、アプローチは違ってきます。意外と東京23区と地方のほどほどの規模の自治体とでやり方があったりすることもある。なので、どういう機能を持っている自治体であればこんなやり方がやりやすいとか、こうしたところを工夫したほうがいいとか伝えられるといいんじゃないでしょうか。

<松岡（岡山市）>

前神さんのおっしゃる人口規模って、まさにそのとおりだと思うんですけど、一方で、5万10万とか政令市クラスとかの人口規模では、あまりきれいに分けられないんじゃないかという気もしています。実際に地域づくりに関わる取組をやっていると思うのは、タイプは違えど応用できる場所は結構あったりするということです。自治体職員は、人口規模が違うから、全然参考にならないということをよく言うのですが、別にそれがそのままあてはめられるわけじゃなくても、エッセンスをちょっと抜き出してというやり方はできる。

逆に言えば、前神さんとかが今まで関わってきた自治体に対して、こういうふうなアプローチをしてきたといった話が出てくれば、それでいいのかなあと。それをどういうふうに取り受け、どう使うかというのは受け取り側次第。そこはもう、その自治体の応用力かなとは思っています。

■「地域づくり」という言葉への違和感

<前神（地域活性化センター）>

厚生労働省の地域共生社会推進検討会の最終とりまとめを何回も読ませてもらったんですけど、ずっともんもんとしています。厚生労働省が、自分たちが分からなかったことを、地域づくりという言葉で表記したんじゃないのかとしか取れなくて。共生や地域づくりといった言葉は、いろんな手あかが付いてしまって、人によって全然取り方が違うものになっている。専門職というのは、何が専門かが明確になっているので、非常に分かりやすいんです。それ以外の人たちのことを、雑多に地域づくりとただ表現しているだけじゃないのと感じました。

地域づくりの中でも、ハードから入るような地域づくりもあるし、ソフトから入る地域づくりもあるし、入り口が何でも地域づくりになると思うんです。実践者それぞれが、地域がどんな状態になったらいいと思って地域づくりに取り組んでいるのかという

ようなことが、それぞれの異なるイメージとして出てきてもいいと思うので。地域づくりを一つの方法で語るといことは気持ちが悪いんです。

<坂本（Medical Studio）>

最終とりまとめ（概要）のP.18,19において地域づくりの事例としてとりあげられている内容をみると、地域づくりの担い手としては、意欲のある個人、地域団体、コーディネーターなどさまざまです。どこかに焦点を当てると、教材や手引きみたいなものは作りやすいんですけど、今回そこまで絞ってないというのは、議論を難しくしたなと思うんです。とはいえ、幅広いテーマであることは、もう宿命みたいなものなので。

■地域分析の重要性

<加藤（半田市障がい者相談支援センター）>

行政宛てに何かメッセージを送るとしたら、自治体職員は、まず現時点で誰と誰とがつながっているか、役所内外を含めて、一回そうしたことを振り返るような場をやるべきだと思います。

そのうえで、地域住民が感じている地域課題の分析が重要だと思います。私は社会福祉協議会という団体にも一応属しているんですけど、地域住民と行政マンの感じている課題意識というのは結構違うんです。その辺ができると面白いのかなと。

また、福祉と商業、福祉と農業などの、異なる分野同士を掛け算したアイデアを出し合う場づくりもあるといいですね。

あと、地域のどんな人や団体とつながるとよいのか、どこに出向くとどんな情報を得ることができるのか、といったアイデア集があるとよいのではないのでしょうか。行政の人は、法律に書いてあることを読み込んだり、事例集から好事例を拾ってくるということとはできるんです。一方で、わがまちの等身大の姿に当てはめることと、**どこが自分の地域でのつなぎ先かということを知ることができていないことが課題**なんです。そのできていない部分についてのアイデアがあるといいのかなと思っています。

■目的の明確化の重要性

<高橋（京都自立就労サポートセンター）>

最終とりまとめからは、そもそも何のために地域づくりを目指すうえでの人材育成の議論なのかということが、あまり感じ取れませんでした。それがずっともやもやしていて。今回の座談会でも、それぞれ皆さんご活躍されている人たちばかりなので、各々の言っていっちゃることはすごくよく分かるんですけども、だから何ですかみたいな話にならないかと。報告書を受け取った人たちがそれをどう使うんだろうと、本当にますます分からなくなっています。

厚生労働省としては、自治体主導で地域づくりを進めるということですけど、これまで自治体主導でやってきて成功した地域づくりなんてあるのかなあと考えていて。むしろ、私のイメージ的には、最初に音頭を取るのは自治体かもしれませんが、やはり本当の地域づくりというのは、**住民による住民のための地域づくり**だと、ずっと思っているんです。

私たちも地域で検討するときは、何を指すのかという大きな柱がちゃんとあった上で、具体的な活動が検討されています。今回の最終とりまとめからは、そういうものが全然見えてこない。私の理解が低いのかもかもしれませんが、何かしらせっかくだったら、これだけの人がいらっしゃるので、私にでも分かるようなものがあればいいのにと感じた次第です。

<坂本（Medical Studio）>

いずれにしても、地域共生というときには、行政の考え方の転換はもちろん、目的の据え方、立ち位置、出口の戦略なども含めて、ちゃんと検討していかないといけないということですね。

■肩の力を抜いて考える

<前神（地域活性化センター）>

厚生労働省から出てくる図を見ていると、何々のためにくっつけましょうみたいな、「ねばならない」系のくっつけ方がすごく多い。思惑がすでにあるものに乗って、気持ち悪いじゃないですか。なので、もう少し役所の人に教えたいというか知ってほしいのは、肩の力をもうちょっと抜いていいというところ。カチカチになって入ってきたら、役所が来た瞬間に空気が変わってしまうんです。失敗は許されない人みたいな空気で入ってこられるのが、一番地域の中では迷惑だったりする。

今、いろんな自治体で未来ラボみたいなことをやるのが流行っているでしょう。若い人から高齢の人までいろんな人が集まって、地域のこれからを議論するような場です。ただ、こうした参加者は、大体ある程度の社会的な地位がある。逆にいうと、そうした社会的地位がないと意見も言えないような場で、地域のことが行政のもとに決められている。地域共生って、それじゃ駄目だと思います。いろんな人がいろんなところで自分の思いを語れる場というのをつくる必要がある。それは、行政がつくる場ではないかもしれない。行政はその場に出ていくだけで、一住民として聞いているだけでもいい。行政の掲げる、啓発するものに、住民が付いていくやり方じゃなくて、逆に**住民に行政が溶け込んでいく**ことが、地域づくりで一番重要だと思います。行政は、巻き込まれなきゃと思っていちゃ駄目なんです。自分が共感していかなくちゃ。

この間、地方公務員向けの研修で驚いたことがありました。ある受講者が、公務員はマイナスをゼロにはするけど、マイナスからプラス、ゼロからプラスにするような仕事

はしない。税金でやる仕事だから、ゼロまでもってきたら、それでいい。ゼロから先は、市民がより良くすべきであるという意見を言っていたんです。

マイナスからゼロにするということはごもっともなんですけど、でもやっぱり、これからはプラスにしていくこともすごく求められています。それは必ずしもお金を使ってすることだけじゃなくて、いろんなアイデアとかいろんなものと人、ことが掛け合わさって生まれてくるものである、ということを知らない職員がいるんだと、衝撃を受けました。

<坂本（Medical Studio）>

確かにお金や人員を使わなくても、楽しくクリエイティブにできることがあるということは、伝えてもいいかもしれないですね。行政マンはどうしても予算がないからできませんとか、そういう発想になって止まっちゃうので、そうじゃないんだということは、ちゃんと言ったほうがいいですね。

■自治体でのアセスメントの重要性

<坂本（Medical Studio）>

阿部さんは先ほどの加藤さんのお話にうなずいておられましたが、どのような点に共感しましたか。

<阿部（大分県）>

まずは自分の地域の状況を知る必要がある、という点に共感しました。大分県では、市町村職員向けの研修を行う際、まず自分の地域の課題は何か、なぜ地域づくりが必要なのかというところから始めます。そうした分析を踏まえた施策が、最終的に地域福祉計画等として形になるのが理想的ではないでしょうか。

うちの地域はこのためにやるんだという視点がもてないと、いろいろと取組事例を紹介したとしても、どの事例を参考にしていかわからないと思うんです。

また、事例を紹介してもらう際には、**取組に至るまでのきっかけ**みたいなところを詳しく知りたいですね。また、厚生労働省のほうで持っている事例もたくさんあるので、それぞれの対象・目的・成果を一覧にして、参考になるものを探せるような仕組みができるといいなと思います。

■住民向けのメッセージの出し方

<前神（地域活性化センター）>

大事なのは、これまでの常識とかやり方から一度離れてみるということなんじゃないかと思います。これまでの地域づくりは、地域のためとか、社会のためとか、何かのためにがんばる人たちを応援しようというメッセージが多かったと思います。そうすると、絶対に取り残される人や排除されていると感じる人が出てくるんです。何か役割をもって地域に貢献することが大切というよりも、**あなたがそこにいることが地域への貢献**なんですという受け取り方ができるようなメッセージでないと、地域共生には結びつかない。ある別の人材育成の検討会にも出ていたんですけど、そちらではとてもマッチョなメッセージを看板に掲げようとしていて、それでいいんですかという話をしていました。特に、この地域共生社会は厚生労働省が発するメッセージなので、誰かが取り残される感覚を受けるようなメッセージは絶対に出したくないと思っています。多くの人は、地域での暮らしが少しでも幸せを感じられるようになるといいね、ということを願って地域づくりに取り組んでいる。そうしたところに、行政がマッチョに入っていない方がいいと思うんです。

<坂本（Medical Studio）>

確かに、行政目線では、居場所づくりというと運営側にしか目が向かないけれど、そこに参加する普通の市民だって、居場所づくりや地域づくりに貢献する人なんだということですよね。どんな参加の仕方でもよくて、それほど肩肘張って考えなくてもいいんだということは大切だと思います。

■目標設定の難しさ

<前神（地域活性化センター）>

居場所づくりも、行政が何かをやろうとすると、必ず居場所を何力所つくったか、何人が利用したかという話になる。数を知りたいのはわかるんですけど、それが目標になってしまうのはどうなのか。

<久保（川崎市）>

それは行政が地域づくりをやるうえで一番はまりやすいパターンだと思っています。どうしても数値目標にしていまいがち。職場の中でも、そうならないためにどうしたらいいかという話をしているんですが、なかなか答えが見当たらない。どうしても地域に広めようとする、ある程度パターン化しなきゃいけないということになる。その兼ね合いをどうするかということは、課題だと思います。

<前神（地域活性化センター）>

行政では、何かをつくることに主眼を置くよりも、**住民同士が応援し合う関係性をどう引き出していくかが、これからの地域づくりには必要かな**という気がします。その関係性は、必ずしも自分の生活範囲だけでなくてもいいんです。今は、いろいろな地域で仕事をしている人もいっぱいいるので、全く違うところ同士がつながっていくことも考えていく必要があるのかなと。

■個別支援と面的支援

<古城（ゆうゆう）>

自分が楽しいから始める活動がある一方で、特に福祉の文脈では、困難を抱える人に対して、その人のためにこういうつながりをつくっていきたいという思いから始まる活動もあると思います。地域づくりって、**要はひとりのために始まること**なんですという、看板の掛け替えみたいなことができるといいのかなと思います。行政は、そのサポートを担うというイメージです。

<久保（川崎市）>

そこがすごく悩ましいなと思っていて。福祉部局としては、そうした関わり方が一番大事なんだろうなと思っています。一方で、住民自治やコミュニティ行政を担っている部局では、住民主体の活動を応援するということを大事にしている。そうした前提の違いをどうやって整理するのがよいのか悩んでいます。

<坂本（Medical Studio）>

個人的には、個別のニーズに対応することで、それに関わった人のネットワークをつくり、他のニーズに対応できるようになるという意味では、個別支援が、行政が持つ公平性の原則にもっともかからないやすい考え方じゃないかなと思うんです。面的に広く取りくんだものの、結局何も救えませんでしたという話よりは、個から始まることが、これからの時代はもっと大事なかなと。

<前神（地域活性化センター）>

「面的にやって、結局誰も救えませんでした」というところをもう少し掘ったらおもしろいと思っていて。福祉に長く関わる方に、地域づくりに関して説明すると、そのようにおっしゃる方がすごく多いんです。ただ、その中でも、いろんな人と出会い対話ができる場や、思っていることが言える場みたいなものがあることで、自由に話せるという人もいます。ターゲットがしばられてしまうと、自分はそのカテゴリーに入れられてしまうのか、とショックを受けて相談できなくなってしまう人もいますので、そうした個別支援の難しさを乗り越えるためにも、広い面的な取組って、絶対必要だと思います。

また、そうしたなんでもありの場には、濃い人からあっさりした人まで混ざっていることも重要です。地域ってもともといろんな人がいるところなので、行政が仕掛けていくときも、そうしたことを意識する必要があると思います。

<松岡（岡山市）>

個別支援と面的な支援はどちらもあっていいと思うんです。個別支援って、福祉側からするとわかりやすいんですけど、他の部局にはなかなか伝わらない。それは福祉部局の仕事だろうって言われるんです。それで、福祉部局は孤立してしまう。だから、今前神さんがおっしゃったような話も、福祉部局での地域づくりにもどんどん盛り込んでいくべきだと思っています。アプローチとしては個別支援だけでなくこういった方法もあるよ、という感じで。

自分は、岡山市で市民協働部局や教育委員会と一緒に地域づくり交流会というものをやっているんですけど、始める際、何のためにやるのかということですのでごくもめたんです。結果的に、私が出した結論は、皆さんそれぞれ目的は違っていいから、まずはやってみませんかということ。それで、今は環境やまちづくりをやっているいろんな NPO も含めて、ごちゃまぜの交流会をやっています。行政はその場を設定するだけで、あとはご自由にという感じです。その経験から、地域づくりはいろんな目的があっていいんじゃないかなと思っています。

■「地域づくり」ではなく「まち使い」を育てるという発想

<高橋（京都自立就労サポートセンター）>

わたしはまちづくりの現場にも関わってきたんですけど、行政につぶされてきたという感覚がすごくあるんです。それをまた行政が主導して、何とかしようとしているということに、腹が立つというか、何がしたいのかわからないというか。地域づくりという割に、何を作り出そうとしているのかがまったくわからない。それならば余計なことはあまり言わないでほしいなと思うことも多いんです。

わたしは、最近はあまり地域づくりという言葉を使わないようにしています。地域をつくるというよりは、わがまちを上手に使える「まち使い」を育成していこうと思っています。前神さんもおっしゃっていたように、地域にはいろんな人がいて、力を持っている人、そうでない人、土の人、風の人、いろんな人がいて、だからこそ地域みんなで何かができるということがあるので。あと、地域づくりというと、新たに何かを作り出さなければいけないんだ、というイメージが先行してしまっている人も多いけど、そうじゃなくて、既存のものをどう守り、どう改善するかということを考えていく必要があると思うんです。

<前神（地域活性化センター）>

わたしも、言葉の使い方はすごく大事だと思っています。言葉って、人を喜ばせることも落胆させることもあるので、今回はこういった意図でこの言葉を使っているということをはっきりと伝えないといけない。そうでないと、その言葉を受け取ったとき、人によって違った受け取り方をされて、本来の意図が失われてしまう。ちょうど、事例が事例集としてまとめられた瞬間に死んでしまうように。それはすごく嫌だなと思うんです。

■自治体にとっての地域づくり

<坂本（Medical Studio）>

地域づくりに行政が関わる意味、特に人材育成を通して行政が関わる必要性について、どう読み解くのか皆さんに話を聞いていきたいと思います。久保さん、いかがでしょうか。

<久保（川崎市）>

職場内の理解ということだと、たとえば高齢者を見守る人を少し増やすとか、閉じこもりがちな高齢者の人に少し表に出てもらうといった話のほうが、理解を得やすいのかなという印象は持っています。

川崎市では、地域に出て地元の人と課題の共有をし、「地区カルテ」を作ってみようといったことをやっています（コラム②参照）。その中で、地域の人から出てくる課題としては、やっぱり高齢者のことが出てきやすい。そういったことからすると、高齢者に関する課題をテーマとして取り上げて、うまく一緒にやれませんかということを投げかけるほうが、住民の側にも話を聞いてもらいやすいのかなという気がします。

【コラム②】川崎市での大学との共同研究事業を通じた地域マネジメント推進

●取組の経緯●

川崎市では、2016 年に「地域包括ケアシステム」というキーワードの元、高齢者だけでなく、子育て世代や複合的な課題を抱える住民すべてを対象とし、地域での生活を支援するための取組を開始した。そこで、市内を 40 地区以上に再編し、区役所保健福祉センターに「地域みまもり支援センター」を設置するとともに、高齢福祉・児童福祉・障害福祉という分野ごとに分かれていた保健師について、地区別の担当制とした。

これを機に、地域みまもり支援センターを中心に、区役所内で連携して地区ごとに「地区カルテ」を作成し、地域づくりに結びつけるという構想が生まれた。また、地域包括ケア推進室の担当者が東京大学高齢社会総合研究機構とのつながりを持っていたため、大学とも連携し、共同研究事業として取組を行うことになった。

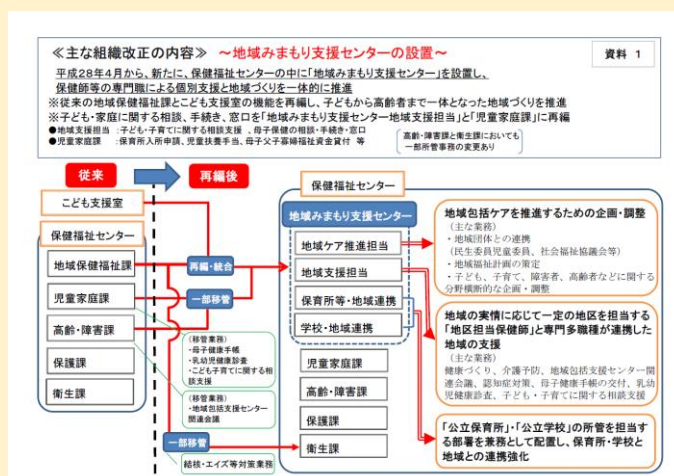
●取組内容●

地区カルテの作成を行うにあたって、まず各区の職員に対し、地域マネジメント導入支援のための研修を実施した。そのうえで、住民を対象としたワークショップ等を通じて意見交換や情報共有をはかり、地域の課題を抽出して地区カルテを作成している。地区カルテ作成後は、課題解決のための取組を立案し、PDCA サイクルを回したうえで、効果や課題を検討している。

●取組のポイント●

研究機関と対等なパートナーシップの元で事業を行い、最終的には研究者の力を借りずとも、市職員のみで地域づくりを行えるように取組を継続している。

図1 川崎市 地域みまもり支援センターの概要



※平成 31 年 4 月に、改めて組織改編を行い、保健福祉センター全体を「地域みまもり支援センター」に改編。
(出所) 川崎市

<坂本（Medical Studio）>

なるほど。前神さんはいかがですか。これまでもいろいろと行政による地域づくりって行われている中で、最終とりまとめではまた地域づくりが重要と言っている。いまさらやるとなると、どのような位置づけにしたら整理しやすいんでしょうか。

<前神（地域活性化センター）>

地域は常に変化していくものなので、地域づくりという概念や、必要となるアプローチも常に変わっていくと思うんです。行政は、そうした変化に対応することがそもそもの仕事なのではないでしょうか。民間企業は、営利を追求していかないと会社そのものがなくなってしまう。一方、役所はその自治体がなくなる限りにそこにありつづけ、住民のあらゆる生活にコミットしている。そのため、役所の人にしかできない地域づくりっていうものもあると思うんですよ。まだ顕在化していない、周りから理解がないようなことにもアプローチできるし、誰ひとり取り残さないという姿勢で取り組める。そうした意味で、役所にしかできないことって、まだまだいっぱいあるのではないのでしょうか。

<古城（ゆうゆう）>

第1回の作業部会で坂本さんがおっしゃっていたことですが、今回、厚生労働省が地域共生社会の一環として地域づくりを出してきたということはどういうことを考えると、これだけ多様で複合的な課題を抱えた人が多いという全国的な状況の中で、地域としてその一人ひとりにどう向き合うか、何をすべきなのかということなのではないでしょうか。そうしたところでオリジナリティーを出していくことが、これまでの地域づくりと異なり、地域共生社会の文脈で地域づくりを語るの意味なのではないかなと感じています。

<前神（地域活性化センター）>

これまでの困りごとに寄り添う福祉サイドのやり方ではアプローチしてこなかったところとどうつながっていくのかということが、すごく大事だと思っています。岡山市での専門職向け研修をみていて感じたのですが、同質の意見を持った人だけで集まって、ワークをやって、分かったつもりになってしまうことが一番怖いと思うんです。地域共生社会についてよく言われるのは、高齢者だけでなく、障害者、子ども、いろんな問題がつながっているよねということ。だから分野別ではなく共生なんだよという絵が描かれています、それ以外のアプローチってなかなか出てこない。もうちょっと裾野を広く見ていった方が違うことに気がつくと思うんです。せっかく行政は様々な分野を扱っているんだから、その広さを活かして考えていくということが、地域共生の中での地域づくりの意味なのかな、と思っています。

■かつての行政とこれからの行政の違い

<坂本（Medical Studio）>

みなさんのお話を伺っていると、行政と地域づくりの関わりを考えていくと、かつての行政とこれからの行政って、ずいぶん違ってくると思うのですが、久保さんはそのあたりどのようにお考えですか。

<久保（川崎市）>

ちょっと堅い話になってしまうかもしれませんが、これまでの行政による地域づくりって、昭和 50 年前後に総務省がいていたコミュニティ行政のイメージが一般的だと思うんです。自治体をいくつかのエリアに区切って、その区切りごとにコミュニティセンターを建て、住民自治組織をつくり、住民自身で地域のことを考えてもらうという視点で取り組んできた。そういう視点ももちろん大事なのですが、ここまでずっと話が出ているような、個人の困りごとに寄り添って地域の課題を洗い出していくといったところに、どうやって行政として関わっていくかがこれからの課題なのかなと思っています。

今までは、住民が積極的にやってくれるなら、行政はなるべく後ろに下がって、何なら関わらない方がむしろいいみたいなのところもあったと思うんです。だけどこれからは、住民の意向も尊重しながらも行政が関わらないといけない部分が出てきている。その中で、住民が関わってほしいと思っているところと、行政が関わらなければならないと思っているところが一致しているかどうかを探っていく必要があるのかなと思います。

<坂本（Medical Studio）>

行政が強すぎると市民が育たないと言ったりもしますよね。行政って、これからどういう機能を果たしていくべきなんでしょうか。先ほど、街づくりを行政が主導するのはおかしいという話も出ていましたが。

<前神（地域活性化センター）>

行政という組織はあるけれども、そこで働いている一人ひとりが個人として、もう少し暮らしの感覚をもつということが重要だと思います。自分は土木担当だから 24 時間土木のことしかみていません、福祉の中でもこの分野が対象だからここしかみていません、というのはいびつですよ。でも、実際に自分の担当分野しか見えていない人がたくさんいるのも事実なんです。もっと、一個人が暮らしの感覚をもてるような役所の働き方を考えていくことも大事だと思います。

福祉の側からみると、どうしてもうまくいっていないこととか困りごとを課題として取り上げがちですよ。でも、本人からするとそれは全然困っていることじゃないのに、ということもある。課題をひとつ掲げてしまうと、それを解決することしか見えなくなってしまう。本当は、いろんな人が間に入っていくとか、その人がやりたいことを

実現するとか、そうしたことが大切で、課題の解決だけが優先ではないこともあります。課題の解決ではなくて、少しでもその人の幸せ度が上がることが重要というか。役所も、自分の仕事だけをみていると課題がいっぱいあって大変というけれど、よそつながって、一緒にやる中でうまくいくこともある。地域共生というのは、**いろんなものがまざりあう**ことで、良さを引き出し合っていく社会だということを、もっとみんなで実感できるようになればいいなと思います。

<坂本（Medical Studio）>

前神さんがおっしゃるように、暮らしの感覚を活かすって大切だと思うんです。とはいえ、これまで行政マンって公私をはっきりわけることによって仕事の中立性を確保してきたという面もありますよね。そうしたところから、どう転換できるんでしょうか。たとえば当事者の意見を聞くためにあの団体のところに出かけてきます、といったときに、その必要性を認めてもらえない状況もある。忙しいときに何を無駄なことを、といわれることもあるでしょうし、特定の1団体に肩入れするのは何事だ、という話になることもある。こうした状況はどう変えていけばいいんでしょうか。

<久保（川崎市）>

業務外の活動ということであれば、みんながみんなに強要はできないけれども、業務+αのことについて勉強するということはあるかと思っています。ただ、それを仕組みに入れるのは難しい。また、いい事例や刺激を受けそうな人の話を聞きに行くということは、職場としてそうしたことを受け入れる土壌を育てていくための働きかけをしないといけないのかなと思っています。

■行政マンが暮らしの感覚を取り込む方法

<坂本（Medical Studio）>

暮らしの感覚や新しいアイデアを行政マンが取り込むための方法について、古城さん、何かアイデアはありますか。

<古城（ゆうゆう）>

行政だけでなく、福祉サイドでもいろいろな法人がこうした悩みを抱えておられると感じます。そんな中で、北海道で共生型コーディネーター養成研修というものを実施しました（コラム③参照）。この研修では、毎回こんなことをやったらいいんじゃないか、という企画を作り、その都度実際に地域の人に聞いてみて、最終的にひとつのプランをつくっていくということをやりました。この研修では、いろんな人に会いに行くということを義務づけていたので、参加者も「研修でやれっていわれたのでちょっと話を聞きに行ってきます」ということがやりやすかった。そうした仕組みづくりについては、行政でも研修などを通じて応援できるのかなと思います。やはり、実際に人に会い

に行って出会いを広げていくということは、地域で何かをやろうと思ったときに大事なポイントであると思っています。

【コラム③】北海道における「共生型コーディネーター養成研修」の取組

●取組の経緯●

北海道では、住民同士の支え合いを促進し、障害者や高齢者も一住民として役割をもって活動できる「共生型地域福祉拠点」の設置が推進されており、その一環として、拠点において取り組みのコーディネートを行う「共生型コーディネーター」の企画運営力等の養うための研修を道内各地で実施した。

(参考 URL→<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/kyouseigata.htm>)

●取組内容●

全 5 日間の研修で、「共生型」の基本理念や協働のためのファシリテーションスキル、企画作りの実践や、企画のブラッシュアップのための相互メンタリングなどを実施。

前半 2 日間は連続した日程で行うが、後半 3 日間は 2 週間～1 か月ごとに開催し、空いている期間中に、実際に所属組織内や地域に学んだ内容やアイデアを共有したり、地域ニーズのヒアリングを実施したりするなど、企画実現に向けた実働を義務付けている。

●取組のポイント●

企画作りのプロセスを研修に組み込むことで、「学んで終わり」ではなく、講師のアドバイスを得ながら「学びながら実際にアクション出来ている・何らかの動きがスタートしている」状態に受講者が身を置くことが出来るようになっている。

取り組む過程で、さまざまな地域の方との新しい出会いや、今まで知らなかった地域の一面を受講生が知る機会が多く生まれている。

<坂本（Medical Studio）>

あとは、**当事者に議論に参加してもらう**ということも重要でしょうか。行政の会議で、何かの課題を議論しているとき、肝心の当事者がいないということも多いですもんね。そのあたり、川崎市で何か工夫されていることはありますか。

<久保（川崎市）>

たぶん、いろいろな会議で少しずつやっていると思うんですが、オフィシャルではない形でどこまで聞いているかというとなかなか難しいところもあるのかなと。意欲のある人は少しずつ接触しているものの、それを集約できていないということもあるのかなと思っています。

<朝比奈（中核地域生活支援センターがじゅまる）>

質問になってしまうのですが、行政の職員はオフィシャルとプライベートをどう使い分けているのでしょうか。わたしの知人に、福祉分野の行政職員で、プライベートでは市民活動に関するカメラマンをやっているという人がいます。その人は、認知症のイベントから環境系のイベントまで、とにかくいろんなイベントに呼ばれていて、幅広いネットワークを持っておられる。その人に、生活困窮に陥っていたグラフィックデザイナーの方について相談したところ、プライベートでデザインの売り込み先を紹介してくれました。それはオフィシャルではなくプライベートでの支援ということになるのですが、こういった使い分けってどうしてるんだろうと思って。逆に使い分けているからこそもったいないとも感じます。

<久保（川崎市）>

行政にはいろんな仕事があって、介護保険の認定など、きっちりと制度が決まっていて誰がやっても同じアウトプットを出さないといけない堅い仕事と、もう少し柔軟に寄り添わないといけない仕事がある。総量としては前者が相当多いと思うんですが、そうした仕事をどう組み合わせていくかということはずごく難しいなと感じます。堅い仕事は堅くやらないとそれはそれで問題だと思うので。なので、公私を使い分けながら、まずは私領域で柔軟に取り組みながら、認知度が上がってきたら公に近いところでやるといったことは、職員のスキルとも関連があるかもしれないと思いました。



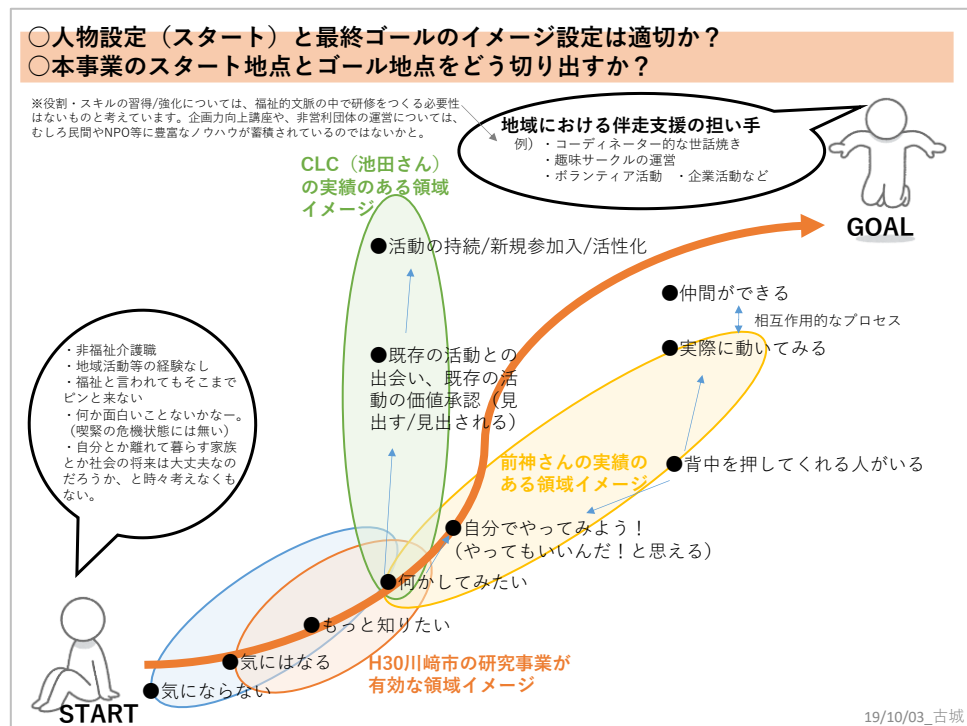
（左より、坂本さん、鎗木さん、朝比奈さん、松岡さん）

■地域づくりに関わる人材とは

<坂本（Medical Studio）>

古城さんの図に話を移しましょう。これを見て、具体的に地域づくりに関わる人材って、どういう種類があって、どうやって育成するのかということについて整理をしたいと思っています。無関心からスタートして、ちょっと意欲のある個人、それが何人かにつながった集団、それが組織化するまで、いろんなパターンがあるんじゃないかと思います。それらに対して、フェーズごとに関わったり応援できるやり方があるのでは、という図だと考えています。これについて、どう思われますか。

図2 地域づくりの担い手の対象設定およびスタート・ゴール



(出所) 古城委員作成

<前神（地域活性化センター）>

「地域づくりの担い手」という言葉に、最大の違和感を覚えます。地域づくりを担うって、すごくハードルが高いんですよ。また、ちょっと話が戻りますけど、行政について公私の区別がどうこうとか定義できると考えるのは古い話で、今はそんなことをしている場合ではない。行政は、人も少ない中で、複雑なことにどう対応していくか必死で考えているんです。そんな状況に対して、役所はこうである、という決めつけのメッセージを出すと、だれも読んでくれなくなってしまう。

自分自身、30年間役所で働いてきて、当時は勝手なことばかりやっていると言われ、周囲から30センチくらい浮いていたと思います。ただ、卒業する時点ではそれが3センチくらいになったかな、という印象です。特に、虐待対応に関わっていたときは、公私を分けずに24時間体制で対応していましたが、今は体制整備がされてきて、そんな時代は終わってしまいました。役所も変わってきているんです。違う業務をインターンで勉強しに行くとか、いろんな現場と体験しに行くとか、おおっぴらにできるのは役所だからこそ。民間企業の人には利害関係があって関われないこともある。役所だからこそ、中立にどことでも関われるわけでしょう。役所も、玉石混交の状態ではあるけれども、なんとか人材確保のために磨かれた石になろうとがんばっている。そうしたところ

に目を向けなくて、国が自治体に対してもっとがんばれというメッセージだけを出すのであれば、出さない方がましだなと感じました。

<坂本（Medical Studio）>

ぜひそうしたことも指摘してください。古城さんは、この図をどんな考えて作成したのですか。

<古城（ゆうゆう）>

この図は、地域づくりの人材育成を対象とした教材を作成するとしたら、ということを考えるにあたり、ターゲットと目的を整理するために、初回の作業部会での議論を自分なりにマッピングしてみたというものです。

<坂本（Medical Studio）>

この図の中で、現状で一番足りていないのはどのあたりだと思いますか。

<古城（ゆうゆう）>

足りていない部分といいますか、これまで前神さんや池田さんが取り組んでこられた、地域でのコミュニティ活動だったり、住民自身のやりたいという思いから始まる活動について、今回の地域共生社会の文脈での地域づくりにどう位置づけるのか、ということとはぜひ皆さんに聞いてみたいと思っていました。

<前神（地域活性化センター）>

わたしは、この図はとてもわかりやすいと思っています。自分はこう思って取り組んでいるけど、他の人から見たらこんな意味を持っているよね、というのが地域づくりのおもしろいところ。地域づくりとか担い手とかいわれなくても、自分がやりたくてやっていることが、他の人から見るとこんなことに役立っているということを知ることができれば、地域づくりのハードルはぐっと下がると思うんです。なので、そうした気づきを得るために、**いろんな人が出会える場所**をつくっていきましょうというイメージで、地域共生社会における地域づくりをとらえていました。すでに農福連携などで、これまでに出会っていなかった分野が会うということは起きていて、そうしたことがさらに進んでいくのかなと。

役所の中でも、人によって地域づくりへの関わりは違うと思うので、自分はこの図でいうとどこに位置するんだろう、他の人からはどう見えるんだろうということを共有する場があると、それだけでも世界が広がるんじゃないかなと思います。思いがけないことが起こるのが人の動きのおもしろさなので。専門職の人にも、こういうことを専門としてやりますというだけでなく、もっと自由に動いていいんだよということが伝わるというのかなと思います。

<坂本（Medical Studio）>

それほど肩肘を張らなくても、地元に関心を持てる人が少しでも増えれば、くらいの話でいいかもしれないということですね。

<前神（地域活性化センター）>

そうですね。同じ地元に限る必要はなくて、他の地域の人と出会うからこそ気づけるものもあったりします。地元だと息苦しいと思っていた人も、少し世界が広がって生きやすくなったりとか。狭いところだけで空気を吸うと苦しい。それが人のつながりができることで、空気の入れ替えがされていくようなイメージです。

<久保（川崎市）>

この図の縦軸は何を意味するのでしょうか。また、緑の円と黄色の円の違いは何でしょうか。

<古城（ゆうゆう）>

縦軸は、どれだけ活動が活発に行われているかということを表しています。また、緑は既存の活動が持続されていたり、活性化されていたりしているもので、黄色は何か新しく始まるもの、というイメージです。

<久保（川崎市）>

ありがとうございます。1回目の作業部会で池田さんがお話しされていたことで、印象的だったのが、**既存の町会などで行われている活動をきちんと評価してあげることが大切**ということなんです。自治体の職員からすると、町会とか民生委員って、地域で何かをやる際にお問い合わせをしたり、声をかけたりと重要な存在です。そうしたところで活動している人たちを再評価するって、すごく大事だなと感じました。おそらく、伴走支援の担い手となる方々の多くは、そうした活動をベースにしている。なので、そうした人たちと、新しい活動に関心がある人にうまくコラボしてもらうということが求められているのかなという印象を持ちました。

■つなげられない人たちへのアプローチ

<古城（ゆうゆう）>

わたしが今ある活動に対して思っているのは、それぞれの地域でコミュニティ単位で活動している方はたくさんいるけれども、そうした活動と福祉が抱え込んでいるニーズとに分断があるということです。結局、自分からつながりに行ける人とそうでない人がいて、そうでない人は永遠にコミュニティに入れないということがそもそもの課題としてある。この地域共生社会における地域づくりといったときに、そうしたところをどうつないでいけるのか、ということに期待をしています。それが**当事者と地域をつなぐ**ということになるのかもしれないですけども。

<松岡（岡山市）>

古城さんのお話でおもしろいと思ったのは、研修で現場の声を聞くことを義務づけているということです。やっぱり背中を押してあげる作業って必要なんだろうなと思って。実際に地域づくり交流会みたいなものをやっていると、自由度は確保しつつも、きっかけも与えないといけないんだなと感じます。場をつくるだけだと、意外と民間の団体同士ってつながれない。本当はこことつながりたいんだけど、ということを聞かないと出てこなかったりする。なので、場をつくった後に、そうした声を聞いて、行政がつなげてあげるということもやっています。自分たちでできるところはいいんですけど、そうじゃない人たちをいかに結びつけるかということは、行政の役割だと思うんです。

あと、行政職員としての関わり方も多様になってきている。たとえば神戸市は、職員の副業を認めていて、職員がNPOの幹部をやったりしてもいいということになっている。そうした流れが出てきているのは事実です。それも要は**背中を押すきっかけ**なんだと思います。そうしたことをつくっていけばいいんじゃないかなと思っています。

■地域の声を聞きに行くことの重要性

<坂本（Medical Studio）>

そうすると、居場所やサロンって、もはや役所主導でつくる必要はないということになりませんか。役所がつくることで業務的になってしまうのであれば、ほしい人がつくったらいいのではないかな。もちろん、これまでにつくられた居場所によって、つながりを持てた人もいると思うので、一定の効果はあったと思いますが。

<前神（地域活性化センター）>

役所がつくったところだから安心して来るという人もいるので、これからもあってもよいと思います。役所でも民間でも、どちらがつくってもいい。ただ、そのボリュームをニーズとともに変えていく必要はあるかもしれない。

地域の既存のものを活用するということは、すごく大事なんですけど、既存のものも常に変化している。今新しいといわれているものも、いずれは既存のものに変わっていくじゃないですか。なので、そうした変化に合わせて、**いろんな人と出会うことに向けて背中を押す**ような研修が必要なんです。

この前、ある市で職員向けに人材育成の研修をやったんですが、そこではいろんな職種の人に混ざってもらい、中堅層と若手職員の2人1組で市民インタビューをやってもらいました。すると、地域の人は、行政職員が思っているような回答ばかり言ってくれるわけではないということがわかる。こちらが思っているよりも地域のことを高く評価していたり、行政側が課題だと思っていたことにまったく困っていなかったりなど。こうしたことを通じて、外に出て話を聞くことは大事だと感じてもらい、来年以降もやっていきたいと思いますというのを動機付けしていくような取組が求められています。

でも、自治体の中でも上の世代になると、そんなことわざわざ聞きに行かなきゃわからないのか、という人もいる。ただ、昔は仕事を通じてそうしたことを知る機会が多かったんです。今はそれがなくなっている地域もある。だから、あえて研修を通じて話を聞きに行くということが大事になっています。どんなやり方で背中を押すかは地域の状況によって異なるので、それぞれが選んでいけばいいのかなと思います。

■地域の本当のニーズを知ることの難しさ

<坂本（Medical Studio）>

確かに、地域に出て行っている人に出会う機会をつくることはとても大事だと思うんですが、同時に行政という肩書きで地域に出て行くと、住民のほうで行政の期待するような話にあわせてくれるということもあるかもしれない。そうしたことに對し、行政マンとして、俯瞰した視点で判断・分析をするにはどうすればいいんでしょうか。ある意味企業のマーケティングとも共通ですよ。お客さんの声どおりに商品開発しても売れないのと同様で、本当のニーズに応えるためにはどういう工夫をしたらよさそうでしょうか。

<久保（川崎市）>

なぜ居場所が何カ所という話になってしまうのかなと考えると、おそらく介護保険制度がそのように組み立てられているからだと思うんです。たとえば、要介護の人が何人いるからデイサービスは何カ所必要、ということで目標が設定されている。それと同じ発想で居場所についても考えてしまうのではないかなと感じています。

また、行政としては何事もフルスペックで出さないといけないという感覚もあると思います。たとえば、子ども食堂をやるにしても、1食だけ提供するのでは足りない、3食すべて提供しないとけないといった話が出てくる。そこで事故が起きたら責任を問われるという部分もある。そうした考え方を脱却するために、どんな工夫が必要なのかという話なのかなという気もしています。

■行政と NPO の関係性の変化

<高橋（京都自立就労サポートセンター）>

住民の立場で考えると、昔は、自分たちがやっていることを行政に承認してもらうだけで満足していたんですよ。こんな小さな集まりの取組を行政の人が見に来てくれたとか、場所を提供してくれたとか。それがいつの間にか、事業委託みたいなことが主になってきて、住民の側も、お金を取るにはどうするかということばかり考えるようになってきた。それによって何が起きたかというと、住民側が行政が好むようなことばかりをやるようになった。昔は行政と NPO の関係はよくなかったんです。行政にとって、NPO は何を言うか分からない、という存在だった。それが今ではすっかりお行儀がよくなってしまって、行政と同じ方向を向いている。これで本当にいいんですか、と常々思っています。こんな状態でどうやって自分たちの今後の地域のあり方に目がいくのかと。今の状況だと、こういうことをしてほしいと行政が言うと、住民の側がそこに敏感になる。その結果、居場所が本来3つで十分なところ、5つも6つもできてしまい、蓋を開けたら誰も集まっていないということになっている。だけど、見落とされているところに孤立がさらに生まれている。そうしたことになんで気づいていないのかという憤りをずっと感じています。

<坂本（Medical Studio）>

NPO が行政の下請けとなってしまっているという指摘は、10 年くらい前から言われていますね。そういう意味では、行政が一度 NPO を手放すとういことも必要かもしれない。

<前神（地域活性化センター）>

確かに、下請け化が進んでいるところもありますが、一方で、対等の委託関係ということで、行政と NPO の関係が上下関係とならないように、委託書の作り方も変えているようなところもあります。でも、そうしたことができるのは、行政職員が NPO をはじめとする地域住民との関わり方をわかっているからだと思うんです。そうした関わり方を分かってもらわないと、行政は硬直化する。だからこそ人材育成が必要と言うことを国は言っているんだと思うんですが。

また、地域づくりは行政の思惑でするものではないということは考えないといけません。全部行政ではできないので、住民のことは住民で考えてもらおうという集まりが多くなっていますが、それは違うなと思います。

■行政内での情報共有の重要性

<松岡（岡山市）>

さっき久保さんが言っていたことに関連するのですが、行政として対応する範囲の線引きについてです。結局、一つのセクションだけで考えることには限界があって、**行政内でちゃんとつながる仕掛け**が大切だと思うんです。地域については、いろんな課が関わっていて、色々な情報を持っているけれども、細切れだったりする。そこを行政内で共有して、誰がどのようにアプローチするかを整理する必要がある。行政内で連携して、どこまでを行政の責任として対応するかについて、他部局も含めて話をするということを、しっかりとやっていくことが重要だと思います。

その中で、現場の情報が不足していれば直接聞きに行くということも重要。先日も町内会で言われたのですが、行政は、お願いするときだけ地域に話を持っていくが、地域住民からの宿題に対して何も返しにこないということ。そのときは、高齢化が進んでいてゴミ捨て時の当番がいなくなっているということを10年以上相談しているのに行政は何も動いてくれないということでした。その話を聞いていたのは環境部門の担当者だったのですが、聞くだけで特に誰にも話を持っていったいなかった。そこで、われわれ福祉部局のほうでとりあえず詳しい話を聞きに行きました。すると、いろんな地域課題が出てきて、少しずつ前に進んでいる状況です。何が言いたいかというと、やっぱり現場に行くのは大切だということと、行政内で協力することは重要だということです。

<前神（地域活性化センター）>

地域の人の宿題に回答していなかったというのは、自分のところだけで解決策を考えようとして、結局できなかったというわけでしょう。やっぱり、すべて住民がやるか行政がやるかという発想を変えて、やれることの持ち寄りで解決していく仕組みをつくることが大切だと思うんですよ。最初から役割を決めてしまうとうまくいかない。

以前、県の立場で虐待対応に関わっていたとき、加害者対応と被害者対応の両方を市が担うのは難しいので、加害者対応は県で引き取ることにしたんです。対応の権限自体はどちらも市にあるんですが、だからといってすべてを市で対応するのは負担が大きすぎる。このように柔軟に役割分担をすることで、クレーム対応は県が受け止めて、その間に市では被虐待者のケアに集中することができたんです。このときは県と市の連携でしたが、政令市であれば本庁と区役所とでそうしたことができるかもしれない。**違う組織をうまく組み合わせる**ことで回るものもあるのかなと思います。

■ミクロとマクロの視点を行き来することの重要性

<古城（ゆうゆう）>

先ほどの松岡さんのお話に戻るんですが、行政内での情報共有が重要だということについて、福祉だけでつながっていてもだめだということと共通するなと思って聞いていました。

また、行政マンが本当のニーズに出会うにはどうすればよいかという問いについてですが、わたしたち社会福祉法人やNPOは、どうしてもミクロを見てしまうというか、そこを見ずにはいられない立場だと思います。一方で、行政の方はマクロの視点を持っていることが強みといえる。ミクロとマクロの視点を行き来できる方が行政にいと、すごく心強いなと感じます。

<松岡（岡山市）>

そうですね。個別を見て全体に戻すとか、全体を見た上で個別にお願いするということの繰り返しが重要だということだと思います。

また、前神さんのお話を聞いていて、地域共生とは掛け合わせプラスアルファが重要だと感じました。県と市の役割分担も、そんなに難しいことではなくて、ちょっとしたプラスアルファの工夫でできることですよね。

<坂本（Medical Studio）>

ミクロとマクロの目線の合わせ方って、どうしたらいいんでしょうかね。

<久保（川崎市）>

川崎市では区役所と本庁があるのですが、区役所の福祉部門の職員が住民と話をすると、移動の足がないのでコミュニティバスがほしいという話や、市営住宅の一部が壊れているという話など、いろんなことが出てくるんです。すると、それぞれの担当部局の本庁部署にまで話を上げないといけない。当然話はするのですが、区役所の福祉部門と本庁のまちづくり局が直接話をしてもなかなかからちがあかないことも多く、じゃあ本庁の福祉部局が間に入ろう、となることもあります。ケースによっては粘り強く交渉する必要がある場合もあって、そうしたところを仕組みでカバーできるといいのかなと思いました。

■他部署連携の具体例

<坂本（Medical Studio）>

池田さんは、これまでいろんな自治体をご覧になっていると思いますが、部署を超えた地域づくりをする上で、どのような工夫がありうると思いますか。

<池田（全国コミュニティライフサポートセンター）>

各職員が素朴に行動したらいいのではないかなと思っています。政令市とか大きなところはなかなかハードルが高いという印象はありますが。たとえば、ある町で生活支援体制整備事業の状況について2時間話を聞いていたのですが、うちは何もやっていないとずっと話していたんです。それが最後に、地域包括支援センターの保健師の方から、実は最近こんなことをやっていて、という話が出てきて、それがまさに他部門との連携の話だったんです。

具体的には、高知県の山間集落なんですけど、あるとき、産業課の職員から、その保健師に対して、ふるさと納税の返礼品が足りなくなったので、介護予防にもつながる取組として、高齢者に野菜を出荷してもらえないかという相談があったそうです。保健師は、別の地域で同じような取組をした経験があり、その際は高齢者自身にすべてチェックをまかせていたところお金のトラブルで失敗してしまったので、今回は企画課の集落支援員のところへ行き、毎週月曜日の8時に集荷をして道の駅に運んでくれないかという依頼をしたそうです。また、集落の民生委員にも、高齢者への呼びかけに協力してほしいと声をかけた。さらに、せっかく出荷するならということと、企画課の地域おこし協力隊に依頼をして、ロゴマークを作ってもらったそうなんです。

こうして取組が始まったところ、集荷を行う場所に高齢者が集まることで、その場がサロンの役割を果たすようになった。また、当初はそれほど売れないのではとわれていたんですが、週1回の出荷を3ヶ月続けたところ、1ヶ月あたりひとり3万円ほどの収入になった。そうすると高齢者もがぜんやる気が出て、出荷の回数が週2回に増え、ご近所とのつながりも豊かになったということです。

ただ、役場の皆さんではおまけのように隣の課とつながっただけだと思っている。でも、ちゃんとみていくと、3課の職員が関わっての取り組みだったんです。役場としてかなりの仕事をしているはずなのに、それを評価していないという状況があるんだなということを感じました。そういう視点で見えていくと、案外庁内で横につながっているのではないかと思います。

福岡県の久留米市では、市役所職員がアフター5に市民活動に参加している人が多いんですが、それを市として認めているんです。本業だけでやっていると市民活動と対立してしまったりということがあったりするけれど、両方を知っているから、課題を1年では解決できなくても、翌年に自分の担当している施策に反映させていくといったこともできる。また、関連する情報を得ることができるといいと思います。

■現場の職員間でつながりが生まれるための仕組みづくり

<坂本（Medical Studio）>

今のお話を聞いて、久保さんはどう感じましたか。

<久保（川崎市）>

おそらく、個々には今池田さんがお話しされたようなことも起こってはいると思うんです。でも、やっぱり全体としてはまだまだ縦割り感が強い。それは組織が大きいせいもあると思うんですけど。

箱として考えると、地域包括ケアシステムをキーワードとして、市長以下の全幹部職員が集まる会議を年に数回やっていたりします。そこをきっかけとして、全然違う部署から問い合わせがあり、新しいことをやるというケースもゼロではない。ただ、職員の個人レベルで考えると、なんとなく壁が越えきれないところはあるなというのが現状ですが。

<松岡（岡山市）>

池田さんのお話、すごくおもしろいなと思って聞いていました。そういう話をどんどん聞きたいんです。そうすれば、他の部署にもこんなことがあったらいいよ、と持って行ける。ただ、それは事例集ではだめなんです。事例集だとまとまっちゃっているから。そうではなく、エピソードというか、**掛け合わせプラスアルファ**のところ、さりげない一つの行動が、また違う行動につながっていったりということが見えてくると、すごくいいなと思います。

地域づくりは、福祉だけでなく地域おこし協力隊をやっているところなど、他の部局も困っていると聞きます。ただ、そうした話は立ち話レベルでしかできていない。そうしたところがオフィシャルに話せるようになっていくといいなと思うのですが。おそらく、そういったことをやりたい人って、それぞれの担当のところで何人かいるはずなんです。そうした人たちに、こうしたやり方があるんだよというところを示してあげると、動くきっかけになるんじゃないかなと思います。地域包括ケアシステムを始めとして、上の方ではある程度連携の体制ができています。次は、下のところでつながって、上に持っていく仕掛けづくりが必要なのかなと。

<高橋（京都自立就労サポートセンター）>

共生社会の実現において、もっとも重要なのは、クラブ活動的なものと位置づけるということだと思っています。それぞれが学業や仕事に専念したうえでのクラブ活動的なものでないと、絶対に無理だと思うんですよね。それをちゃんと伝えていかないとけない。

一方で、お話を聞いていると、やや専門的に偏っているような気もする。いろんなことがごちゃまぜになっていて、それをどううまく伝えればいいのか難しいですね。

<前神（地域活性化センター）>

公務員が業務時間外に自主的に勉強会をやるといったことは、わりと多くの自治体でやっていると思います。そこから出てきた提案を施策化するという制度があるところもあります。ただ、そうした制度が眠っているところもあるので、掘り起こしを今やっています。

岡山市の地域おこし協力隊が大変だという話がありましたけど、政令市って、周囲の小さい自治体と合併しているところも多いので、都市部の課題も地方の課題もあって大変なんですよ。岡山県の中でおもしろい事例があつて。21歳で大学を休学して地域おこし協力隊として活動していた若者がいるんです。彼は地域のお年寄りの手伝いをしながら、一緒にお茶を飲むという活動をしているんですが、その話の中で、最近あの人困っていることが増えてきたから、みんなで何かしようか、といって活動が広がっているそうなんです。これは、成年後見の市民後見人養成講座でやっているような内容のことなんですけど、そうした講座をやるといっても難しいといって誰も来ない。でも、彼を通じて地域の住民が自発的にそうした活動をしてくれるようになっていく。そんなふうに、小さなことから地域とつながる術というのは、役所以外の人が持っていることが多いと思うんです。

■行政と地域住民との関係性

<池田（全国コミュニティライフサポートセンター）>

今の前神さんのお話の延長線上でいうと、うちの町の住民は意識が低くて、と言うようなことを言われる関係者の人がよくいます。でも、実際に地域の様子をしてみると、毎年福祉講演会のようなものがあり、そこに20年も30年も参加し続けている住民がいたりする。それなのに、一度も研修の評価をしていないんです。多くの住民は、研修の効果かどうかはわかりませんが、この地域をよくしていこうとか、自分が人の世話にならないで暮らしていこうと思っていて、みなさんいろんな工夫をして暮らしている。そうしたことにわたしたちは一度も目を向けずに、課題のある人にばかり目を向けている。それはどうなんだということで、最近は、住民が暮らしの中で行っている工夫やつながりをお宝として評価し、発表するという取組をしています（コラム④参照）。

先週もたまたま沖縄のある町でその発表会をやったんですが、終わった後に町内会長さんから電話がかかってきた。クレームかと思って役場の職員がたずねていったところ、発表会を通じて、地域包括支援センターが住民の支え合いを応援してくれているということがよく分かった、というお話だったそうです。

やっぱりわたしたちはこれまで常に課題の話ばかりをして、住民の人たちのいろんな工夫をしっかり評価してこなかったと思います。だいたい、役所の人々がにこにこしていたら怪しくて、住民側は何をやらされるんだろうかと思うんですよ。そんな中で、課題

を取り上げて皆さんどう思いますか、と言われても、それは役所がやることだろうとなってしまう。協議体が抗議体になってしまうんです。そういう意味で、住民の皆さんがやっていることを自慢のように話してもらうことのほうがいいんです。



(左より、池田さん、坂本さん)

【コラム④】「地域のお宝」探しによる支え合い推進

●取組の経緯●

介護保険サービスが普及していく中で、サービスの利用量が増えるにつれて地域とのつながりが希薄になっていく人が多いことに課題意識を感じていた。地域づくりの全体像をひとつの木として考えたとき、制度にもとづくサービスなどフォーマルな資源は枝葉であり、それを根っことして支えているのはご近所づきあいや友人・知人との関係といった日常の支え合いなどのナチュラルな資源であるが、こうした資源は外からは見えづらい。そのため、こうした地域住民の間の日常の支え合いを見える化し、その重要性を地域全体で認識することが必要だと感じ、「地域のお宝探し講座」を始めた。

●取組内容●

生活支援コーディネーターが中心となり、地域住民とともに地域のお宝探し講座を開催。講座では、近所のお茶飲み、仲間との散歩など、地域住民のふだんの暮らしぶりを教えてもらい、それらの活動が実は見守り・支え合いなどの機能を持つ「地域のお宝」であることを発見する。こうして集まった「地域のお宝」の情報を、広報誌やパンフレットで周知したり、「地域のお宝発表会」を開催して地域全体で共有することで、さらなる地域の支え合い推進につなげている。

●取組のポイント●

この取組を行う際には、日常の支え合いが「地域づくりの木」の根っことして重要であるということを理解する必要がある。その本質の理解をおろそかにして形式だけまねてもうまくいかない。

また、専門職は「地域を巻き込む」という表現をすることが多いが、そうではなく、住民の暮らしにまぜてもらおうという発想が重要である。しかしながら、市町村職員や社会福祉協議会の職員から、地域への入り方がわからないという声も聞かれるため、こうした点からのサポートも必要である。

■楽しく・仲良くをキーワードにする

＜池田（全国コミュニティライフサポートセンター）＞

最近気づいたのは、**行政と地域の人が仲良くしている姿が重要**だということ。ある町の住民向け研修会で、役場の課長さん以下担当者と、地域包括支援センター、社協の職員、総勢 20 数名で、ドラマのエンディングなんかでやっているようなダンスをやったんです。すると、アンコールという声があがり、アンケートではうちの地区でもやってもらえませんかという感想があった。肝心の研修会の内容よりもこうして行政と関係者が仲良くやっていることに対して嬉しいという評価があるということは、驚きもありつつ、それはそうだねと。どうしても福祉関係者は課題の方に目を向けてなんぼみたいないところがあるんですが、実はうまくいっている関係づくりから始まったほうが微笑ましく、重要なんだと思います。

これは 50 年くらい前の話なんですが、山形で生活保護ワーカーが批判された時代に、山形の民間の福祉関係者は、生活保護ワーカーを励ます会というものを開いたんだそうです。ワーカーが頑張ってくれていることを讃え、それによってワーカーも元気づけられて、みんなで対応を一緒に考えようということになりました。どうしても、我々は行政を批判しがちになってしまうんですけども、そうではなく、行政も含めて一緒に考えていくために、まずは仲良くなるというか、一緒に楽しむことから始まるのが重要なかもしれないと思います。

■長期的な視点での関わりの重要性

＜池田（全国コミュニティライフサポートセンター）＞

さっき、地域に出て行くといいましたが、1 回や 2 回ではその地域の姿は見えません。わたしは同じ地域に 50 回行っても、なかなかその人たちの暮らしぶりがみえてこないということもあります。ですが、行政や専門職の場合は大体 1 ～ 2 回地域に出かけて行って、それで地域診断をしようと思います。ですが、1 回や 2 回訪ねていっただけで、本音のことを話してくれる関係なんて、なかなか普通は作れないと思います。

高齢分野では、3年といった短期間で目標が立てられているけれど、地域づくりには長期的な視点が必要で、これではいつまでたっても達成できていない。また、コーディネーター人材の異動や退職などで勤務のスパンも短い。短期間でコーディネーターが変わっていたら、住民の方も何をやっているんだという話になってしまうので、その辺も含めて、行政や専門職だけでなく、住民の人たちとも一緒に考えていかないとはいけないと思います。

■厚生労働省の最終とりまとめへの意見

<坂本（Medical Studio）>

最後に、厚生労働省の地域共生社会推進検討会における最終とりまとめのうち、地域づくりに関する部分に対して思うところがあれば教えてください。

<古城（ゆうゆう）>

検討会の内容に関してということだと、「断らない相談」「参加支援」「地域づくり」の3つがセットということが鍵で、それぞれの要素が連携し、つながっていかないと、結局わたしたちが変えたいと思っている部分は解決されない。そのつながりのための仕掛けづくりとして、人材育成が必要なんだと思っています。

また、個人的な意見としては、「断らない相談」はこれまで行政として課題だった部分で、すごく重要だと思っているんですが、一方で「参加支援」「地域づくり」については、従来シビックエコノミーやソーシャルビジネスなど民間主体でやってきている取組とも近いのかなという印象があります。そうした従来の活動が圧迫されないように、うまくつながっていく方法があるのかなということは気になっていました。

■「公共性」の再考の必要性

<前神（地域活性化センター）>

わたしは、スライドP.21「多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びプラットフォーム」の図²が気に入ってよく使っています。**福祉サイドとまちづくりサイドの両方がここで出会う**というイメージがわかりやすく、どんな分野の人も、ああなるほど、と言ってくれるんです。あまり小難しいことを言わなくても、このように両方からアプローチをするということがイメージできる。それが地域共生という言葉を使う良さなんだろうと思っています。

² 厚生労働省「「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ（概要）」

<久保（川崎市）>

P.21の図は、実際にやってみようとする、この視点から地域をどう見るかという話と、分野を超えてどうするかという話って、やっぱり行政の中でいろんな壁があり、本当にできるのかなという不安をみんなが抱えている状況なのかなと思います。

また、NPOが下請け化しているという話と関連して、P.20にあるような資金の調達の話も重要だと思います。10年ほど前に、市川市で市町村民税の1パーセントを地域団体に寄付できるような仕組みをつくったと聞いたことがあって、住民に、そうした地域団体への関心をもってもらうためには有効な取組だと感じました。

<朝比奈（中核地域生活支援センターがじゅまる）>

P.21のスライドは、自治体がそもそも果たすべき役割そのものを示していると思うんです。だからこそ、どの分野の人にも受け入れやすいのかもしれないと思いました。また、ちょっと古くさい言葉になりつつありますが、**自治体が担う「公共性」とは**どういうことなのかを、地域共生の文脈において議論する必要があるのかなと感じています。具体的には、市役所の中で仕事をしている人の言うことを聞いて仕事することが公共なのか、ということだと思うんですね。先ほどの市川市の1%寄付の取組が興味深いのは、役所の論理ではなく住民の関心によってお金が配分される仕組みだけれど、それもまた公共性をもちうるということなんです。このように考えたとき、公共性とは何かを問い直す必要が生じてくる。

また、今回の議論で共通して出てきたのは、おそらく、同じテーマでも、立場を変えれば見方が変わるよねという話。たとえば池田さんのお話では、高齢者の活動は、介護保険の立場からみると介護予防だけれど、別の立場からみると、また違う見え方にもなるということだと思うんです。それぞれが勝手にやっていたことが、別の側からみると、とても重要な意味づけができたりする。自治体にはそうした絵柄を描いていくことが求められているのかなという気がします。

■多面的な立場で考えるために重要なこと

<前神（地域活性化センター）>

朝比奈さんがおっしゃったことはとても重要だと思います。最近、自治体職員を対象に、自分の仕事が外からどう見えるかを知る、という研修をやってるんです。自分の仕事が思った通りに伝わっているとは限らなくて、そのことに気がつかないと他者への共感みたいなことも難しいので。あと、自分の仕事を説明する際、要綱を読み上げるだけで、自分の言葉で語れないという職員も意外と多いんです。なので、研修では、自分の業務についてみんなに知ってもらいたいこと、楽しいこと、苦しいこと、助けがほしいこと、他に関心のある業務、身につけたいと思っていることを共有してもらおうんです。

こうすることで、お互いのことを知り合えるし、自分のことも改めて知ることができる。

行政だけでなく専門職の人にも言えるかもしれないのですが、ずっと自分の専門分野だけをやっていると見えなくなることってあると思うんです。地域共生って、**他者によって自分を知る**という関わりができて、それがおもしろいのかなと思います。なので、自分だけで解決しようと思わないでね、というメッセージがいるのかなと。自分だけでやろうと思うとしんどいけど、民間とか地域とか、うまく回っているところに学びに行くということでもいいと思うんですよ。役所が全部やらないといけないというところからちょっと離れてね、というメッセージが重要だと思います。

<池田（全国コミュニティライフサポートセンター）>

最終とりまとめにおいては、「断らない相談」と「参加支援」がわかれているんですが、「参加支援」という言葉が少々ふわっとしていて、この間に溝があるように読めてしまうのではないかという気がしています。しかし、実際には、断らない出口支援がないために相談を断っているということが大半なんです。そういう意味では、「断らない相談」だけに一生懸命になってしまうと、また現場が疲弊する可能性があるんじゃないかと思っています。まだまだ出口支援の実践は多くはないので、これから熟成していく時期が必要なんじゃないかと思っています。

また、国が制度をつくっても、いずれ狭間が生まれていく。そうしたときに、財源は国だとしても、実際の運用は自治体が主体となって、その間を埋める取組をちゃんと考えられるようになっていかないと難しいんじゃないかと思っています。

<松岡（岡山市）>

専門職研修のアンケートをみていて、印象的だったのは、「今までの対応は間違っていなかったが、次の段階に進まないといけない」という感想が多かったことなんです。地域づくりも同じで、今までのやり方も間違っていたわけではないけれど、時代が変わってきているから、もう一度見つめ直す作業が必要なんだということだと思います。国に言われたからやるのではなく、**自分たちで考えることが重要**。でも、そのときに、自分たちだけで全部考えようとするのではなく、**他部門や、民間、地域の住民に知恵を借りる**ということが大事なんだと感じています。

令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築に必要な

人材育成手法の開発に関する調査研究事業

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築に向けて

これからの地域づくりに向けて

～地域づくりの実践者による座談会記録～

令和2年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

住所：〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2

電話：03-6733-1024

FAX :03-6733-1028

令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築に必要な
人材育成手法の開発に関する調査研究事業

報告書

令和2（2020）年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

住所：〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2

電話：03-6733-1024

FAX：03-6733-1028